

# 第3次 豊田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

2026年度～2031年度



ともに 誰かがつながり合い、自分らしく、  
安心して暮らすことができるまち をつくる

2026年3月

豊田市  
豊田市社会福祉協議会



# 第3次豊田市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

2026年度 ▶ 2031年度

2026年3月

豊田市 豊田市社会福祉協議会

2020年3月に策定した「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「安心して自分らしく生きられる 支え合いのまちづくり」を基本理念に、地域の支え合いの仕組みづくりなど4つの基本目標のもと様々な取組を進めてまいりました。

具体的には、複雑・複合化する困りごとに対応するため「全市的な総合相談体制」の構築を進め、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所の機能強化、市役所本庁舎や各支所への総合相談窓口の設置を行いました。また、コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする相談支援機関が連携し、



「包括的相談支援」体制の充実にも取り組んでいます。さらに、2021年の社会福祉法改正により創設された「重層的支援体制整備事業」では、断らない相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に進めてまいりました。

地域全体で困りごとを支えるためには、多様な主体が認め合い・支え合える地域づくり、誰もが参加できる機会づくり、安心して暮らせる支援の充実が必要です。こうした考えのもと、行政と社会福祉協議会が一体となり、「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

第3次計画は、「地域共生社会推進全国サミット in とよた」で採択された「とよた宣言」の理念を継承し、「ともに誰もがつながり合い、自分らしく安心して暮らせるまちをつくる」を基本理念としています。策定にあたっては、アンケート調査や住民懇談会などで寄せられたご意見を反映しています。孤独・孤立やつながりの希薄化といった課題に向き合い、「おたがいさま」と言い合える関係を築き、誰もが日々の暮らしの中で幸せを感じられる社会をめざします。

最後に、第3次計画の策定にあたりご協力いただいた多くの皆様、そして豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において熱心にご議論いただいた日本福祉大学の小松理佐子先生をはじめとする委員の皆様へ深く感謝申し上げます。

2026年3月

豊田市長 太田 稔彦

近年、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化、災害の激甚化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした変化により、地域の課題がより複雑・多様化する中で、「地域共生社会の実現」に向けて、包括的な支援体制の構築や孤独・孤立への対応、災害時の支援体制の強化、権利擁護の推進など、地域全体で支え合う仕組みのさらなる充実が求められています。

豊田市社会福祉協議会では、第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、ボランティア活動の推進、相談体制の整備、生活困窮者や子ども・高齢者への支援、権利擁護の充実などに取り組んできました。これらの活動を通じて、地域に新たなつながりが生まれ、支援の担い手の裾野も着実に広が



ってきました。一方で、人材の確保は依然として課題であり、地域社会の変化に伴って、孤独・孤立への対応など新たな課題も顕在化しています。

こうした成果と課題を踏まえ、このたび「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。策定にあたっては、住民主体の地域づくりを基本に据え、住民懇談会や関係機関へのヒアリング、福祉事業所へのアンケート、さらに「孤独・孤立対策」「身寄りのない方への支援」「地域の担い手づくり」などをテーマとしたワークショップを通じて、多くの皆様から貴重なご意見をいただきました。

今後6年間、この計画をもとに、地域の多様な主体と連携しながら、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

2025年10月には、当協議会は法人化50周年という大きな節目を迎えました。この50年の歩みを振り返る中で、私たちは、地域住民や関係団体、企業、学校など、さまざまな立場の方々との「つながり」が、地域福祉を支える原動力であることを改めて実感しました。日々の活動の中で、困りごとを共有し、支え合う関係が地域に根づいていくことの大切さを、私たちは地域の皆さんとの関わりの中で繰り返し確かめてきました。

豊田市社会福祉協議会は、そうした皆様の思いと力をつなぎ、地域の中で支え合いの輪を広げていく「つなぎ手」としての役割を、これからも大切に担ってまいります。

「ともに 誰もがつながり合い、自分らしく、安心して暮らすことができるまちをつくる」という基本理念のもと、今後も市民の皆様をはじめ、地域の多様な機関・団体の皆様と力を合わせ、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました地域福祉活動計画策定委員長をはじめ、委員の皆様、市民の皆様、そして地域の多様な機関・団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

2026年3月

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会会長 安田 明弘

世界的に猛威をふるった新型コロナウイルス感染症への対応に追われて気づかぬうちに、私たちの社会・地域では様々な変化が起きていました。社会や地域、そして個人・家族の中にある脆弱性が、孤独・孤立、不登校、ひきこもり、自殺といったかたちで私たちの目の前に現れました。人口減少・高齢化の影響もあって、地域では「担い手不足」が顕著になり、コロナ後に地域活動を再開しようとしても容易にできない状況が散見されました。海外に目を向けると、各地で戦争・紛争が起き、収束の手立てを見つけられずにいます。私たちは、他者と助け合って共に生きるという人間の最も基本となる能力を失いはじめているのではないかとさえ感じます。



第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画は、こうした状況を背景に、豊田市が一丸となって地域共生社会を実現するための指針として策定しました。計画の理念である、「ともに誰もがつながり合い、自分らしく、安心して暮らすことができるまち」は、失いかけている人間としての尊厳を取り戻そうという宣言といっても過言ではありません。

この計画は、地域福祉計画・地域福祉活動計画に加えて、包括的な支援体制整備計画・重層的支援体制整備事業実施計画、権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画を包含しています。やや多くの計画が盛り込まれているように感じられるかもしれませんが、「自分らしく、安心して暮らすことができるまち」にするためにはこれらがバラバラに展開されるのではなく、調和のとれた施策として推進しなければならないと考えたからです。

そのような意味では、計画を策定して終わりではなく、ここに掲げた施策・事業をいかに着実かつ調和のとれた形で実施していくかが最も重要な課題といえます。計画の策定過程では、計画の進行管理・評価のあり方を丁寧に検討し、評価指標、数値目標の設定とともに、「エピソード」による質的な評価方法も盛り込みました。

この計画を評価するのは豊田市民のみなさんです。みなさんにこの計画の実施状況を厳しく、そして温かく見守り、育てていただけることを願っています。

2026年3月

豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 分科会長 小松 理佐子

少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、制度や分野の枠を超え、人と人、人と地域がつながり合いながら、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現が、これまで以上に求められています。

本計画は、その実現に向けた道しるべとして、基本理念・基本目標を共有するとともに、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画を一体的に位置づけて策定しました。行政が社会福祉法第107条に基づき策定する地域福祉計画と、社会福祉法第109条に基づく民間組織である社会福祉協議会が、住民や地域の多様な主体とともに策定する地域福祉活動計画を一体としてまとめた点は、本計画の大きな特徴です。



地域福祉は、行政による制度設計や事業展開だけで完結するものではありません。むしろ、日々の暮らしの中で生まれる違和感や困りごとに気づき、行動する住民の参加、支援を受ける立場にある当事者自身の参加、そして福祉・医療・教育・司法・企業など多機関による協働が重なり合うことで、はじめて実効性を持つものとなります。本計画では、そうした民による主体的・選択的な活動の積み重ねが、地域福祉活動計画として形づくられ、その動きが行政の地域福祉計画を先導し、支え、更新していく関係性を重視しました。

地域福祉活動計画は、住民一人ひとりの気づきや関心、当事者の声や経験、そして多様な主体の関わりを出発点に、地域における実践を積み重ねていく「活動・行動計画」です。支援する側とされる側という固定的な関係を超え、誰もが地域の一員として役割を持ち、互いに選び合いながら支え合っていく。そのような地域の姿を、住民参加・当事者参加・多機関協働を通じて、ともにつくっていくことを目指しています。

また、今回の計画では、これまで難しいと考えられてきた「評価」にも積極的に挑戦しています。評価は、結果を一方向的に測るためのものではなく、住民や当事者、関係機関が対話を重ねながら取組の過程を振り返り、学び合い、次の行動につなげていくための営みです。計画を「つくって終わり」にせず、地域の実践とともに見直し、育て続けていくための仕組みとして位置づけました。

本計画が、多くの方にとって地域福祉を「自分ごと」として考え、参加し、関わり続けるきっかけとなり、豊田市における地域共生社会の実現に向けた確かな一歩となることを願っています。

2026年3月

豊田市地域福祉活動計画策定委員会 委員長 永田 祐

# 目次

---

## p 1 第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

---

p 2 1 計画策定の趣旨・目的

p 3 2 計画の位置づけ

p 4 3 計画の期間

p 5 4 計画の策定体制

## p 7 第2章 地域共生社会の実現に向けて

---

p 8 1 地域共生社会について

p 12 2 地域共生社会の実現に向けた動き

## p 23 第3章 豊田市の地域を取り巻く現状と課題

---

p 24 1 統計データから見る豊田市の現状

p 28 2 アンケートから見る市民・活動者の意識

p 36 3 第2次計画の評価と今後の方向性

p 46 4 テーマ別ワークショップからの意見

p 52 5 豊田市の地域福祉の方向性

## p 53 第4章 計画の構成と基本方針

---

p 54 1 基本理念

p 54 2 視点

p 55 3 基本目標

p 55 4 施策

p 56 5 計画の体系

p 58 6 計画の評価

p 61 **第5章 地域福祉に関わるうえでの共通視点** 

---

- p 62 1 共通視点の策定にあたって
- p 62 2 地域福祉に関わるうえでの共通視点
- p 68 3 住民懇談会、高校生・大学生意見交換会

p 71 **第6章 重点施策・基本施策の展開** 

---

- p 72 重点施策1 地域における福祉の担い手づくりと活躍支援
- p 78 重点施策2 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進
- p 83 基本施策1 認め合う社会風土の醸成
- p 85 基本施策2 意思決定支援の推進
- p 87 基本施策3 支え合う地域づくりの推進
- p 89 基本施策4 配慮が必要な人の社会参加・就労支援
- p 92 基本施策5 配慮が必要な人への支援体制の強化
- p 95 基本施策6 災害時の福祉支援体制の充実

p 97 **第7章 豊田市包括的な支援体制整備計画・  
重層的支援体制整備事業実施計画** 

---

- p 98 1 計画の策定にあたって
- p 102 2 豊田市が目指す地域共生社会とは
- p 103 3 基本的な考え方
- p 106 4 包括的な支援体制の充実に向けた課題
- p 107 5 豊田市における重層的支援の枠組み・仕組み
- p 114 6 ロジックモデルの考え方を取り入れた取組方針と目標の設定：とよックモデル
- p 118 7 重層的支援体制整備事業の実施について
- p 124 8 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの仕組み
- p 125 参考 多様な主体との共働を通じた本計画の策定プロセス

p 129 **第8章 豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画** —

- p 130 1 計画の策定にあたって
- p 132 2 豊田市における権利擁護支援の現状
- p 137 3 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題
- p 141 4 豊田市における権利擁護支援の推進体制
- p 145 5 本計画を推進するための主な取組
- p 147 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの考え方

p 149 **第9章 再犯防止推進計画** —

- p 150 1 計画の策定にあたって
- p 152 2 豊田市における再犯防止を取り巻く状況
- p 154 3 豊田市における再犯防止のさらなる推進に向けた課題
- p 155 4 豊田市における再犯防止の推進体制
- p 156 5 本計画を推進するための主な取組
- p 157 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画における本計画部分の評価の考え方

p 159 **第10章 更なる基盤づくりに向けて** —

- p 160 1 地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）
- p 161 2 とよたローカルゴール

p 163 **第11章 計画の推進体制** —

- p 164 1 計画の進行管理
- p 164 2 計画の評価体制

**p 165 資料編**

---

- p 166 1 策定の経過
- p 168 2 統計データ詳細
- p 171 3 豊田市社会福祉審議会
- p 175 4 豊田市地域福祉活動計画策定委員会
- p 178 5 用語説明



# 第1章

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

第1章では、「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の目的や位置づけについて記載しています。

### 内容

- 1 計画策定の趣旨・目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

# 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

## 1 計画策定の趣旨・目的

本計画は、地域共生社会の実現を目的に、地域福祉の推進に向けた方向性と取り組むべき内容を示すものです。人と人とのつながりを大切に、助け合い・支え合える関係づくりを進めながら住民、地域団体、事業者、企業など多様な主体が共働りし、地域全体で日常の暮らしを支える仕組みと役割を明確にします。

### 社会福祉法

(地域福祉の推進)

#### 第四条

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

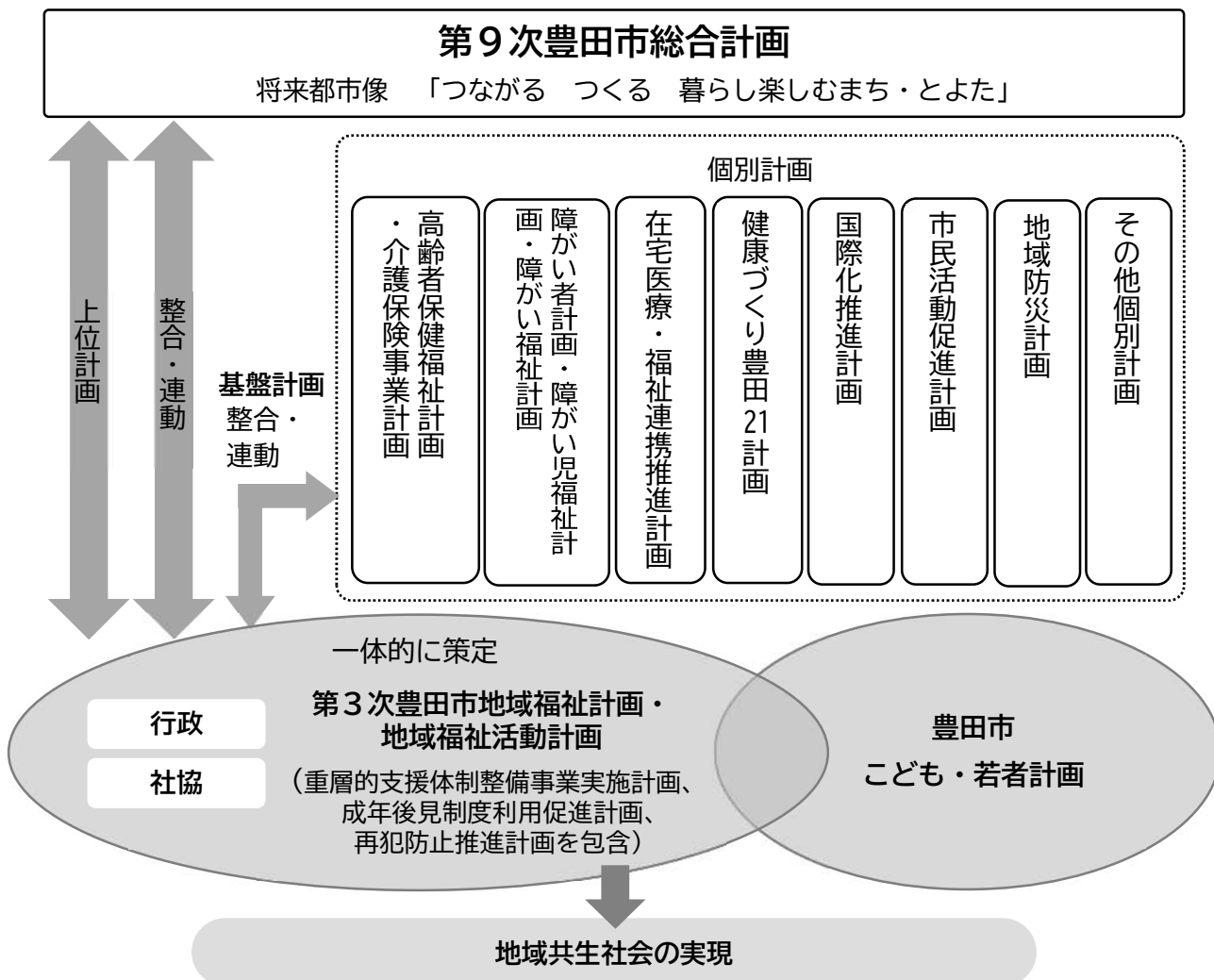
### 地域福祉とは

地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が、年齢や障がいの有無、家庭環境、国籍などにかかわらず、安心して自分らしく生活できるよう、地域の中で支え合い、助け合う仕組みを築いていくことです。一人ひとりが互いを理解し、認め合い、思いやりを持つことで、共に暮らしやすい地域社会が形成されていきます。その輪が広がるほど、地域福祉はより豊かに、力強く進展していきます。

## 2 計画の位置づけ

- 「豊田市地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画です。
- 「豊田市地域福祉活動計画」は、住民が主役となった地域福祉活動を実践するために豊田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定する住民活動計画です。
- 本計画は、行政と社協が連携を図りながら上記の計画を一体的に策定するものです。
- 市政経営の基本である「第9次豊田市総合計画」を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画を横断的につなぐ役割を担う基盤計画として策定しました。また、こども・若者、防災、住生活など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。
- さらに、本計画は「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

### 【 上位計画・関係計画との関係 】



### 3 計画の期間

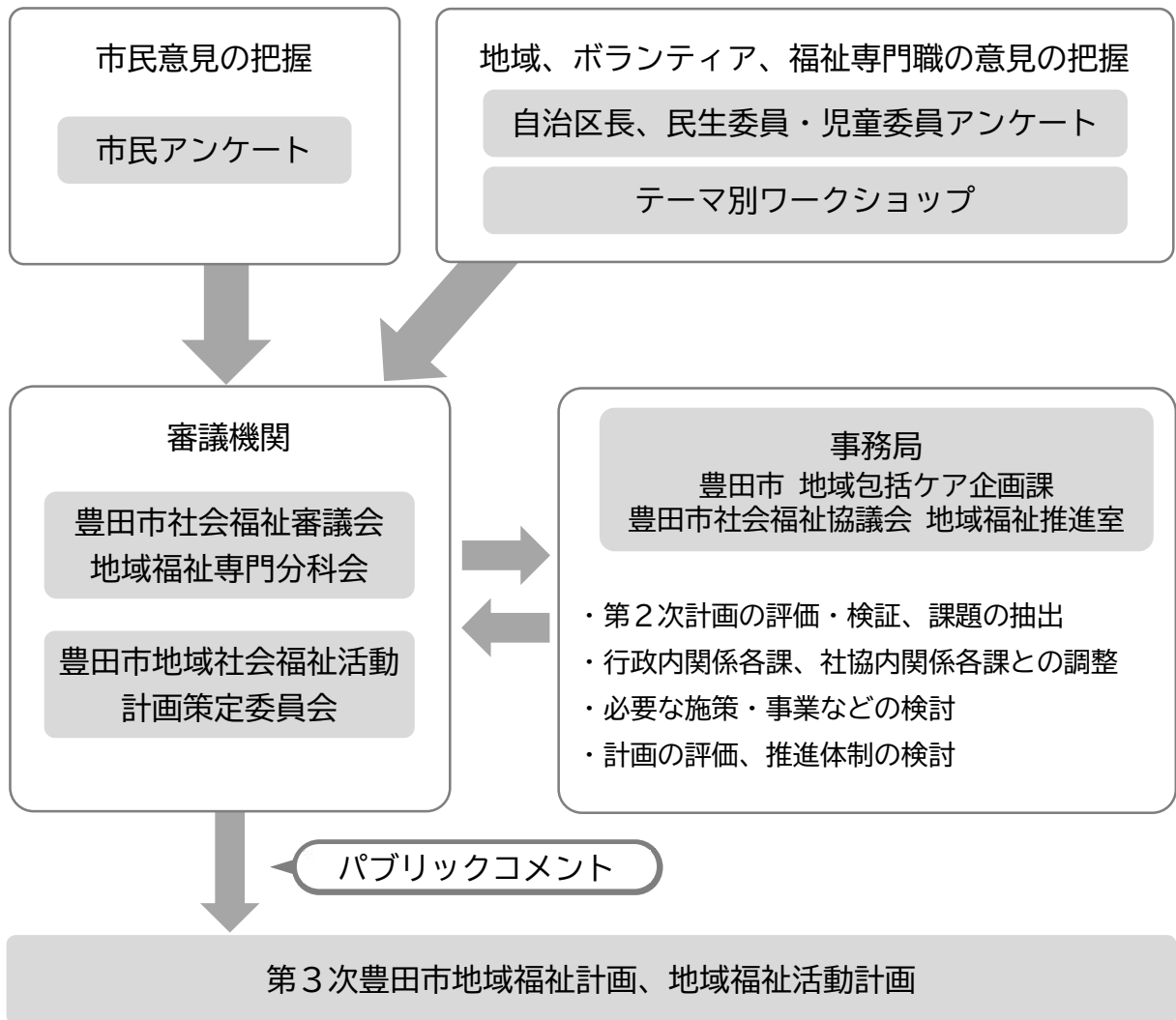
本計画は、2026年度から2031年度までの6年間を計画期間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

(年度)	...	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
	...	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
豊田市総合計画	第8次			第9次								
豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第2次			第3次(6か年)								
豊田市重層的支援体制整備事業実施計画				第1次 (豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含)								
豊田市成年後見制度利用促進計画	第1次			第2次 (豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含)								
豊田市再犯防止推進計画	第1次			第2次 (豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含)								
豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期	第9期		第10期			第11期					
豊田市障がい者計画 (豊田市障がい者ライフサポートプラン)	第5次				第6次							
豊田市障がい児福祉計画	第2期	第3期		第4期			第5期					
豊田市障がい福祉計画	第6期	第7期		第8期			第9期					
豊田市在宅医療・福祉連携推進計画	第1次	第2次						第3次				
豊田市子ども総合計画 (豊田市子ども・若者計画)	第3次			第4次				第5次				
健康づくり豊田 21 計画	第三次	第四次						第五次				
豊田市国際化推進計画	第3次			第4次				第5次				
豊田市市民活動促進計画	第4期			第5期				第6期				
豊田市地域防災計画												

## 4 計画の策定体制

本計画は、「豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」と「地域福祉活動計画策定委員会」が中心となり、検討を行いました。また、アンケートやテーマ別ワークショップ、パブリックコメントの実施など、各過程で市民参画を経て策定しています。

### ○ 計画策定の流れ





## 第2章

# 地域共生社会の実現に向けて

第2章では、地域共生社会の概要や、実現に向けた様々な動きについて説明しています。

### 内容

- 1 地域共生社会について
- 2 地域共生社会の実現に向けた動き

# 地域共生社会の実現に向けて

## 1 地域共生社会について

### (1) 地域共生社会が求められる背景

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

私たちの暮らしには、家庭や地域、職場など生活の様々な場面において、声掛けや助け合いなどを通じて、お互いに支え合う関係性があります。しかし、近年、高齢化や人口減少に伴い、こうした「つながり」の希薄化が進み、支え合いの基盤が弱まっています。人と人との「つながり」が少しずつ揺らぐ中、これらを再構築していくことを通じて、誰もが役割を持ち、お互いの存在を認め合い、時に支え合いながら、暮らしの中で様々な困難に直面しても孤立せず、その人らしい生活を送ることができる社会の実現が求められています。

また、地域活動の担い手や働き手の減少により、耕作放棄地や空き家の増加、地域活動や商店街の衰退など、地域での様々な課題が深刻化しています。これまで当たり前であった地域社会の存続そのものが危ぶまれる中、これらの課題を乗り越えるためには、福祉の枠組みにとどまらず、文化や地域活動、経済、産業といった領域を超えて「つながり」、地域全体を支えていく視点が、これまで以上に重要となっています。

一方で、私たちの暮らしの中で生じる、病気や子育て、失業などの課題に対しては、公的な支援の充実を図ってきました。これまでの公的な支援では、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別や、介護・医療・保育といったサービスの種類といった機能別に整備されてきました。しかし近年、私たちの暮らしの多様化により、課題は複雑化・複合化しています。このように世帯単位で複数の課題を抱える多機関にわたるニーズや、既存の制度の狭間に落ちてしまうケースへの対応が困難となっていることから、これまでの縦割り型の仕組みを改めて見直し、多機関が包括的に「つながり」支える仕組みの構築が不可欠となっています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、私たちには今、改めて「つながり」の大切さを認識し、こうした関係性を再構築しながら、「地域共生社会」を目指すことが必要となっています。



※出所：厚生労働省「地域共生社会とは」より引用

## (2) 地域共生社会を支える仕組み：包括的な支援体制

包括的な支援体制とは、地域共生社会の実現のため、地域住民等により地域福祉の推進に向けた取組みや活動が活発に行われるとともに、支援関係機関等とつながり、多機関による地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制のことです。

このような体制の整備は、社会福祉法に基づき、市町村の努力義務となっています。

近年、介護や子育て、経済的な困窮、健康課題など、暮らしの中で複数の困り事が絡み合った「複合的な課題」を抱える方や世帯が増加しています。こうした方や世帯では、本人がどこに相談すべきか分からなかったり、自ら助けを求めることが困難な状況にあたりすることで、問題が深刻化し、危機的な状況に陥るまで表面化しないケースも少なくありません。例えば、ひきこもり状態にある50代の子どもと80代の親が孤立する「8050問題」や、子育てと介護の同時負担が生じることで生活が破綻する「ダブルケア」など、既存の高齢者・障がい者・子どもといった対象者別の支援をそれぞれで行っているだけでは、世帯全体の課題を解決できない事例が顕在化しています。

このような制度の「はざま」にある課題や複合的なニーズに対応するためには、日々の地域活動を促進し、地域の中でのつながりを取り戻すような働きかけを行うとともに、特定の機関が個別に支援を行うのではなく、多機関が円滑に連携し支援する仕組みの構築といった分野の枠を超えた「包括的な支援体制」の構築が不可欠です。

そのため、2018年の社会福祉法改正において、「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務として規定されました。

### (3) 包括的な支援体制の整備に向けた取組：重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮といった各分野の相談支援等の取組みを活かしつつ、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた支援関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業であり、包括的な支援体制を整備するための方法の一つとして定められたものです。

重層的支援体制整備事業は、市町村が包括的な支援体制の整備を行うための方法の一つ（任意事業）として、2021年の社会福祉法改正により創設されました。また2024年の社会福祉法改正では、地域住民の安定した居住の確保に向けた支援に努めることも求められています。この事業では、以下の①～⑤の事業に一体的に取り組むことを通じて、体制の整備を進めます。

#### ①包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する

#### ②多機関協働事業

複雑化・複合化した課題について適切に対応するため関係者の連携で解決にあたる

#### ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に訪問等を実施し支援を届ける

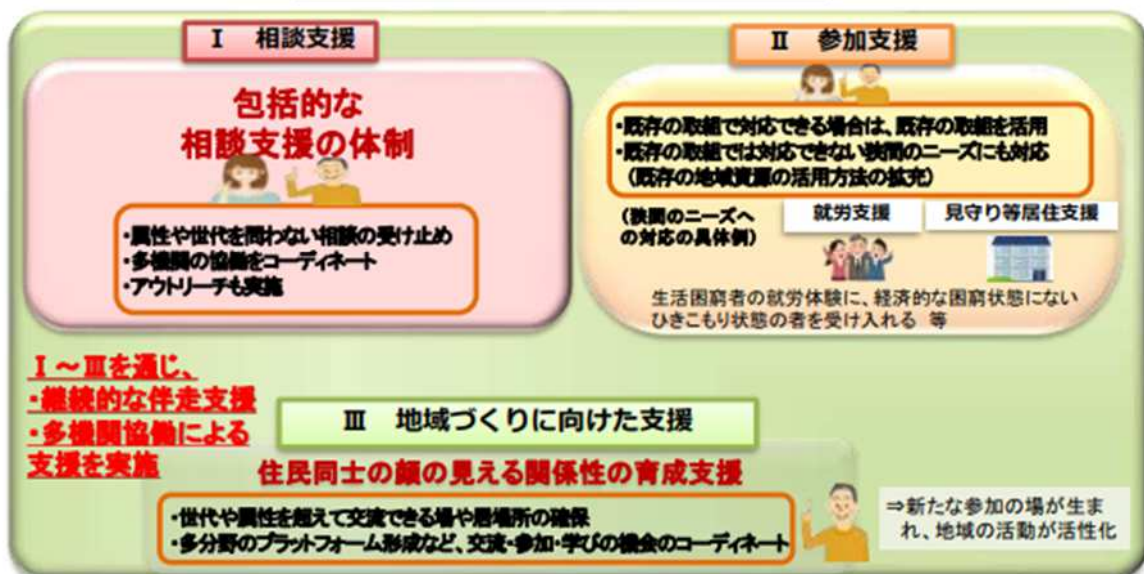
#### ④参加支援事業

社会とのつながりを作るための支援を行う

#### ⑤地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりのコーディネートを行う

### 重層的支援体制整備事業の全体像

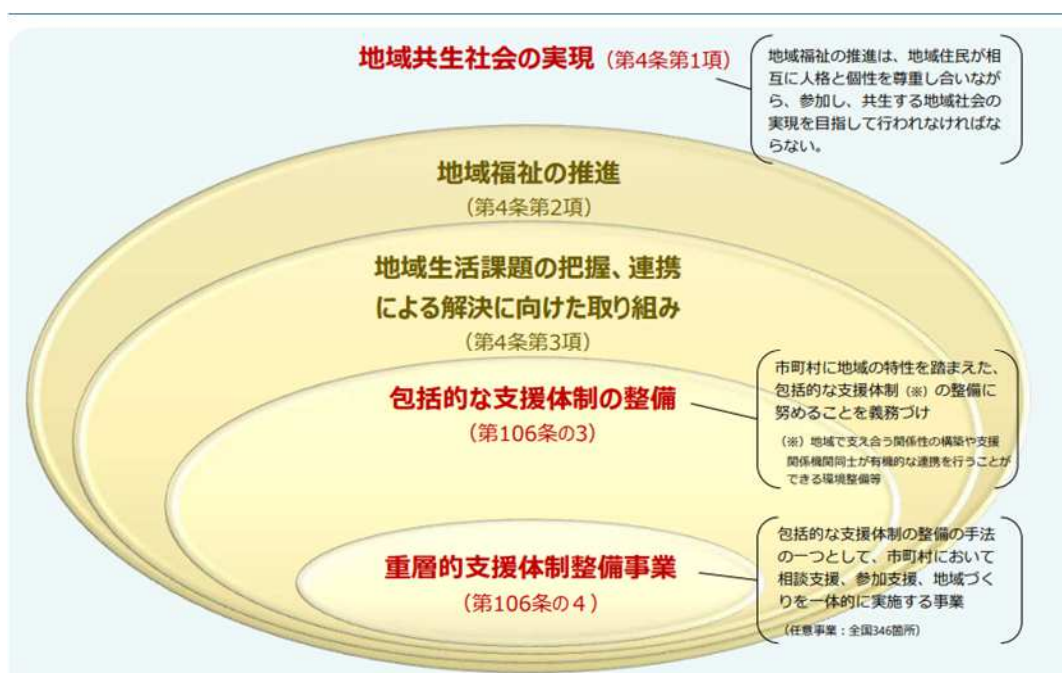


※出所：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より引用

## 「地域共生社会」と「包括的な支援体制」と「重層事業」の関係は？

これらの言葉は、すべて「地域で支え合える仕組みづくり」につながっています。地域共生社会は、誰もが安心して暮らせる地域を目指す考え方で、その実現に向けて市町村が整備を進める仕組みが包括的な支援体制です。

さらに、この体制を具体的に整備するための取組の一つが重層的支援体制整備事業であり、これらを通じて、福祉だけでなく医療や住まい、就労など、生活に関わるさまざまな分野が連携して支援する仕組みづくりを進めています。



※出所：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より引用

## 2 地域共生社会の実現に向けた動き

### (1) 国の動き

#### 地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ

- 2024年から開催された「地域共生社会の在り方検討会議」において、人口減少や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、社会構造の変化を踏まえた議論が重ねられ、2025年5月に中間とりまとめが公表されました。
- 本とりまとめでは、福祉分野にとどまらず、まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等との連携や地域との協働を通じて、包括的な支援体制の整備を進めることが、2040年に向けた地域共生社会の深化に不可欠であると示されました。

#### <「中間とりまとめ」のポイント>

1. 地域共生社会の更なる展開
  - ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
  - ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
  - ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化
2. 身寄りのない高齢者等への対応
  - ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
  - ② 日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
  - ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワークの構築
3. 成年後見制度の見直しへの対応
  - ① 判断能力が不十分な人の地域生活を支える事業を新設
  - ② 権利擁護支援推進センター（現在の中核機関。権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーターや家裁からの意見照会に対応）を法定化
4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
  - ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
  - ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進
5. 社会福祉における災害への対応
  - ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
  - ② DWA T（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

## 孤独・孤立対策に関すること

- 2023年に成立した「孤独・孤立対策推進法」が2024年4月に施行されました。この法律では、孤独・孤立の状態が人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得ることを踏まえ、国・地方公共団体・関係機関が連携して支援を行う責務が定められています。
- 2024年6月、孤独・孤立対策推進法に基づき「孤独・孤立対策重点計画」が策定されました。この計画では、相談支援、官民連携、啓発活動、人材育成、実態調査などを柱として、孤独・孤立の予防と支援を総合的かつ計画的に進める方針が示されています。
- 地方公共団体に対しては、関係機関による「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が努力義務として課されており、地域における情報共有と支援体制の強化が求められています。
- 孤独・孤立の課題に対応するため、行政と民間団体が連携して情報共有や支援の強化を図る全国的な枠組みとして、2022年2月に内閣府が官民連携プラットフォームを設置しました。現在は、地域ごとの「地方版プラットフォーム」の構築も進められています。

### <「孤独・孤立対策重点計画」のポイント>

#### 基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

#### 孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う。
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する。

## 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援に関すること

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、2016年4月に成年後見制度利用促進法が成立、同法に基づき、2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画（2017年度～2021年度）が閣議決定され、制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備が進められました。
- 2022年3月、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、第二期基本計画が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。
- 2025年2月、法務大臣は法制審議会に対し「成年後見制度の見直し」について諮問（諮問第126号）を行い、制度改正に向けた正式な審議が開始されました。この諮問は、高齢化の進展や障害者権利条約の審査結果を踏まえ、本人の尊厳や権利擁護をより重視する制度への転換を目的としています。

### <「第二期成年後見制度利用促進基本計画」のポイント>

- ① 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実  
成年後見制度の見直しに向けた検討、成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討
- ② 成年後見制度の運用の改善  
家庭裁判所と地域の関係者の連携による、本人にとって適切な後見人等の選任など
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進  
中核機関のコーディネート機能強化、市民後見人や法人後見の担い手育成や支援など

## (2) 愛知県の動き

### あいち福祉保健医療ビジョン 2026 の策定

- 愛知県は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、「あいち福祉保健医療ビジョン2026」を策定しています（計画期間：2021年度～2026年度）。このビジョンでは、共に支え合う地域づくりや予防・早期対応の重視などを柱に、子育て支援、健康づくり、医療・介護体制の整備、障がい者支援などを総合的に進めています。

#### 「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」の概要

##### (基本的な視点)

「地域共生社会」「すべての人が輝くあいち」を目指し、様々な取組を進める上で、共通して必要となる考え方を4つの視点として整理。

- 視点① 共に支え合う地域づくり
- 視点② 本人・世帯を主体とした包括的支援
- 視点③ 予防・早期対応の重視
- 視点④ 適切な役割分担と連携

##### (施策の方向性)

地域共生社会を実現するうえで共通して必要な取組について位置付けるとともに、各分野の施策の一層の充実を図り、福祉・保健・医療が一体となった取組を推進。

##### 第1節 共に支え合う地域づくり

##### 第2節 安心・安全な暮らしを支えるサービスの充実

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1 子ども・子育て支援    | 2 健康寿命の延伸 |
| 3 医療・介護提供体制の確保 | 4 障がい者支援  |

### (3) 豊田市の動き

#### 第5回地域共生社会推進全国サミット in とよたの開催

- 豊田市では2023年に「地域共生社会推進全国サミット in とよた」を開催し、市民・民間事業者・行政など多様な主体が、「つながり」を大切にする社会のあり方を改めて確認し合いました。
- そして、このサミットの成果として、地域共生社会の理念を共有し、今後の方向性を示すための指針として、豊田市が目指す地域共生社会の姿を「とよた宣言」として発信しました。

#### 第9次豊田市総合計画（ミライ構想・ミライ実現戦略2030）の策定

- 2024年度に第9次豊田市総合計画を策定しました。第9次豊田市総合計画は、本市が目指すまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画です。
- 第9次豊田市総合計画では、長期（2050年）を展望して設定する「ミライ構想」と今後5年間で特に注力する取組の方向性を示す「ミライ実現戦略2030」の2つの構成となっています。

##### ➤ ミライ構想

「ミライ構想」は、2050年を展望し、普遍的なまちづくりの方向性を示すものです。将来像として「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」を掲げ、多様な主体とのつながりや学び合いを通じた人づくりを重視しています。地域共生社会の深化や包括的な支援体制の整備など、他の福祉関連計画とも連動した施策展開を行います。

##### ➤ ミライ実現戦略2030

「ともにこどものミライに夢と希望をつくる」と「ともにミライにつながるまちをつくる」の2つを取組方針とし、「人口減少社会におけるまちの担い手である『こども起点』でまちづくりを考えること」、「誰もが『つながり合う』まちづくりを進めること」、「人を支える『まちの基盤』をつくること」を5年間で特に注力する3つの視点として定めています。

### こども・若者計画の策定

- 本市では、こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的として、2025年度に「豊田市こども・若者計画」を策定しました。
- 本計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」など、国の法律などに規定される様々な計画として位置付けています。計画では、「こどもたちの笑顔があふれるまち とよた」を基本理念とし、こどもも大人も、全ての人が笑顔で過ごすことができる、「みんなにやさしいまち」の実現を目指しています。

### 健康づくり豊田21計画の策定

- 本市では、すべての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせることを目指し、2023年度に「健康づくり豊田21計画（第四次）」を策定しました。
- 本計画では、これまで個別に策定し推進を図っていた「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を一体的に策定し、より効果的に市民の健康増進等の推進に関連する施策を展開します。「幅広い世代を対象とした健康教育・啓発の推進」「多様なつながりによる健康づくりの推進」を重点方針とし、市民・関係機関・事業所等と協働して取り組んでいます。また、市民一人ひとりが健康に関する取組を自ら進めていただけるよう、健康づくりの合言葉として「とよた健康プラス10」を設定し、市民の健康意識の向上を進めています。

## (4) 全国社会福祉協議会の動き

### 社会福祉協議会基本要項 2025 の策定

- ニーズの変化・多様化、地域生活課題の複雑化・複合化に応じ、社協活動・事業が広がっている現状と福祉以外の他分野との連携・協働の必要性の高まり、また地域福祉の施策化の潮流等を踏まえ全国社会福祉協議会では、31年ぶりに「社会福祉協議会基本要項」を改定しました。

#### 【改定ポイント】

- 社会福祉協議会の使命として「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げました。
- 住民主体の理念を明記しました。

住民主体の理念：① 住民を中心に置くこと  
② 住民のニーズに基づくこと  
③ 住民の主体形成と組織化を基礎とすること

- 社会福祉協議会の組織を「社会福祉協議会の構成」、「社会福祉協議会の組織特性」に分けて記載しました。

#### ■ 社会福祉協議会の組織

##### ① 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

##### ② 社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。

- ・ 住民や地域の関係者による協議体組織
- ・ 地域福祉を創造する運動体組織
- ・ 地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ・ 公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ・ 市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

- 活動原則を6つに整理し、「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」を新設。また、連携・協働の原則では、福祉関係のみならず多分野の関係者との連携の重要性を明記しました。

- 社会福祉協議会の活動原則

- ① 住民ニーズの原則
- ② 住民活動基盤の原則
- ③ 個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④ 民間性の原則
- ⑤ 連携・協働の原則
- ⑥ 専門性の原則

- 社会福祉協議会の機能を10項目に整理しました。

- 社会福祉協議会の機能

- ① 住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ② 組織化、連絡調整
- ③ 福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 権利擁護
- ⑥ 調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦ 福祉教育の推進
- ⑧ 地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨ 災害時等の支援
- ⑩ 地域福祉の財源確保および助成の実施

## (5) 豊田市社会福祉協議会の動き

- 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（2020年度～2025年度）に基づき、下記の内容に取り組みました。

### ➤ 取組の背景

複雑化・多様化した地域生活課題に対応するためには、これまでの個別の分野ごとに整備された支援体制を見直し、地域住民や関係団体などが「我がごと」になって参画し、制度や分野を越えて人と資源がつながることが必要となります。

そのため、住民が様々な活動へ参加したり、地域生活課題に住民が主体的に参画し活躍するよう、ボランティア活動を促進するため、「ボランティアセンターの機能強化」に重点的に取り組みました。

また、第1次計画での高岡・猿投地区でのコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）の実績を踏まえ、身近な相談窓口で困りごとを受け止め、住民や地域、専門職、社協、行政が連携しながら課題を解決する体制を構築すべく上郷・高橋・松平地区にもCSWを配置し、全市的な相談体制の構築と、個別支援と地域づくりの一体的展開を実施しました。

更には、「8050問題」「社会的孤立の問題」「身寄り問題」など、複雑化・複合化した課題に対応すべく居場所づくりの支援や生活困窮者支援の充実、また、国の流れや本市の現状から先駆的に身寄りを頼ることができない人への支援などに取り組みました。

### ➤ 主な取組

- ・ ボランティアセンターの機能強化
- ・ 上郷コミュニティセンター及び高橋コミュニティセンターにCSWを配置
- ・ お助け隊、子ども食堂などCSWによる住民主体の多様な活躍・居場所づくりの支援
- ・ 高校生等就学応援金支給や生活応援事業など生活困窮者支援の充実
- ・ 身寄りを頼ることができない方の支援「結サポート～くらし安心事業～」など権利擁護支援の充実

## (6) その他注視すべき社会情勢

### 担い手不足への対応

- 2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、将来的な医療・介護をはじめとした社会保障費の急増や、地域福祉の担い手である人材の不足が懸念されています。
- さらに、少子化に伴う人口減少社会の進展により、現役世代の縮小が避けられず、福祉分野に従事する人材の確保は一層困難になることが予想されます。
- 2022年厚生労働白書によると、2018年の医療・福祉就業者は826万人で全就業者の12%を占めています。2040年には、全就業者数の2割となる1,070万人の医療・福祉就業者が必要と見込まれるものの、実際に確保できるのは974万人とされており、96万人が不足する推計となっています。
- そのため、国では医師や看護師など専門職種での仕事移管や共有といったタスクシフト・タスクシェアであったり、介護助手やロボットの導入などが提起されています。地域においてもボランティア実践者など地域福祉に関わる人材の「住民福祉教育の推進」と介護職員等「専門人材の確保・育成」について、より一体的に、段階を踏みながら進めていく必要があります。



## 第3章

# 豊田市の地域を取り巻く現状と課題

第3章では、統計データ、アンケート結果、第2次計画の評価、ワークショップ、パブリックコメントの結果から本市の地域福祉の現状を整理し、それらを統括した地域福祉の方向性を説明しています。

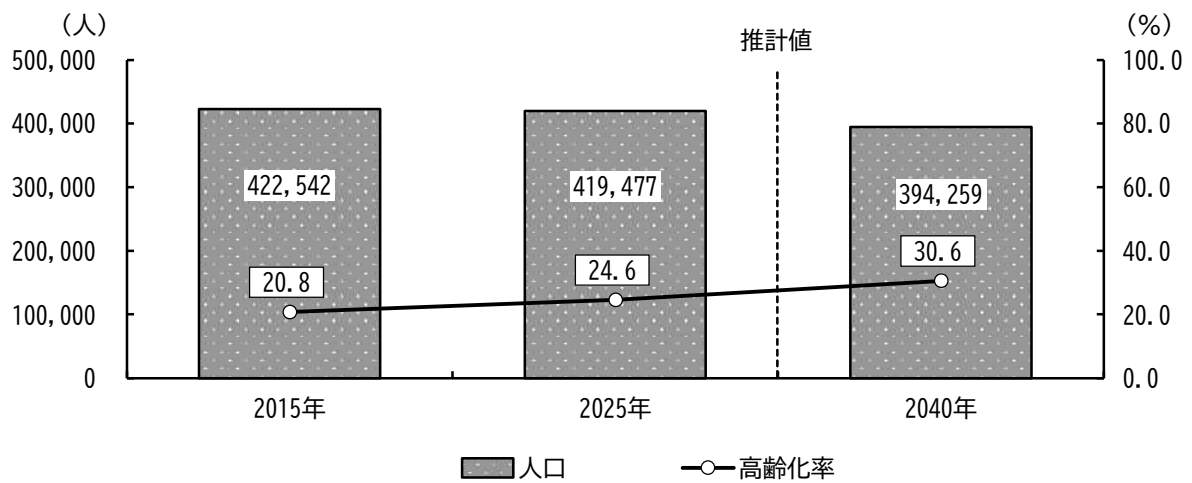
### 内容

- 1 統計データから見る豊田市の現状
- 2 アンケートから見る市民・活動者の意識
- 3 第2次計画の評価と今後の方向性
- 4 テーマ別ワークショップからの意見
- 5 豊田市の地域福祉の方向性

# 豊田市の地域を取り巻く現状と課題

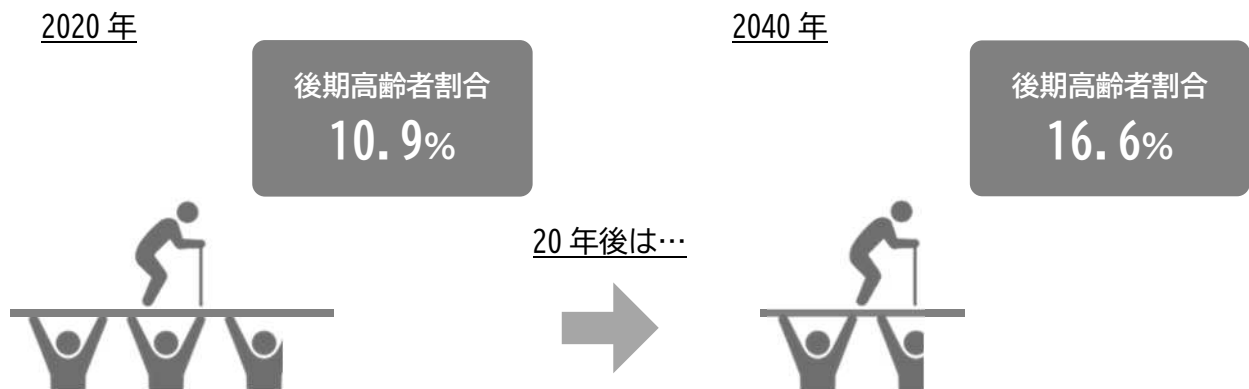
## 1 統計データから見る豊田市の現状

少子高齢化が進み、今後は更なる人口減少も見込まれます。



出典：第9次豊田市総合計画

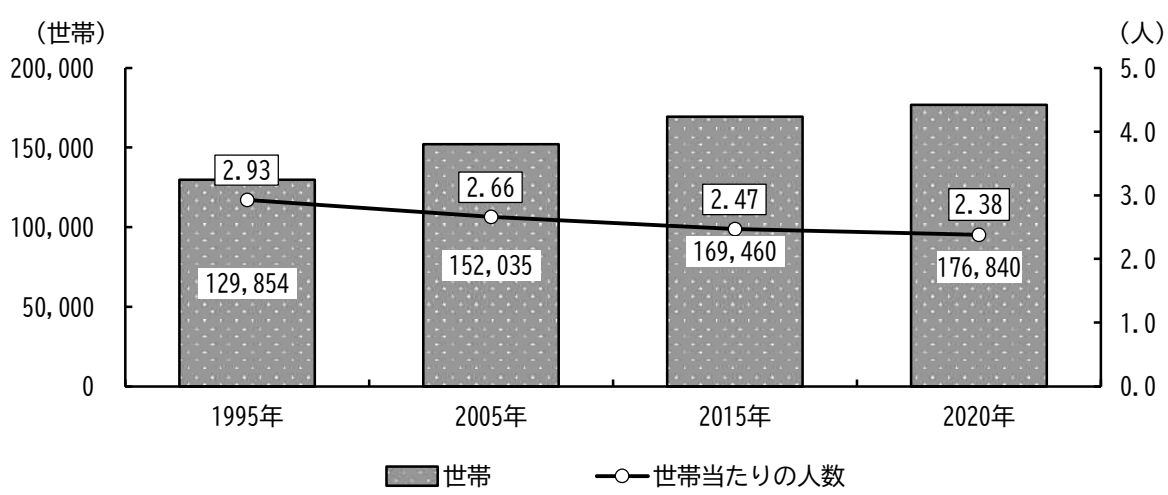
2020年は「2.7人で1人の高齢者を支える」時代でしたが、20年後の2040年には「1.6人で1人の高齢者を支える」時代がやってきます。



※ 高齢者1人を支える人数は15～64歳人口を65歳以上人口で除して算出

出典：第9次豊田市総合計画

世帯数は増加していますが、世帯規模は縮小しています。家庭内での支え合いが難しくなっています。



出典：国勢調査

要支援・要介護認定者、障がい者手帳所持者など、支援が必要な人は増えています。母子・父子家庭にも継続的な支援が求められています。

**要支援・要介護認定者数**  
 (2018年度) (2025年9月末時点)  
 14,070人 → **17,483人**

出典：豊田市介護保険課資料

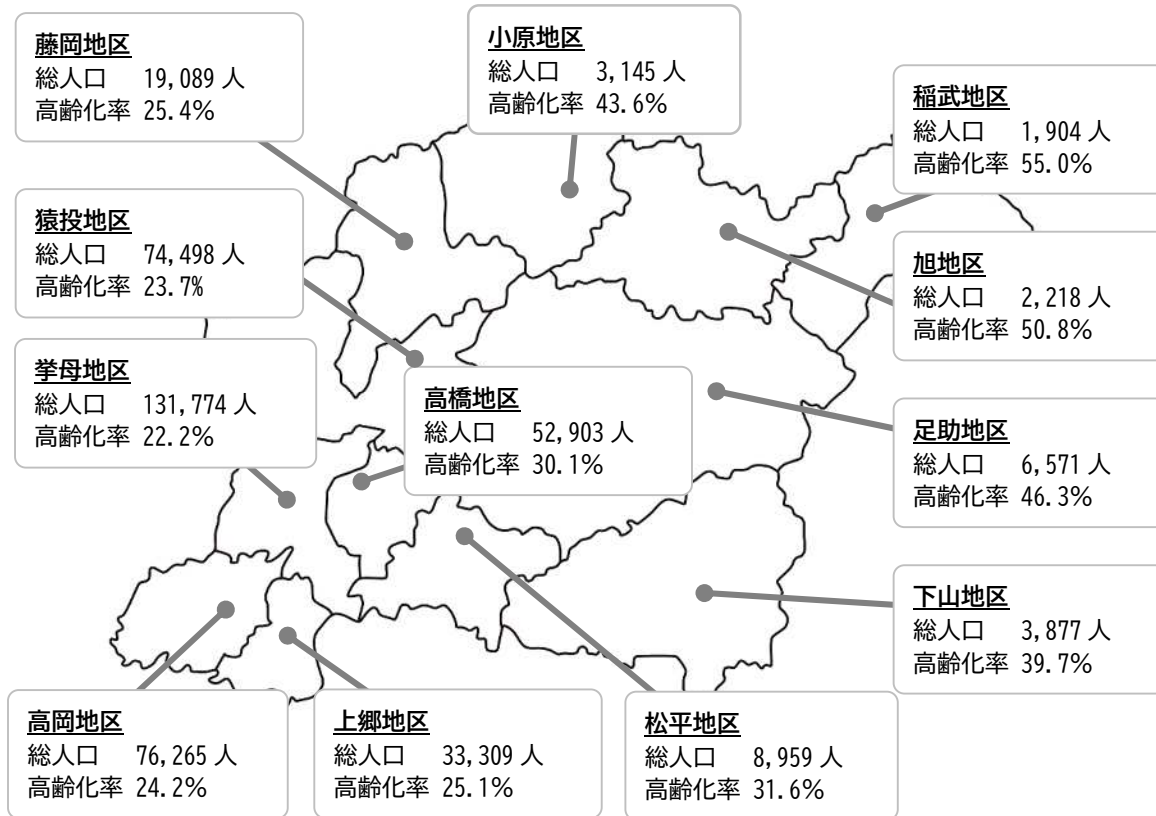
**障がい者手帳所持者数**  
 (2017年) (2025年3月末)  
 18,808人 → **21,327人**

出典：豊田市統計書

**母子家庭・父子家庭世帯数**  
 (2015年) (2020年)  
 2,269世帯 → **2,088世帯**

出典：国勢調査

広大な市域の中で人口や高齢化率が地域によって大きく違ってきます。



出典：住民基本台帳（とうけいとよた） 2025年9月1日時点

ボランティア活動者は増加しています。一方で、地域の活動者は減少しています。



※「団体」はボランティア団体に所属しているボランティア数  
出典：豊田市社会福祉協議会資料



出典：豊田市地域交流課資料

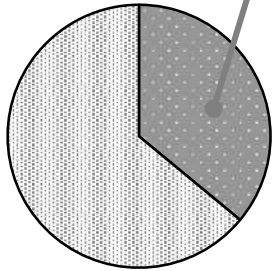


出典：豊田市地域交流課資料

民生費※は年々増加しており、歳出に占める割合は、約3分の1となっています。



歳出に占める民生費割合  
**36%** (2025 年度)



### 民生費

(2019 年度)	(2025 年度)
60,356 百万円	→ <b>78,390</b> 百万円

※お年寄りや障がいのある人、子育てなどを支えるためのお金

出典：当初予算のあらまし

## 2 アンケートから見る市民・活動者の意識

### (1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、市民や地域で活動をしている自治区長、民生委員・児童委員を対象に、地域との関わりや福祉に関する考えなどを把握し、計画づくりに活用することを目的として地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

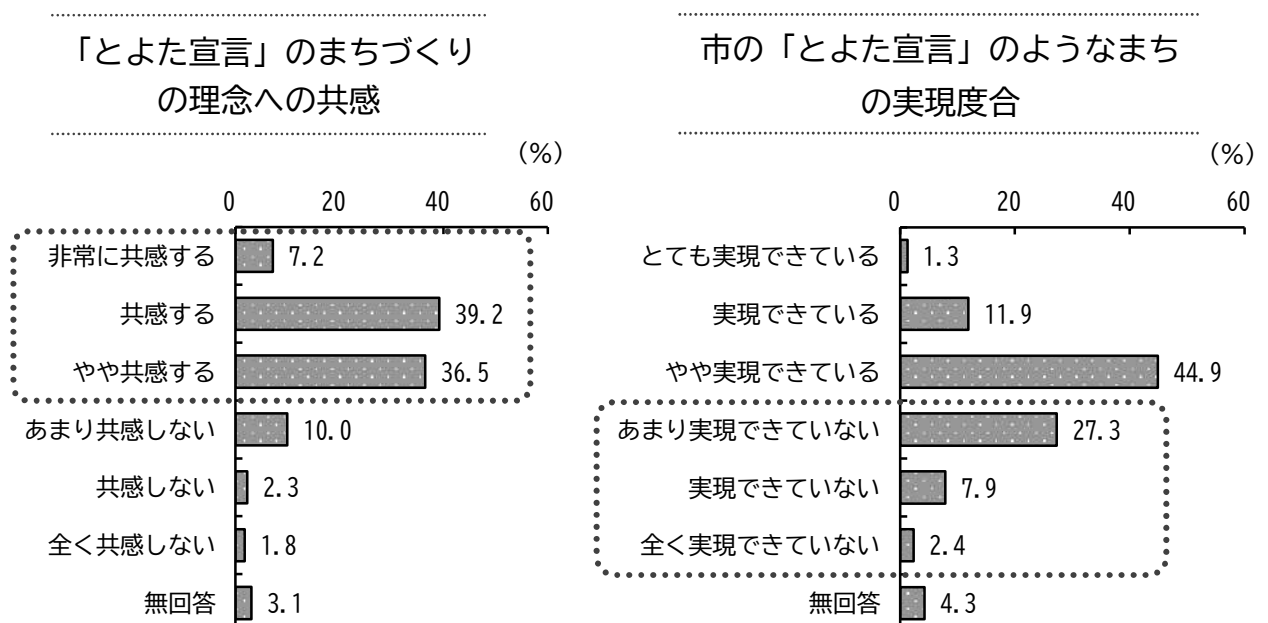
#### 【実施概要】

区分	対象者	調査時期	調査方法	回収状況	
				回収数	回収率
市民	18歳以上の市民から無作為に抽出した4,000人	2024年 9月	郵送による配布・回収	1,704件	42.6%
自治区長	2024年8月時点の自治区長298人	2024年 9月	区長便・郵送による配布・回収	250件	83.9%
民生委員・児童委員	2024年8月時点の民生委員・児童委員594人	2024年9月の地区協議会で配布し、10月の地区協議会で回収	直接配布・直接回収	554件	93.3%

### (2) 調査結果の概要

#### ○ 「とよた宣言」について

豊田市の目指すまちづくりと現実の市民感覚の間にギャップがあり、本計画における取組の推進により、このギャップを埋めることが必要です。



## 地域共生社会推進全国サミット「とよた宣言」について

2023年に開催された「第5回地域共生社会推進全国サミット in とよた」において、地域共生社会の理念と今後の方向性を全国に発信するメッセージとして「とよた宣言」が採択されました。

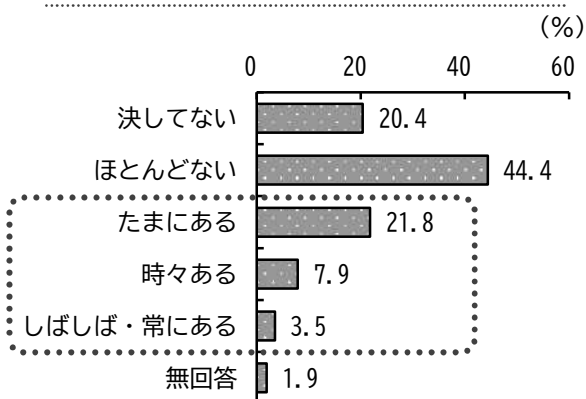
この宣言では、孤独・孤立の増加や支え合いの基盤の弱体化といった社会課題に対し、「おたがいさま」と言える関係性の再構築を提唱しています。キーワードは「ともにつくる」であり、市民の尊厳と自分らしさの実現を土台に、多様な主体が制度や分野を超えてつながり合い、支え合う社会の実現を目指すことが確認されました。

とよた宣言は、地域の人々、活動、価値観が交わる新たな関係性を育みながら、誰もが日々の幸せを実感できる地域共生社会を「ともにつくる」ことへの強い意思を示すものです。

### ○ 「孤独・孤立」について

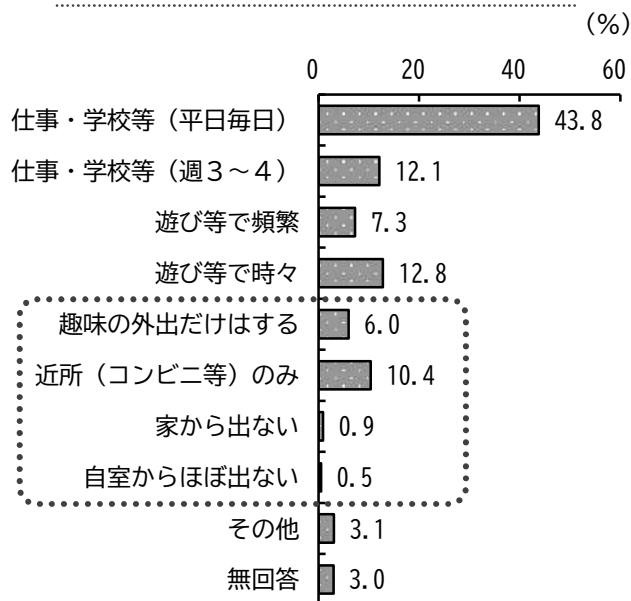
孤独感を抱える市民の割合は全国平均よりやや低いものの、外出頻度の低さから見える孤立の傾向には注意が必要です。特に退職後の60～70代で外出が減少する傾向が顕著であり、社会との接点が少なくなることで孤立が深まる可能性があります。今後は、年代に応じた外出機会や交流の場の充実を図ることが重要です。

孤独であると感じる頻度



- 「たまにある」・「時々ある」・「しばしば・常にある」と回答した市民は、33.2%。80歳代以上の割合が高い。
- 内閣府の2023年度調査（孤独・孤立の実態把握に関する全国調査）によれば、同調査項目で「たまにある」・「時々ある」・「しばしば・常にある」と回答した人は39.3%であり、全国と比較して本市はやや少ない傾向にある。

外出頻度



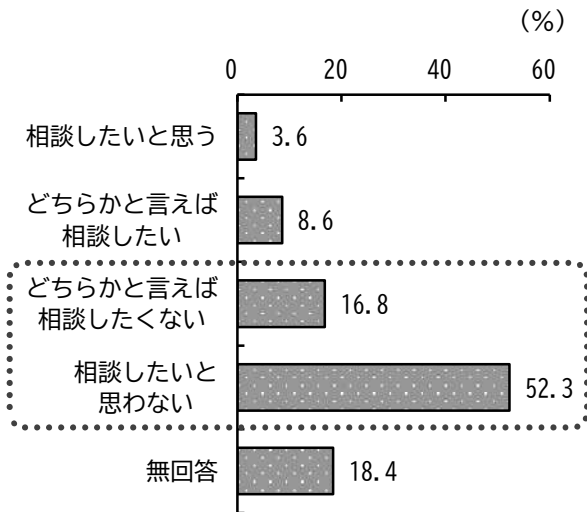
- 外出頻度の非常に少ない（≡孤立状態にある）市民は、17.8%。（名古屋市の2023年度調査：外出頻度の非常に少ない市民 8.9%）

孤立状態では支援につながりにくい傾向が明らかとなっており、孤独・孤立の深刻化を防ぐためには、早期の気づきや関係づくりを促す予防的な施策の推進が重要です。

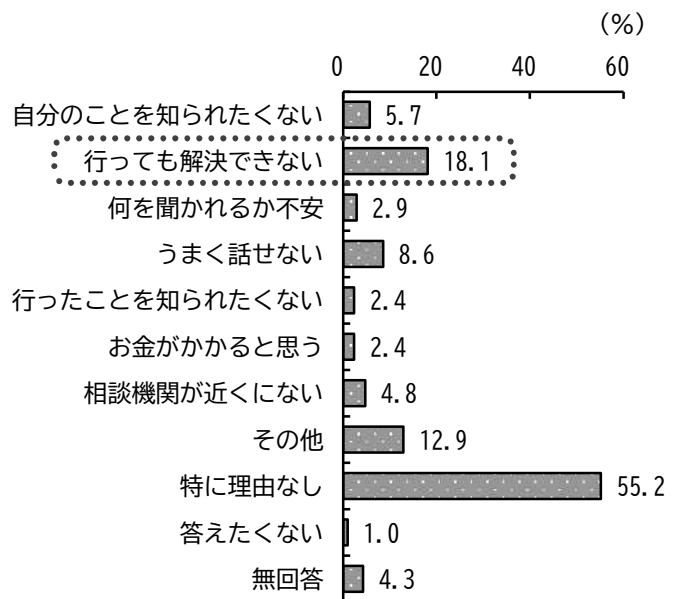
<「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事  
のときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所  
のコンビニ（買い物）などには出かける」「自室か  
からは出るが、家からは出ない」「自室からほとん  
ど出ない」を選んだ人への質問>

<「どちらかといえば相談したいと思わない」「相  
談したいと思わない」を選んだ人への質問>

### 関係機関（誰か）への相談状況



### 相談したくない理由

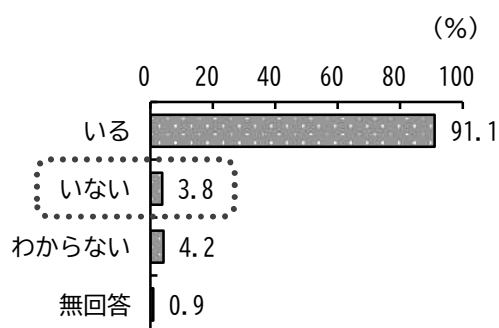


- 現在の外出状況（孤立状態）について誰かに相談したいと思うかという設問に対し、「相談したくない」市民は69.1%。
- 性別にみると、女性に比べ男性で「相談したくない」の割合が高い。
- 相談したくない理由については、「特に理由はない」市民が55.2%と最も多いが、「行っても解決できない」と考えている市民も18.1%おり、自発的な相談には結びつきづらい状況。

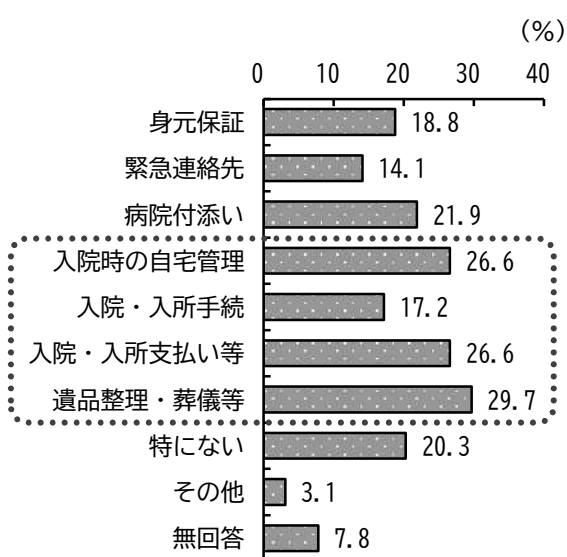
○ 身寄りを頼ることができない人への支援について

頼れる人がいない高齢者の存在が確認されており、入院手続きや葬儀手配などで困難を抱えるケースが想定されます。こうした困りごとへの相談支援を中心に、施策を検討していくことが望まれます。

万が一（緊急入院など）の時に  
頼れる人の有無



自分自身や家族の将来に  
関する対応に困ること

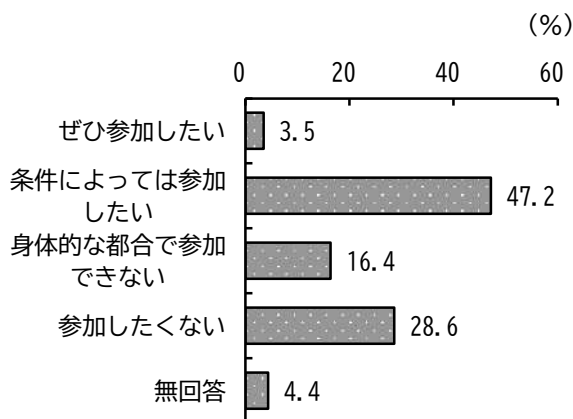


- 万が一何かあった時に頼れる人が「いない」市民は3.8%。
- 豊田市の人口（414,502人／2025.1.1時点）に当てはめると15,751人。
- 年代別クロス集計では、30～40歳代で「いない」割合が有意に高い。
- 身寄りがいない場合に対応に困ることとして、最も多かったのは、「亡くなった後の遺品整理・葬儀の手配」（29.7%）であり、「入院・入所に伴う支払や手続き」、「長期入院時の自宅管理」と並んで不安に思う市民が多い。

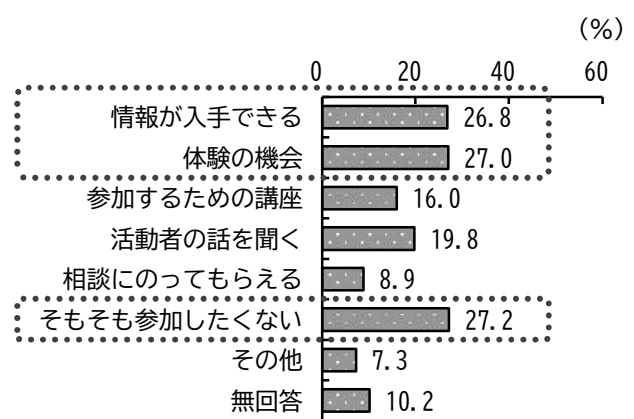
○ 地域における福祉の担い手確保について

参加意向は減少傾向にあり、情報提供や体験機会の工夫が求められます。午前中の活動希望が多く、短時間で取り組める内容や柔軟な募集が担い手確保の鍵となります。

ボランティア活動等への参加意向

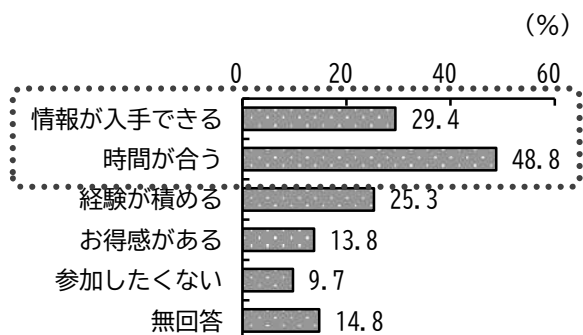


ボランティア等に参加するための取組



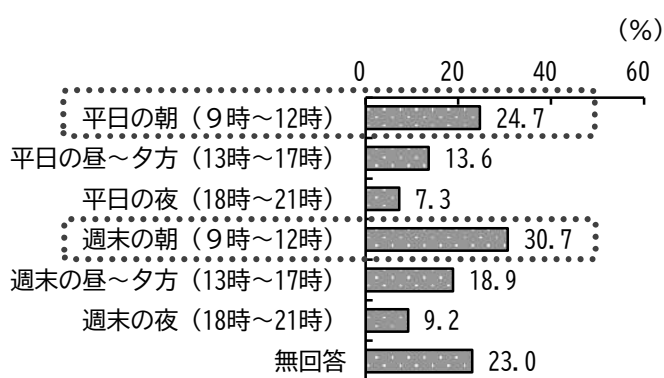
- ボランティア等に「参加したい」市民は50.7%。
- 65歳以上で徐々に「身体的な都合で参加できない」の割合が増加。
- 前回調査時（2018年、59.3%）と比較し、参加したいと思う市民は減少。
- ボランティアや地域活動等に参加したいと思うのに必要な取組としては、「情報が入手できる（26.8%）」、「体験の機会がある（27.0%）」といった意見が挙げられた。
- 一方で、「そもそも参加したくない」という層も一定数存在する（27.2%）。

地域活動やボランティア活動等に  
参加する際に重視すること



- ボランティア活動や地域活動等に参加するにあたって市民が重視することとしては、「時間が合う」という条件が48.8%で最も多い。
- 活動に関する情報が手に入るかどうかを重視している市民が多い(29.4%)。
- 幅広く情報を発信することの重要性が読み取れる。

地域活動やボランティア活動等に  
参加できる時間帯

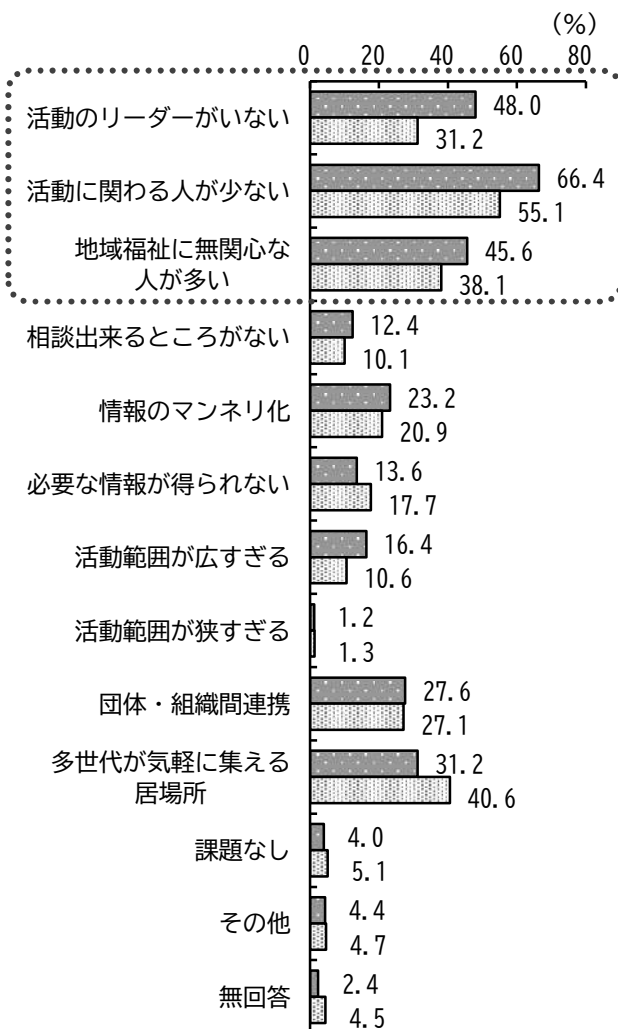


- ボランティア活動や地域活動等に参加しやすい時間帯は、平日・週末ともに朝(9時~12時)の時間帯である。
- 64歳までは、「週末朝」、65歳以上は「平日朝」の割合が高い。
- 参加する際に、「時間が合う」ことが最も重視されることから、担い手の確保にあたっては、活動者の時間的ニーズに合う活動等の切り出しや、募集の仕方が重要であるとの示唆が得られる。

○ 地域での支え合い活動等について（区長・民生）

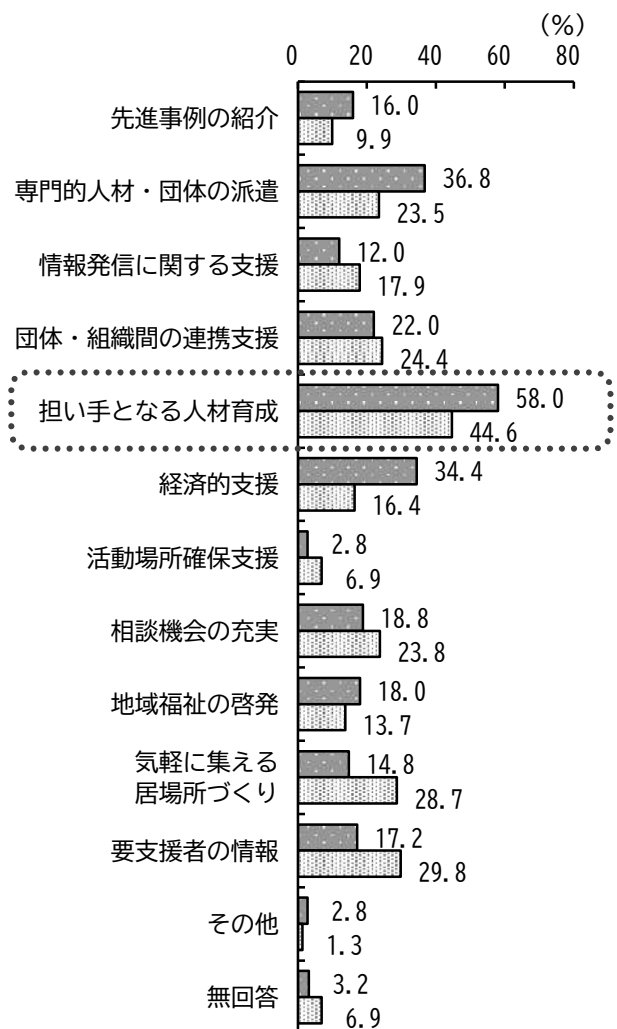
地域の支え合い活動では、担い手不足や関心の低さが課題となっており、人材の発掘・育成・情報提供への期待が高まっています。住民福祉教育に加え、育成の体系化や情報発信の強化など、取組を一体的に進めることが求められます。また、ひとり暮らし高齢者等の見守りに対するニーズも高く、地域と連携した安心の仕組みづくりが重要です。

地域住民による地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題



■ 自治区長    ▨ 民生・児童委員

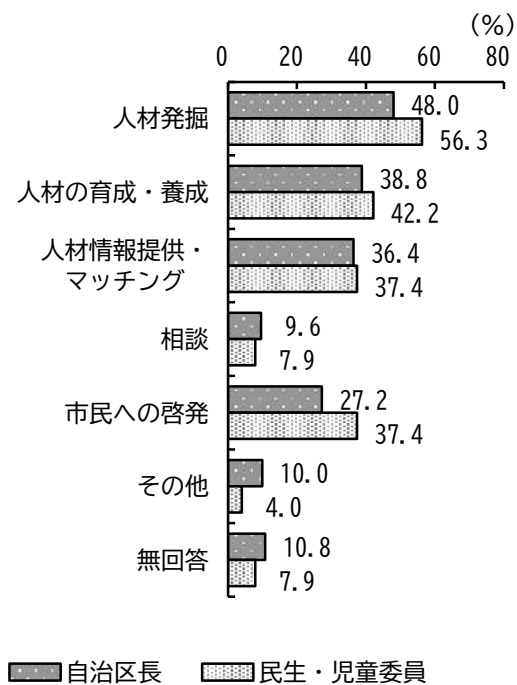
対象者の支援に向けた地域の支え合いを推進するために必要なこと



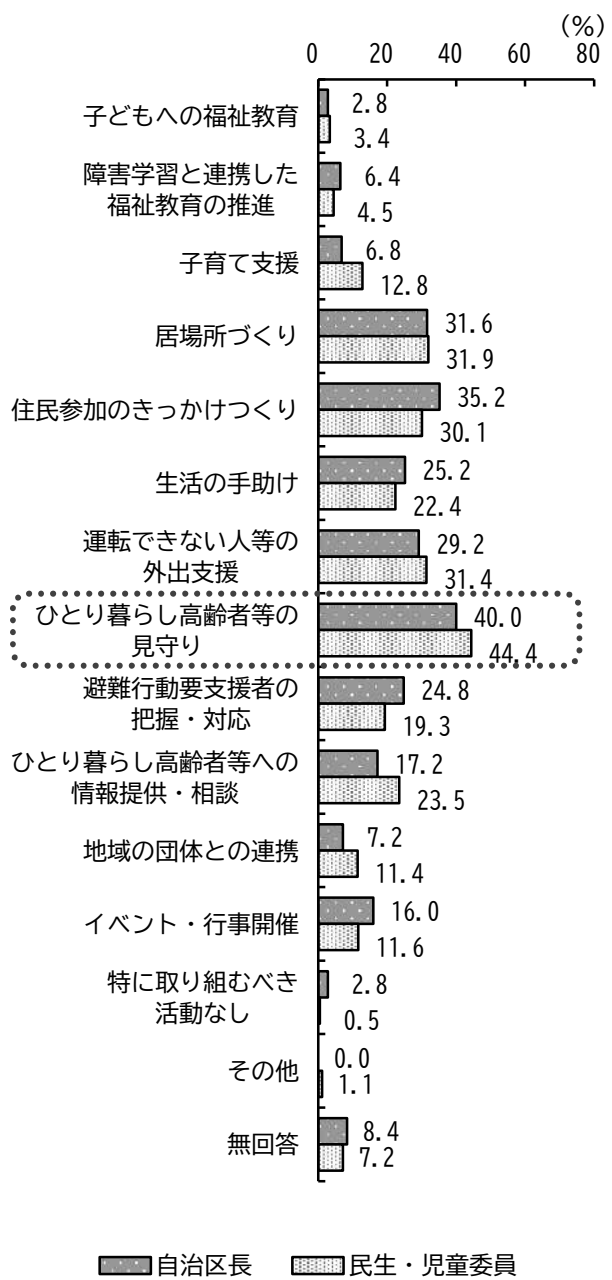
■ 自治区長    ▨ 民生・児童委員

- 自治区長、民生・児童委員ともに「活動に関わる人が少ない」「リーダーがない」「地域福祉に無関心な人が多い」が挙げられ、「担い手となる人材育成」が必要であるとする回答が際立って多い。

担い手不足の支援として  
期待すること



行うべき地域の支え合いの活動や  
取組について



➤ 自治区長、民生・児童委員ともに、担い手の支援としては「人材の発掘」、「人材の育成・養成」、「人材の情報提供・マッチング」等の取組に期待するとの回答が多い。

➤ 自治区長、民生・児童委員ともに支援が必要だと思っ対象に「一人暮らし高齢者」、「高齢者世帯」を多く挙げており、その見守りが行うべき取組として多かった。

### 3 第2次計画の評価と今後の方向性

本計画の策定に当たり、第2次計画の進捗状況の検証・評価を行い、今後の方向性を検討しました。

#### 基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり

##### 基本的な考え方1 多様な主体による地域福祉活動の促進

##### 重点取組1 ボランティア活動の促進

- 【主な事業】
- ① ボランティアセンターの機能強化
  - ② 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進
  - ③ 企業による社会貢献活動の促進

#### 【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (2018年度実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
社協ボランティアセンター登録者数	・482グループ (18,713人) ・310人	▲	・559グループ (27,029人) ・464人	順調
社会貢献活動に取り組んでいる法人・団体数	中間見直し時に 指標を設定 (2021年度実績) 2,468法人・団体	▲	2,699法人・団体	順調

#### 【考察・課題など】

- ・ボランティアに関する養成講座、講演会や体験会などボランティアセンターの強化を行ったことでボランティア登録者は増加しました。また、広報誌の充実やSNS（Instagram等）を活用した情報発信をしたことで、学生や現役世代をはじめ幅広い層の市民から反応を得られました。引き続き、ボランティア活動等に関心を持っていただくような啓発や、活動に参加するための情報提供を行う必要があります。
- ・社会福祉法人による地域支援や見守り活動も広がり、高齢者の体調の変化や生活の困りごとをきっかけに支援につながる事例も生まれており、地域の支え合い体制が着実に強化されています。
- ・包括連携企業とのマッチング会を継続的に実施し、企業の得意分野を庁内で共有することで、官民連携の促進にもつながっています。今後も多様な主体との連携を深め、地域福祉活動の持続的な推進を図る必要があります。

## 基本的な考え方2 包括的な相談支援体制の充実

### 重点取組1 総合相談体制の整備

- 【主な事業】
- ① 重層的支援体制推進事業の着実な実践
  - ② 包括的な支援体制を支えるデジタル化の促進

### 重点取組2 多分野の連携によるネットワーク形成

- 【主な事業】
- ① 多職種連携研修・会議の充実

#### 【数値目標の達成状況】

評価指標名	策定時 (2018年度実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
総合相談窓口相談件数	573件	↗	1,580件	順調
アウトリーチ支援数	—	↗	2,697件	順調
多職種連携研修・会議の 開催回数	12回	↗	84回	順調

#### 【考察・課題など】

- ・コロナ禍により生活不安を抱える人の相談が急増し、総合相談窓口の利用件数は大きく伸びました。
- ・複雑化・複合化する市民の困りごとに対し、アウトリーチ支援などを実施し、支援につなげることができました。また、分野を超えて支援機関を招集し、支援方針の検討を行う多機関協働により支援を進めてきました。相談窓口に来られない人や支援につながらない人もいるため、引き続き、アウトリーチ支援や多機関協働による支援を充実させる必要があります。
- ・多職種連携の研修は、オンラインの活用により遠隔地や多様な働き方の参加者にも対応できるようになり、多職種連携の広がりに成果が見られました。また、「多職種で自立支援を考える会（地域ケア会議）」では、管理栄養士やCSW、医師・歯科医師など参加する職種の幅が広がり、充実した学び合いの場になっています。今後は抽出された地域課題を地域づくりへ生かしていけるよう多職種に促していく必要があります。

### 基本的な考え方3 暮らしを支える環境整備

#### 重点取組1 相互理解の促進と意思疎通の円滑化

【主な事業】 ① 相互理解の促進と意思疎通の円滑化に関する行動計画の推進

#### 重点取組2 認知症高齢者、障がい者などの権利擁護の推進

【主な事業】 ① 多様な主体が権利擁護支援に関わることができる仕組みづくり

#### 重点取組3 ヤングケアラー支援の推進

【主な事業】 ① ヤングケアラー支援体制の構築

#### 重点取組4 福祉的支援による再犯防止の推進

【主な事業】 ① 刑事司法関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築

#### 重点取組5 避難行動要支援者対策の推進

【主な事業】 ① 地域の関係者と連携した支援体制モデルの展開

### 【数値目標の達成状況】

評価指標名	中間見直し時に 指標を設定 (2021年度実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
理解啓発事業の実施数	6回		15回	順調
成年後見制度相談者数	271人		310人	順調
多様な主体が権利擁護支援 に関わることができる仕組み づくり	—	仕組みの 構築	完了	順調
ヤングケアラー支援体制の 構築	—	体制の 構築	完了	順調
刑事司法関係機関と連携し た支援体制の構築	—	体制の 構築	完了	順調
支援モデル事例集の作成	—	事例集の 作成	完了	順調
出前講座等（防災訓練支援 含む）実施数	—		7回	順調

## 【 考察・課題など 】

- ・「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」の制定により、要配慮者への理解促進と意思疎通の円滑化に向けた行動理念を示すことができました。行動計画に基づき、小学校での授業や講座の開催、企業との協働によるコミュニケーション支援ボードの作成などを通じて、理解促進に向けた取組が進みました。
- ・「権利擁護支援」については、多様な主体が関わる支援の仕組みづくりに取り組み、地域における支援の裾野が広がりました。これらにより、成年後見制度の相談件数が増加傾向となった一方で、実際に活動する後見人等の確保が今後の課題として明らかになりました。
- ・「ヤングケアラー支援の推進」については、支援体制の構築と教職員向けガイドラインの作成・周知を通じて、教育現場との連携が強化されました。重層的支援会議を活用した意見聴取により、現場ニーズを踏まえた支援の具体化を進めています。
- ・「再犯防止の推進」については、刑事司法関係機関との連携体制が構築され、支援モデル事例集の作成を通じて、支援の実践知の共有が図られました。今後は、これまでのモデル事業の実践を踏まえ、よりスムーズな入口・出口支援に向けた連携の強化が求められます。
- ・「避難行動要支援者対策の推進」については、出前講座の展開や、自治区等と連携したワークショップ・防災訓練等により、支援体制モデルの構築が進みました。各地区の好事例を集約した事例集の公表を通じて、地域間の取組の横展開が図られています。今後は、大規模災害時における災害関連死の防止に向けた具体的な検討が求められます。

## 基本目標 2 地域福祉の担い手づくり

### 基本的な考え方 1 地域福祉に関わる人材の裾野の拡大

#### 重点取組 1 住民福祉教育の推進

- 主な事業
- ① 地域福祉活動実践の手引書の活用
  - ② 小中学生などを対象とした福祉実践教室の充実
  - ③ とよた市民福祉大学の推進

#### 【 数値目標の達成状況 】

評価指標名	策定時 (2018 年度実績)	目標値	現状値 (2024 年度実績)	達成度
福祉実践教室の交流プログラムの開催数	—		52 校 145 回	順調
とよた市民福祉大学修了生の数 (延べ)	183 人		529 人	順調

#### 【 考察・課題など 】

- ・福祉実践教室については、従来の擬似体験プログラムに加え、モデル的に実施した障がいのある人とのレクリエーション等を通じた交流を取り入れることで、子どもたちが共感を深め、相手の立場や違いを理解し、支え合うことの大切さを学ぶ機会となりました。引き続き、児童・生徒に対する福祉教育を行っていく必要があります。
- ・とよた市民福祉大学では、「福祉入門コース」や「家庭介護コース」の開講を通じて、地域福祉に関わる人材の育成・養成を実施しました。修了後、民生委員やボランティア活動、福祉施設への就業など、地域福祉を担う人材の育成につながっています。引き続き、修了生に対し地域福祉に関心を持ってもらうための情報提供やフォローアップ支援を行う必要があります。

## 基本的な考え方2 福祉サービスを担う専門人材の確保・育成

### 重点取組1 専門人材の確保・育成

- 主な事業
- ① 国内人材を確保するための総合的な取組の推進
  - ② 外国人介護人材の受入れ支援
  - ③ 専門人材を育成するための総合的な取組の推進
  - ④ 民生委員・児童委員の活動環境の改善推進

### 重点取組2 事業所の体制強化

- 主な事業
- ① 中小事業所による共同事業化・生産性向上への支援

#### 【 数値目標の達成状況 】

評価指標名	策定時 (2018年度実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
担い手を確保するための 取組の参加者総数(延べ)	925人	↗	2,198人	順調
他の法人と共同で事業 (研修など)を行っている 法人数	44法人	↗	57法人 (2021年度実績)	順調

#### 【 考察・課題など 】

- ・専門人材の確保・育成については、学校との連携による仕事説明会や体験事業を通じて、現場に触れる機会を提供し、福祉分野への関心を高めることができました。
- ・研修受講者数も概ね増加傾向にありますが、講座によっては情報が十分に届いていない可能性もあるため、情報発信の方法に課題があります。事業所の体制強化やDXの活用も含め、実施方法の工夫を継続していくことが重要です。

### 基本的な考え方3 地域福祉人材を活躍の場に着実につなぐ仕組みの検討

#### 重点取組1 地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みづくり

##### 主な事業 ① (仮) 地域福祉人材センターの検討

#### 【 数値目標の達成状況 】

評価指標名	中間見直し時に 指標を設定 (2021 年度実績)	目標値	現状値 (2024 年度実績)	達成度
地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みの構築	—	仕組みの構築	構築中	概ね順調

#### 【 考察・課題など 】

- ・地域福祉人材を活躍の場につなぐ仕組みの検討については、ワークショップやアンケートを通じて、担い手づくりや活動支援に必要な取組を整理することができました。これを踏まえ、「(仮) 地域福祉人材センター」として機能を集約化するのではなく、様々な機関が参画し、連携・連動するプラットフォームを構築することで、福祉の担い手の確保・育成・支援につながる取組を推進する仕組みづくりを進めていきます。特に専門人材の確保は喫緊の課題であることから、今後は地域人材から専門人材への橋渡しとなる取組の検討が必要です。

## 基本目標3 誰もがいつまでも活躍できる仕組みづくり

### 基本的な考え方1 社会参加・就労につなげる仕組みの構築

#### 重点取組1 居場所・社会参加の機会の拡大

- 【主な事業】
- ① 多様な多世代が交流・活躍できる居場所の展開
  - ② 認知症の人の社会参加を応援するプロジェクトの推進

#### 重点取組2 生きがい・就労機会の創出

- 【主な事業】
- ① 就労支援組織のネットワークの強化
  - ② 高齢者などが生きがいを持って働くことができる場の確保
  - ③ 他分野との連携による多様な就労の機会の確保
  - ④ 福祉的な支援が必要な人の生きがい・中間的就労支援の推進

### 【数値目標の達成状況】

評価指標名	中間見直し時に 指標を設定 (2021年度実績)	目標値	現状値 (2024年度実績)	達成度
多様な多世代が交流・活躍 できる居場所の総数	382 か所		350 か所	やや減少
生きがい・就労支援の 実施数	—		66 人	順調

### 【考察・課題など】

- ・居場所・社会参加の機会の拡大については、認知症カフェや若者サポートステーション事業など、多様な対象者に向けた居場所づくりも進められ、広告やリーフレット等による周知を通じて活用が促進されています。一方で、自治区や活動団体の担い手の高齢化により、運営人員の確保が課題となっており、今後の継続的な支援体制の検討が必要です。
- ・生きがい・就労機会の創出は、とよた多世代参加支援プロジェクトにより、支援対象者のニーズに応じた支援メニューを創出し、本人の社会参加や就労につなげることができました。制度につながらないケースは多様であるため、今後も取組を充実させていく必要があります。

## 基本目標4 地域福祉を推進するための基盤づくり

### 基本的な考え方1 福祉風土の醸成

#### 重点取組1 住民及び福祉に携わる団体、企業などの連携強化

- 主な事業
- ① 社会福祉協議会のネットワーク機能の強化
  - ② 社会福祉協議会の事務局機能の強化


#### 重点取組2 支援を求める声を上げやすい（発見できる）社会の構築

- 主な事業
- ① 支援を求める声を上げやすい（発見できる）風土づくり

### 【 考察・課題など 】

- ・福祉風土の醸成については、「地域共生社会推進全国サミットinとよた」で発信された「とよた宣言」や「市職員の想い」を通じて、地域全体で考え方や行動指針を共有する機会となり、住民・団体・企業によるつながりや連携の重要性が再認識される契機となりました。
- ・住民及び福祉に携わる団体、企業などの連携強化は、介護・障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、再犯防止に係る団体などから法人運営に参画を得て、多様で幅広い意見を集約できる多者協働の場づくりの中核を担っています。また、中間支援の連携によるコア会議や市と社協協働で開催する成年後見・法福連携推進協議会など多様な主体が集まり、協議・検討する場が開催されています。
- ・支援を求める声を上げやすい、また発見できる社会の構築に向けては、市民向けに実施した「地域福祉に関するアンケート調査」において、孤独・孤立に陥った場合に「相談したくない」と考える市民が約70%にのぼることが明らかとなりました。この結果を踏まえ、ゆるやかなつながり合いの創出などを通じて、孤独・孤立状態の予防に重点を置いた取組を進めていくことが重要であるとの示唆を得ています。

## < 第2次計画 成果目標（状態指標） >

指標項目	2018年 時点	目標値	今回調査 2024年
【基本目標1】 今後、ボランティア・市民活動NPO活動に参加したい （続けたい）と思う市民の割合	59.3%		50.7%
【基本目標1】 生活上の悩みや不安を家族や親せき以外にも相談できる割合	66.9%		42.7%
【基本目標2】 今後、地域活動に参加したい（続けたい）と思う市民の割合	68.9%		53.9%
【基本目標3】 「身近に集える場所」について「特にない」と回答した割合	31.5%		40.2%

### 【第2次地域福祉計画の総評と次期計画に向けた課題】

- 第2次計画に位置づけた重点取組の目標に対する達成状況は概ね順調であり、それぞれの取組に設定された評価指標の示す方向性に沿って施策を進めることができたと評価できます。
- 特に、重層的支援体制整備事業を通じて構築を進めてきた多機関協働による支援体制により、複合的な課題を抱える世帯などに対し、複数の支援機関の協働による支援が進みました。また、こうした体制は、本市における権利擁護支援や再犯防止に向けた支援の推進にもつながりました。
- 一方で、第2次計画の基本目標ごとに設定された成果目標（状態指標）については、4つすべてが現行計画策定時の水準を下回る結果となりました。計画に位置づけた事業目標が概ね達成されているにもかかわらず、成果目標が未達成である要因としては、事業の効果を上回る社会変化（新型コロナウイルスによる生活様式の変化や、企業等における定年延長などの社会情勢の変化）の影響が考えられます。
- 取組の達成状況と成果目標（状態指標）との不整合については、令和6年度第2回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議において、委員から「評価について、いわゆる数値目標等の指標を使って評価しても、地域福祉計画の評価につながらないことがあるため、適切な評価のあり方について十分に議論していただきたい」との意見がありました。この意見を踏まえ、次期計画の策定にあたっては、計画の適切な評価につなげるために、社会情勢等の影響を受けやすい数値目標等の指標だけに依存しない評価手法の検討が必要です。

## 4 テーマ別ワークショップからの意見

### (1) 孤独・孤立対策、身寄りを頼ることができない高齢者及び親亡き後支援

#### ① 概要

国では地域共生社会の在り方検討会議において、身寄りを頼ることができない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方等について検討が実施されました。そうした背景や、アンケート結果で身寄りを頼ることができない市民が約4,000人存在すると推計される現状から、「身寄りを頼ることができない人の支援」について検討するテーマ別ワークショップを開催しました。

参加団体	弁護士、司法書士、社会福祉士、包括、ケアマネ、障がい相談、葬儀会社、金融機関、障がい当事者、高齢者クラブ、障がいのある方の親の会 など	
参加人数	実人数 106 名（延べ 214 名）	
実施時期	第1回	2024年10月24日（木）午後2時～午後4時
	第2回	2024年11月14日（木）午後2時～午後4時
	第3回	2024年12月11日（水）午後2時～午後4時
実施内容	第1回	講演 テーマ：身寄りを頼ることができない人の入院・入所問題の解決に向けて～愛知県尾張北部：地域医療機関ガイドライン作成の取り組み～ 講師：JA愛知厚生連 江南厚生病院 地域連携部 患者支援室 室長 野田智子氏
		取組紹介 「身寄りを頼ることができない人の支援のレシピ集〈救急搬送編〉」
		報告 「身寄りを頼ることができない人の支援に対するアンケート結果」 ※包括・居宅・障がい者相談支援事業所・ひとり暮らし高齢者、障がいのある方、障がい児者の親の会等
		グループワーク 上記、講話・説明を受けて、課題抽出
	第2回	第1回の振り返り グループワークで出された「課題」について報告
		グループワーク ・「課題に対して、できること・できないこと」 ・「必要な支援の優先順位づけ」
	第3回	第2回の振り返り グループワークで出された「できていること・できないこと」「必要な支援の優先順位」づけについて報告
		説明「今後の取組（予定）」 「日常支援」、「入院・入所支援」「死後事務支援」の3スキームごとの取組む内容について説明
		グループワーク 周知・啓発方法及び理解浸透のアプローチ
		基調講演 テーマ：豊田市における権利擁護支援の充実に向けて 講師：熊田法律事務所 弁護士 熊田均氏



第1回（10月24日）

第2回（11月14日）

第3回（12月11日）

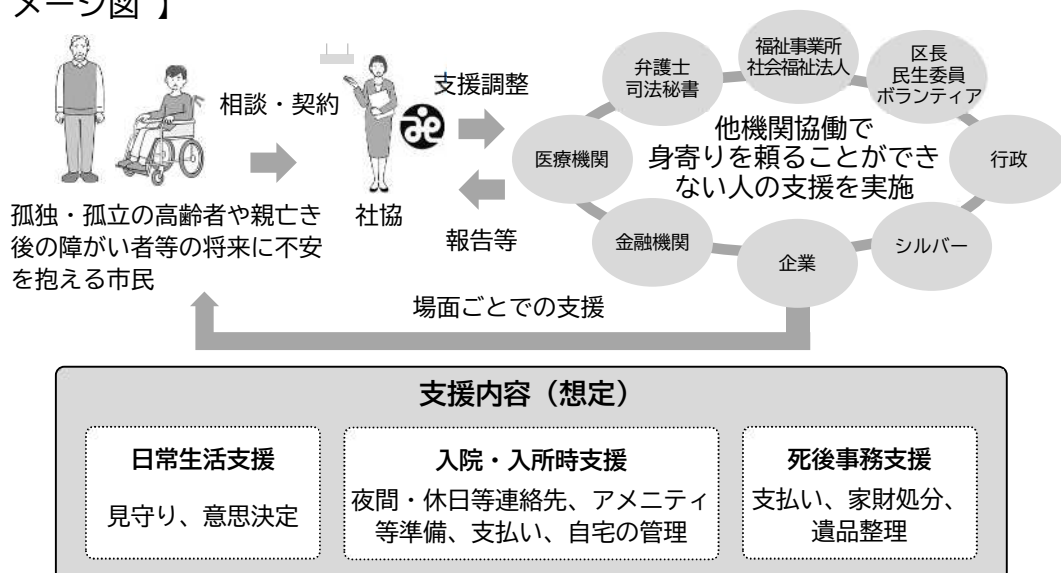
② 出された具体的なニーズ（課題）

- ・本人の意思決定を支援してくれる人が必要。本人の意思は変化する為、定期的な確認が必要。
- ・契約や治療等を本人と一緒に考えてくれる人がいない。
- ・入院した際、衣類や日用品の買い出しや、自宅から荷物を届けてくれる人がいない。
- ・入院した際、自宅の管理ができない。
- ・入所した際の緊急連絡先がなく、必要な介護サービス等を受けられない。
- ・入院費の滞納があり、回収ができない。
- ・死後事務を行う人がおらず、家財処分や遺品整理ができないまま部屋に残っている。

③ 上記ニーズ（課題）の解決に向けた支援策

社協では、2025年4月より市内で身寄りのない判断能力のある人を対象に、「日常生活」、「入院・入所時」、「死後」の3つの場面で支援を提供する「結（ゆい）サポート～暮らし安心事業～」をスタート。

【イメージ図】



## (2) 地域の担い手づくり

### ① 概要

第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の改定において、「地域福祉人材の登録・マッチングなど活動支援の仕組みづくり」を重点取組に加えしました。第3次計画においても引き続き地域の担い手づくりを重点取組に位置付け、今までの検討内容を具体化していくためボランティア等の「地域人材」、仕事として高齢者や障がい者等を支援する「専門人材」のワークショップを開催しました。

### 【ヒアリング】

関係機関へのヒアリングを踏まえ、人材確保に必要な機能を下記(1)～(6)として整理しました。

- (1) 啓発・発掘      (2) 育成・養成      (3) 登録      (4) マッチング  
 (5) 定着・フォロー      (6) ネットワーク

ヒアリング団体	(株) musbun、豊田市 地域支援課、市民活躍支援課、高齢福祉課、こども家庭課、保育課、健康づくり応援課、とよた市民活動センター、あすて、(公財)豊田市国際交流協会、愛知県立豊田東高等学校、豊田市ボランティア連絡協議会、(学)豊田大谷高等学校、母子保健推進員の会、とよたシニアアカデミー、とよた市民福祉大学、(公財)豊田市文化振興財団(豊田市青少年センター、交流館課)、とよた学生プロジェクト、おいでんさんそんセンター、とよた学生盛り上げ隊、じっくり傾聴チーム、トヨタ自動車(株)、豊田市健康づくり協議会、とよた子育て総合支援センター“あいあい”、ボランティアセンター運営委員会
実施内容	人材確保のために必要な機能について(新たな担い手の確保、人材の育成・養成などの講座、登録、マッチング・受け皿、活動後の定着・フォロー)

### 【ワークショップ】

#### ○ 地域人材

### 【実施概要】

参加団体	ボランティアセンター運営委員会委員、とよた市民福祉大学運営委員会委員、豊田市自主防災会連絡協議会、中間支援連携のためのコア会議参加団体、学生(社会参加バンク)、musbun(むすぶん)
参加人数	実人数 20名(延べ 34名)
実施時期	第1回 2024年12月26日(木) 午前10時～正午 第2回 2025年1月30日(木) 午後2時～4時
実施内容	第1回 「機能ごとにやれると良いこと」「取組団体・企業でできること」 第2回 「機能ごとの社協としての取組についての意見」 「団体、企業でできること」



【 出された意見 】

「機能ごとにやれると良いこと」「取組団体・企業でできること」

機能	意見
(1) 啓発・発掘	ハードルを下げる仕組みとしてアプリの活用や体験の機会があると良い。
(2) 育成・養成	情報も分野を広く、多様な情報を届ける事で、受け取る側は選択肢が広がる。
(3) 登録	登録のハードルを下げる。2段階の方式。活動者の層（ライト層、若者層、シニア層）に合わせた登録方法が必要。
(4) マッチング	プッシュ型の情報発信 ※マッチングにつながる可能性を広げる。やりたい側だけでなく、やってほしい側・困っている側の双方が必要。やってほしい側・困っている側もコア会議に呼ぶ。
(5) 定着・フォロー	幅広いジャンルの話を聞くことで、視野を広げられる機会になる。
(6) ネットワーク	コア会議が情報提供だけの場になってしまっているが、せっかくなら交流し、顔の見える関係が気付ける場になるといい。 コア会議は2か月に1回開催しているが、コア会議に来ないと情報が取れないし、情報が古くなる。掲示板のようなリアルタイムで情報を発信・受け取る仕組みが必要。

○ 専門人材

【 実施概要 】

参加団体	専門職（介護・障がい事業所等） 豊田市介護サービス機関連絡協議会、特別養護老人ホーム施設長協議会、豊田市地域自立支援協議会、豊田市福祉事業団、障がい福祉事業所 若者 学生
参加人数	実人数 59 名（延べ 108 名）
実施時期	専門職（介護・障がい事業所等） 第1回 2024年12月20日（金）午前10時～正午 第2回 2025年1月23日（木）午後2時～4時 若者 2025年1月11日（金）午後1時30分～3時50分

実施内容	専門職（介護・障がい事業所等） 第1回 専門人材を確保するために各団体・事業所で取り組んでいる取組 第2回 「専門人材の確保に必要な取組」「専門人材の確保に必要な取組の役割分担」 若者 「福祉のイメージを変えるアイデア出し」
------	--

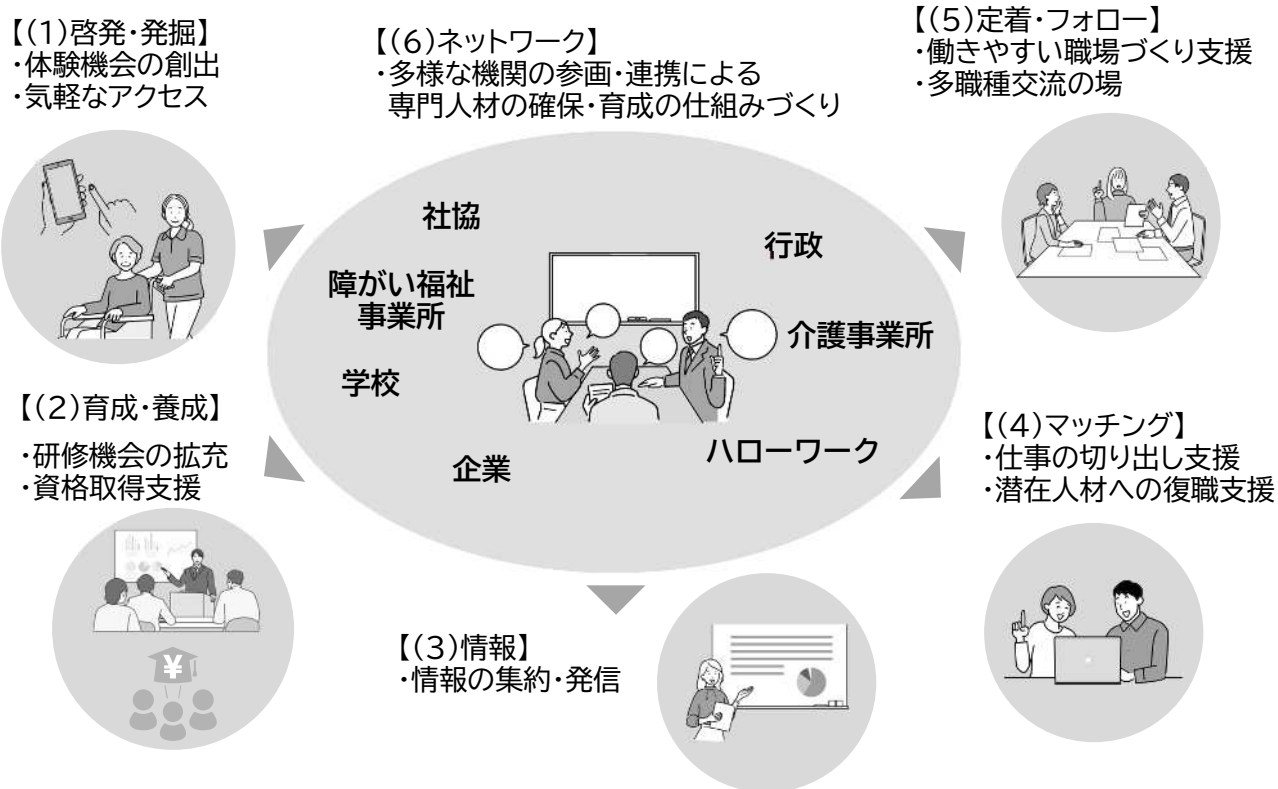


### 【 出された意見 】

機能	主な意見
(1) 啓発・発掘	本人の属性や希望に応じた情報提供・コーディネート of 仕組み（アプリ活用による気軽な体験申込、窓口での直接相談等） 事業所の見学・体験・インターン・実習に向けた事業所間連携の促進 地域や学校と福祉がつながる場の創出
(2) 育成・養成	県や研修実施機関等と連携した研修受講機会の拡充 複数事業所での合同研修実施に向けた支援 資格取得のハードルを下げる取組（資格取得費用等助成の周知、対象拡大等）
(3) 登録	様々な機関の募集情報（求人、研修、体験等）を集約し、事業者等と市民それぞれが情報の発信・アクセスしやすい仕組み（情報掲示板等） 資格取得やスキルアップに向けた講座・研修情報の体系的整理・発信
(4) マッチング	潜在的な人材（一時的に離職した資格所有者等）の復職に向けた支援 求職者側のニーズ（短時間勤務、無資格等）を捉えたマッチングの仕組み マッチングに向けた事業者側の業務整理（仕事の切り出し）に関する支援
(5) 定着・フォロー	働きやすい職場環境づくりに向けた事業所支援（専門家（社労士等）派遣等） 業務負担軽減に向けた ICT・ロボット等の活用促進 介護・障がい等の分野を超えた職員の情報交換・交流支援
(6) ネットワーク	(1)～(5)について、様々な機関の実施する取組を共有し、結びつける場と仕組みづくりが必要となる

② ワークショップ（地域人材・専門人材）から出された意見を踏まえた具体的な事業内容

多様な機関の参画するネットワークを構築することで連携・連動させ、専門人材の確保・育成につながる仕組みを検討



## 5 豊田市の地域福祉の方向性

### 方向性1 地域共生社会の実現に向けて

- 本市では、地域共生社会を『これまでの関係性をこえて、「つながり合える地域」「安心な暮らし」「生きがい」をともにつくり、一人ひとりが幸せを感じられる社会』と捉えています。その実現に向けて、住民・企業・行政・福祉団体など多様な主体が共働し、支え合いの仕組みを強化することが重要です。
- 包括的かつ重層的な支援体制を充実し、権利擁護やヤングケアラー支援、再犯防止、避難行動要支援者対策等の災害時福祉的支援体制の強化など、制度・分野横断的な課題に対応することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域づくりに向け、安心して不安や悩みを共有できる居場所づくりや、配慮が必要な人への支援体制の充実に取り組みます。

### 方向性2 地域における福祉の担い手確保に向けて

- 本市では「とよた市民福祉大学」「福祉実践教室」などを通じて地域の担い手育成を進めています。しかし、自治区長や民生委員・児童委員のアンケートによれば、依然として地域活動を担う人材やリーダーの不足が課題に挙がっています。さらに、住民のボランティア参加意向は減少傾向にあり、情報の入手しやすさ、体験機会、活動時間帯などが重視される傾向が見られます。
- 今後、人口減少・超高齢社会の進展により、支援を必要とする人は一層の増加が見込まれます。そのため、ボランティア活動の支援やとよた市民福祉大学を通じて地域人材の裾野を広げるとともに、国内外の専門人材の確保・育成を推進します。さらに、ボランティアや福祉に関心を持つ層が福祉専門職へとつながる仕組みを整え、福祉の担い手づくりを充実させます。

### 方向性3 孤独・孤立対策に向けて

- 市民へのアンケート調査では、外出の頻度が少なく孤立状態にある人の7割が「相談したくない」と考えていることが分かりました。また、テーマ別ワークショップでは、身寄りを頼ることができない高齢者や障がい者への支援で、「日常生活」「入院・入所時」「死後」の3つの場面が課題に挙がりました。
- したがって、「予防」に重点を置いた「孤独・孤立対策」として、多様でゆるやかな「つながり合い」の創出により、一人ひとりの状況や希望に応じた、心地よい関わり方を尊重しながら居場所づくりを進め、多機関協働により身寄りを頼ることができない高齢者等を支援する体制を強化します。

## 第4章

### 計画の構成と基本方針

第4章では、計画の根幹となる基本理念を示すとともに、施策展開における2つの視点と基本目標を整理し、全体の体系および評価の考え方について明らかにします。

#### 内容

- 1 基本理念
- 2 視点
- 3 基本目標
- 4 施策
- 5 計画の体系
- 6 計画の評価

# 計画の構成と基本方針

## 1 基本理念

### ともに誰もがつながり合い、自分らしく、安心して暮らすことができるまちをつくる

本計画の基本理念は、地域共生社会の定義や、2023年に本市で開催した「地域共生社会推進全国サミット in とよた」で、全国に向けて本市が目指す地域共生社会の姿を発信した「とよた宣言」を基にしています。

#### 「とよた宣言」

「とよた宣言」では、孤独・孤立の増加や地域のつながりの希薄化といった社会課題に対し、「おたがいさま」と言える関係性を新たな形で築き直すことの重要性が示されています。キーワードは「ともにつくる」。市民一人ひとりの尊厳と自分らしさを大切にしながら、家族や地域、職場などあらゆる関係性を見直し、楽しみながら新たなつながりを創出していくことが提唱されています。

多様な価値観を認め合い、参加し、つながり合うことで、誰もが自分らしく暮らせる地域の未来が拓かれるとしています。市民、ボランティア、事業者、行政など、あらゆる主体が制度や分野を超えて協力し合い、支え合う地域共生社会の実現を目指すことが確認されました。

## 2 視点

本計画の基本理念を推進していくうえでの2つの視点を、次のように定めます。

視点	内容
1. 主体的な選択の支援と尊重	誰もがいつまでも生きがいを感じ、自分らしく輝き続けるためには、どう暮らしたいのかを自分自身で選択でき、多様な背景や価値観を持つ人々が相互に理解し合い、認め合える地域づくりが必要です。
2. 枠組みを超えた協力と連携	あらゆる主体がこれまでの関係性の枠組みを外し、制度や分野を超えたつながり合いを育むことで、困りごとが生じた場合でもそれぞれが行動し協力し、支え合うことが暮らしの安心につながります。

## 3 基本目標

### 基本目標1 認め・支え合う地域づくり

地域福祉の推進には、住民、地域団体、専門職、社協、行政など多様な主体が連携し、地域生活課題の解決に取り組むことが重要です。地域福祉活動の促進や包括的な相談支援体制の充実に加え、誰もが安心して暮らせるよう、円滑なコミュニケーション、権利擁護の支援体制を整備します。さらに、孤独・孤立の予防、若者や企業の参画促進、意思決定支援などを通じて、つながりと支え合いのある地域共生社会の実現を目指します。

### 基本目標2 参加・活躍の機会づくり

誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域づくりが求められています。

高齢者や障がいのある人なども含め、安心し、不安や悩みを共有できる居場所づくりや、年齢や障がいの有無に関係なくあらゆる市民が多様な形で活躍できる仕組みづくりを推進します。

### 基本目標3 安心を得られる支援の充実

すべての市民が自分の意思や権利を尊重され、安心して暮らせる地域づくりには、日常生活から災害時まで切れ目のない支援体制の整備が不可欠です。福祉的な支援が必要な人への包括的な相談支援や、権利擁護、意思決定支援の充実を図るとともに、災害時に安全に避難できる体制や情報共有の仕組みを整備します。また、再犯防止の視点から、刑事司法関係機関との連携による自立支援や地域での受け皿づくりを進め、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

## 4 施策

本計画では、施策を「重点施策」と「基本施策」に分け、それぞれの目的に応じて事業を展開します。

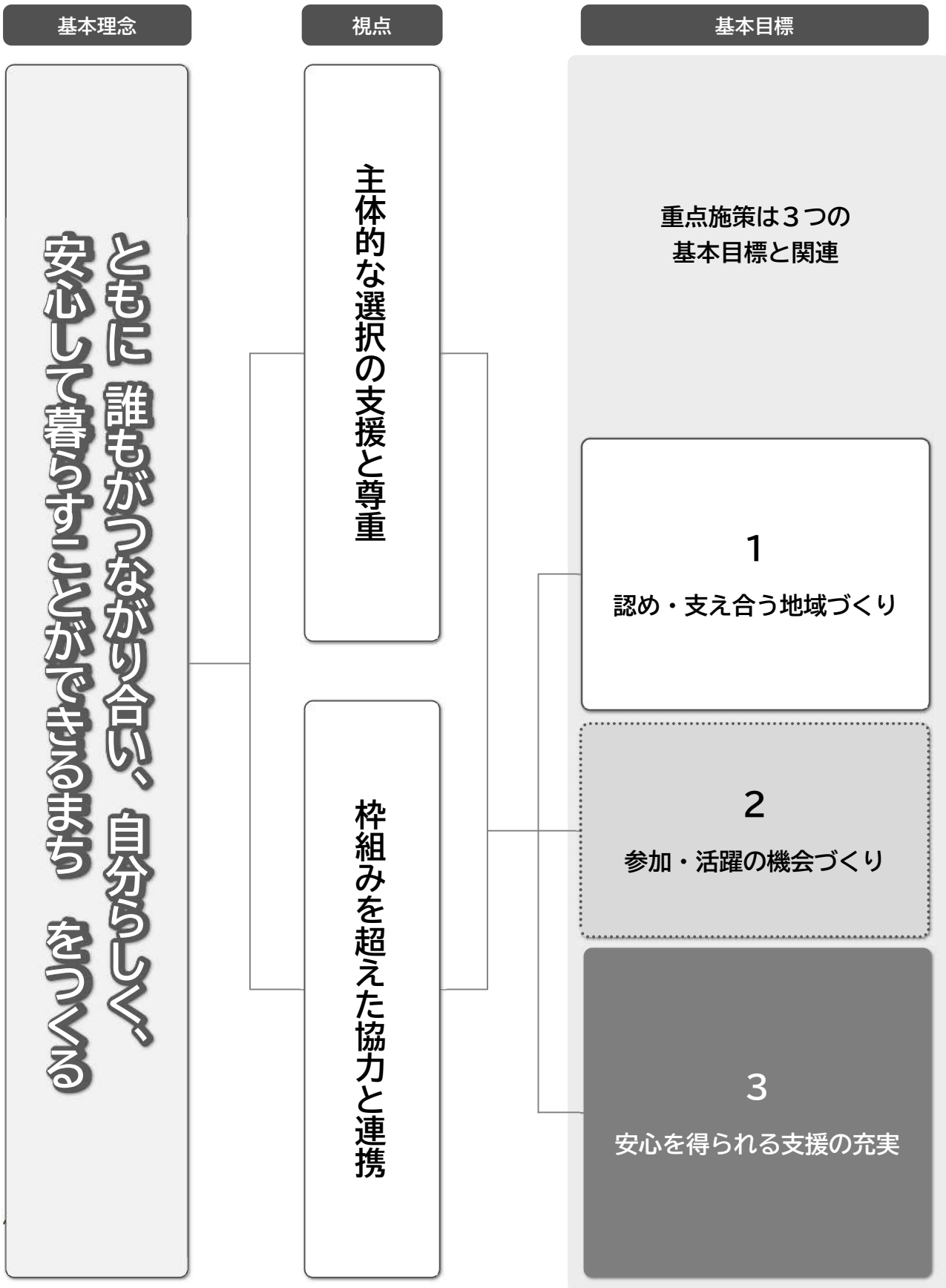
### 重点施策

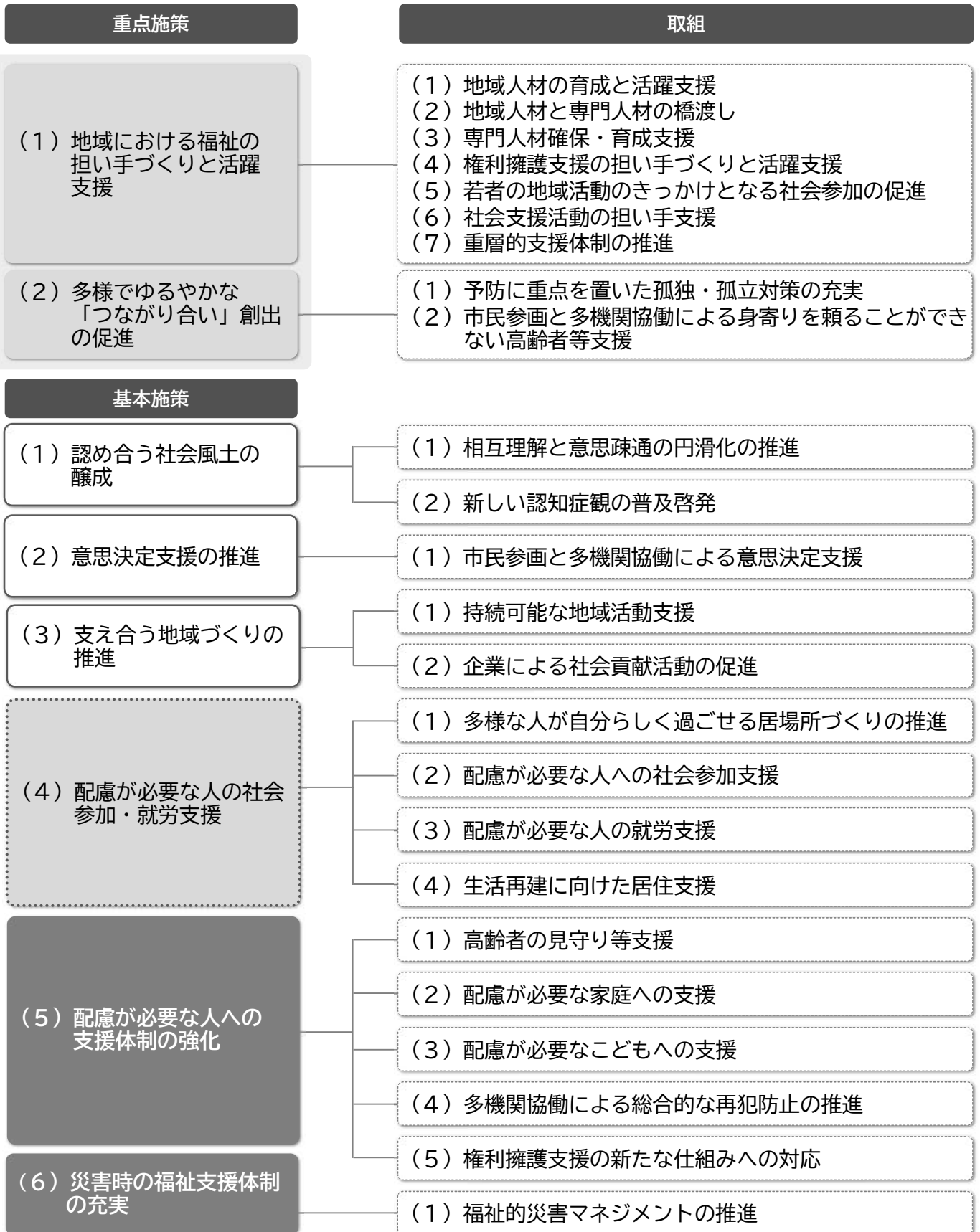
計画期間の前半に優先して取り組む重要な課題への対応を目的としています。短期間で具体的な成果の実現を目指し、方向性ととともに実際の取組内容を計画に位置づけて推進します。

### 基本施策

計画期間を通じて取り組む、地域福祉の基盤を支える施策です。既存の取組を持続的に進めるとともに、社会の変化や新たな課題に対応するため、各施策における具体的な取組や目標は、年度ごとの取組評価を通じて機動的かつ柔軟に見直し、展開します。

5 計画の体系





## 6 計画の評価

本計画は、地域住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して策定されるものです。その実効性を高めるためには、計画の進行状況や成果を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行うことが重要です。

本計画では、評価を以下の3つの段階に分けて実施します。

### (1) 取組の評価

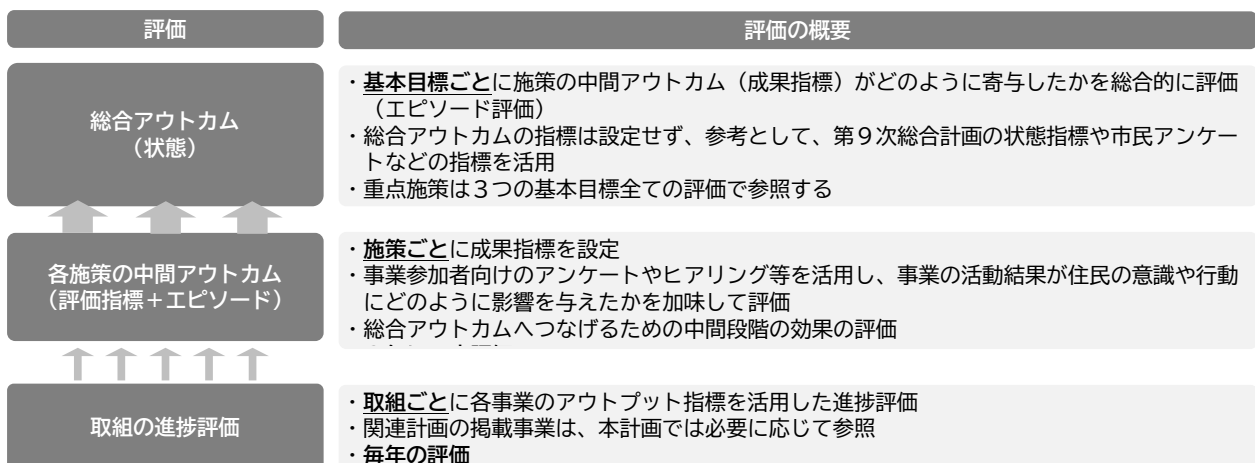
毎年、取組ごとに各事業のアウトプット指標を活用した進捗評価をします。たとえば、地域活動の開催回数、相談支援の実施件数など、具体的な取組の進行度を把握します。これは、計画の実行力を測る基礎的な評価です。

### (2) 中間アウトカムの評価

3年に1度、毎年の取組評価、施策ごとに設定した評価指標に加え、アンケートやヒアリングなどを活用し、地域や住民にどのような変化が生じたかを評価します。たとえば、活動につながった人数やアンケートによる満足度などが評価指標となります。また、個人や団体の経験や変化のエピソードも踏まえ、地域福祉専門分科会・地域福祉活動推進委員会にて評価を行います。これは、施策の効果を測る中間的な評価であり、地域全体の福祉の状態（総合アウトカム）につながる前段階のプロセスとして位置づけられます。施策の方向性や改善点を見出すための重要な手がかりとなります。

### (3) 総合アウトカム（地域の状態）の評価

3年に一度、基本目標ごとに、地域全体の福祉の状態がどのように改善されたかを評価し、地域の質的な変化を捉えます。これは、計画の目的達成度を測る総合的な評価であり、施策ごとの中間アウトカムや参考指標を基に、地域福祉の全体的な成果を把握します。評価は、地域福祉専門分科会および地域福祉活動推進委員会にて実施され、計画の改善や次期計画への反映に活用されます。



## 【 参考指標の位置づけ 】

本計画の評価をする際の補助的な視点として、第9次豊田市総合計画の「まちの状態指標」を参考指標に用います。これらの指標は、社会経済の変化などにより数値が変動する可能性があるため、地域福祉計画の成果を直接的に評価するものではなく、あくまで参考として位置づけます。総合アウトカム評価では、記述的な分析を中心に、本市全体の傾向や上位計画の指標も踏まえながら、地域福祉の取組の方向性を確認する補助的な材料として活用します。

基本目標	評価の参考とする指標 (9 総目指す姿指標・市民意識調査)	基準値 (2025 年)
1. 認め・支え合う地域づくり	① 日頃の生活の中で生きがいを感じている市民の割合	74.6%
	② 1年以内に新たな活動や学びの機会を持った市民の割合	29.2%
2. 参加・活躍の機会づくり	③ ボランティア活動やNPO活動に参加している市民の割合	15.1%
3. 安心を得られる支援の充実	④ 地域の活動に参加している市民の割合	40.9%
	⑤ 自分にはつながりがあると感じている市民の割合	59.3%



## 第5章

### 地域福祉に関わるうえでの共通視点

第5章では、住民懇談会や高校生・大学生の意見交換会を基にまとめた地域福祉に関わるあらゆる関係者が、「地域福祉に関わるうえでの共通する視点」について説明をしています。

#### 内容

- 1 共通視点の策定にあたって
- 2 地域福祉に関わるうえでの共通視点
- 3 住民懇談会、高校生・大学生意見交換会

# 地域福祉に関わるうえでの共通視点

## 1 共通視点の策定にあたって

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて行政が策定します。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

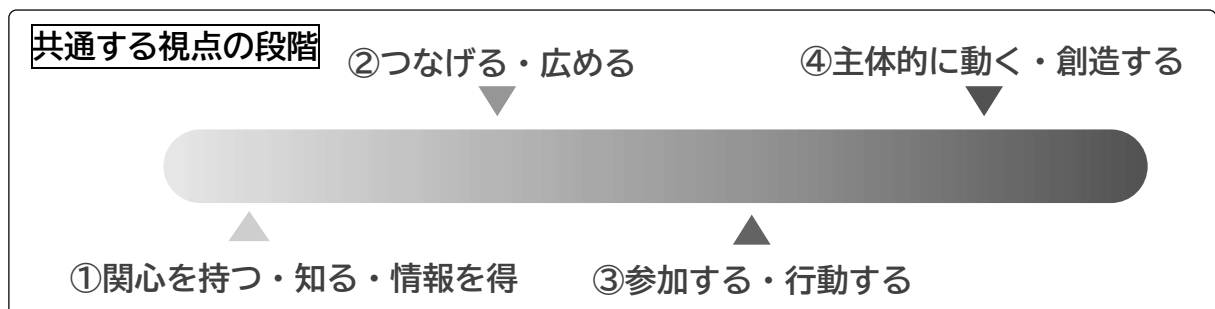
一方、地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした住民主体の民間の活動・行動計画です。

そのため、住民や区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設、事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者とともに作り、ともに推進していく必要があります。

そこで、住民をはじめ、地域の関係者が地域福祉に関わるうえでの共通視点を、住民等懇談会や高校生・大学生との意見交換会を通じてまとめました。

## 2 地域福祉に関わるうえでの共通視点

住民（介護が必要な高齢者、障がいのある人、外国籍住民やその他配慮が必要な人も含む）や地域福祉に関わる多様な主体は、それぞれの状況や環境、意識などにより、地域福祉に関わる段階が違います。そこで本計画では、段階に合わせた4つの共通する視点を示しています。



それぞれの立場、それぞれの状況に応じて地域福祉に関わるのが大切です。

共通視点 1

関心を持つ・知る・情報を得る

- ・地域や福祉、ボランティアなどに関心を持ち、情報を得る。
- ・地域生活課題や地域の取組を知る。

共通視点 2

つなげる・広める

- ・困りごとを支援機関などにつなげる。
- ・得た情報を知り合い等へ広める。

共通視点 3

参加する・行動する

- ・地域の活動に参加する。
- ・声かけ、活動の手伝い、手助けなど行動する。

共通視点 4

主体的に動く・創造する

- ・活動に参加し、主体的に活動する。
- ・課題の解決に向けて、新たな活動をはじめたり、仕組みをつくる。

地域福祉に関わる様々な立場

地域福祉には、住民（介護が必要な高齢者、障がいのある人、外国籍住民やその他配慮が必要な人も含む）や区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設、事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる立場の人が関わります。



住民

住民(介護が必要な高齢者、障がいのある人、外国籍住民やその他配慮が必要な人も含む)



地域の団体

区長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・市民活動者、当事者組織、市民活動団体（NPO）



専門職

社会福祉法人、福祉施設



企業等  
あらゆる関係者

事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者



社協

社会福祉協議会（福祉センター、支所、出張所）

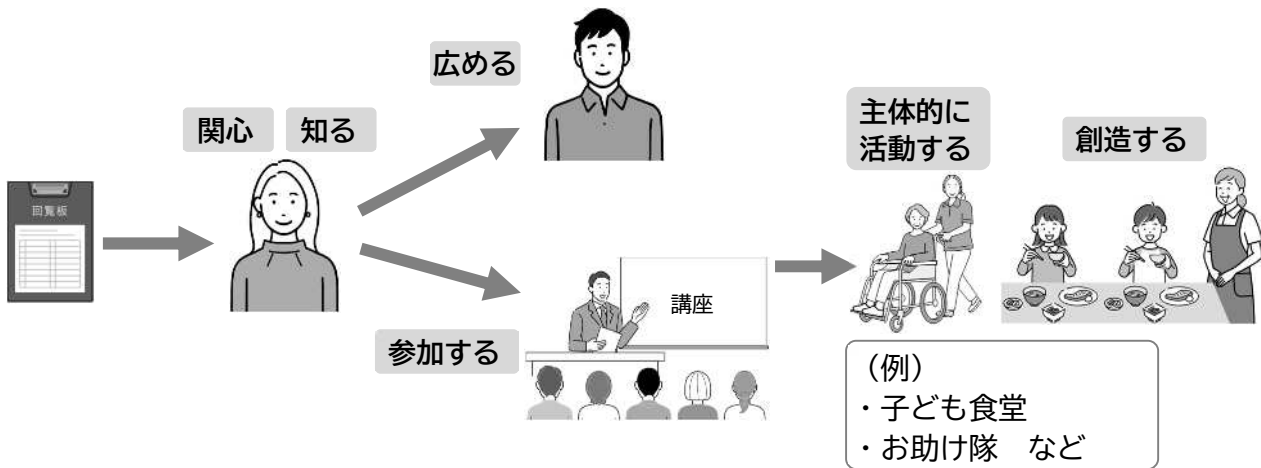


行政

市役所、支所

## 事例

【知る・関心を持つことで主体的に動く・創造するに至った事例】



Aさんは就職の関係で40年前に豊田市に引越して以来、仕事人間で、地域とのつながりはほとんどありませんでした。定年退職後、地域の回覧で「とよた市民福祉大学」のチラシを見て、参加することにしました。講義を聴く中で、地域に困って助けを求めている人がいること。そして、その人たちの多くは、周りに頼る相手もおらず、困っている声を発することができないということを知りました。

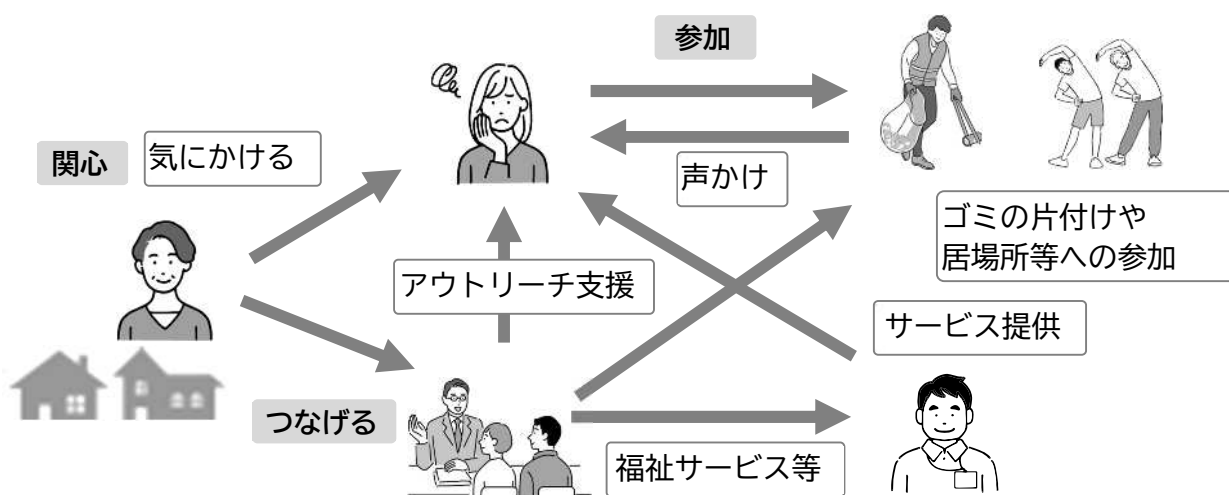
Aさんは、ボランティア講座修了後、区長や民生委員、地域包括支援センター、社協などから話を聞き、自分の地域でも同じような困りごとがあることを知りました。そこで身近な仲間たちや地域包括支援センター、社協、行政等と相談し、自分たちが地域の困りごとを解決する「お助け隊」を発足することにしました。発足に向けて、準備を役割分担しながら進めると同時に、地域住民に対して活動メンバーを募集しました。その結果、20名のメンバーが集まりました。

お助け隊の主な活動は、家庭内の清掃や庭木の剪定等ですが、自分達だけで解決できない依頼は、区長や社協、行政等に相談して、支援につなげるなどしています。また、お助け隊のPRも行っており、自治区の回覧等を通して、活動への参加や協力、依頼したいことの募集をしています。元々は依頼する立場だった人が、Aさんたちに助けてもらった経験から、「自分も人の役に立ちたい」と考え、お助け隊に加入した人もいます。

Aさん達は、活動が終わった時に、依頼者から「ありがとう」と言ってもらえることで達成感を感じることで、一緒に活動をしたメンバーと楽しく打ち上げ会をすること、また、これまで知らなかった近所の人と頻りに話をするようになり、信頼関係が生まれたことで活動の意義を感じています。

※本事例は、事実を基に構成しています。

【 困りごとを支援機関につなぎ、適切なサービスにつながった事例 】



Bさんは、近所の男性が生活に困っていることに気づきました。男性はいつも汚れた服を着ており、家は生活ごみであふれていました。「このままでは心配だ」と、ご近所や自治区等と相談して、社協に連絡することにしました。

連絡を受けた社協の生活困窮者自立支援事業の担当職員は、民生委員やアパートの管理会社と一緒に男性の自宅を訪ねましたが、不在で面会することはできませんでした。4回目の訪問の際に、室内からかすかなうめき声が聞こえたため、中に入ると、極度の脱水症状になって自宅で倒れている男性を発見、病院へ緊急搬送しました。男性はそのまま2週間入院することになりました。

「たとえ退院しても、このままでは自立した生活が送れない」と、男性の今後を心配した専門職等(社協生活困窮者自立支援担当者、地域包括支援センター、区長、民生委員、医療ソーシャルワーカー)は、「支援会議」を開催し、生活改善のために話し合いました。

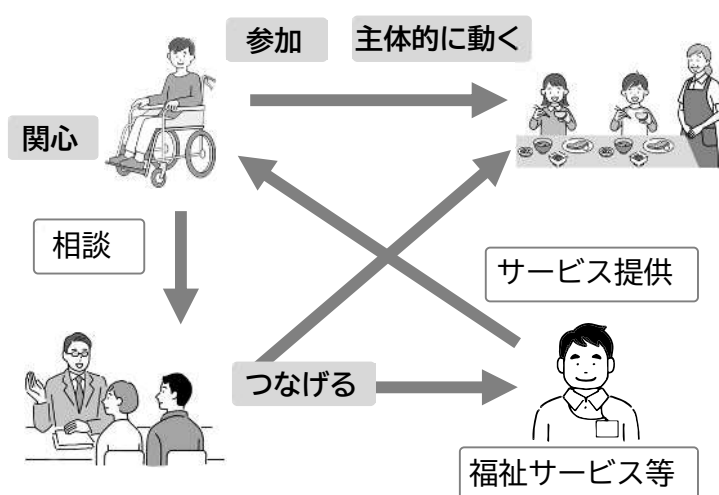
その結果、まずは退院日に合わせて自宅のゴミを片付けることにしました。しかし、男性の自宅のごみの量は、会議に集まったメンバーだけでは対応できないほどでした。そこで、地域住民や地元の大学生等にも協力を依頼し、地域皆で男性の自宅を清掃することにしました。

関係者で、協力者募集のチラシ自治区での回覧や、大学キャンパス内掲示を依頼しました。その結果、片付け当日には、多くの方が男性の自宅に集まり、ごみの搬出に協力してくれました。当日の協力者の中には、Bさんの姿もありました。

その後も地域の住民の方々が地域ふれあいサロンなどの居場所や地域活動にBさんを誘ってくれ、Bさんも楽しく地域活動に参加されています。

※本事例は、事実を基に構成しています。

【 役割を持つことで、やりがいとつながりに至った事例 】



地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものです。障がいのある人や配慮が必要な人なども含めて社会参加することで、役割や生きがいにつながります。

Cさんはひとり暮らしの50代男性です。脳梗塞になり、下肢機能障がいです。以前は、調理人として働いていましたが、車いす生活になり、仕事もやめてしまいました。時間を持て余し、ひとり暮らしの淋しさからアルコール依存症に陥ってしまい、自宅で倒れているところを近所の人に発見され緊急搬送されました。病院での治療とリハビリを経て、アパートに戻りました。それからは、今後の生活を障がい相談支援専門員に相談し、ヘルパーを利用して生活を整えることとしました。

アルコール依存症と向き合いながら生活し、体力的にも回復をしてきたCさんは、障がい相談支援専門員に「料理人の経験を活かし、何かできることはないか」と相談したところ、コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)に相談することを提案され、一緒に相談してみることにしました。

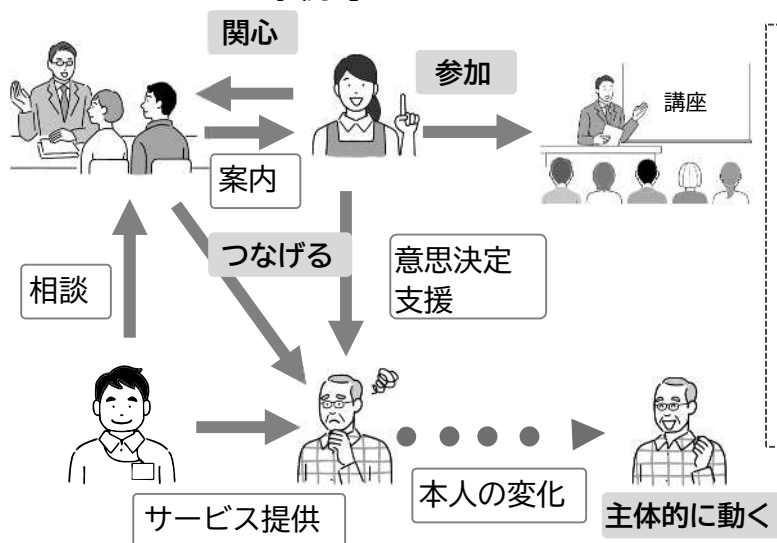
CSWから近くの「子ども食堂」を紹介され、Cさんはボランティアとして子ども食堂に参加しました。子ども食堂で子どもたちや他のボランティアと一緒に料理をしながらふれあうことや、「ありがとう。助かるよ。」とお礼を言われる嬉しさを感じ、月1回のボランティア活動を継続しています。

Cさんは、ボランティア活動をきっかけに、「他にも自分のできることで役に立つことをしていきたい」という思いが強くなり、今では、「使用済み切手等整理作業」など様々なボランティア活動をしています。

Cさんは、地域に役に立っていることや人とのつながりを実感し、ボランティア活動を通じて様々な活動・活躍をしています。

※本事例は、事実を基に構成しています。

【 意思決定フォロワーが関することで、配慮が必要な人の自己実現・社会参加につなげた事例 】



意思決定フォロワーは、社協が開催する「意思決定フォロワー講座」を修了した市民ボランティアです。

フォロワーとは「支持者」という意味で、本人の意思決定を応援する人ということを示しています。電話や訪問にて、本人自らの生活をどのようにしたいかを決めることに対して、いろいろな話を聞いたり、考えることに寄り添い、本人の意思を後押しします。

Dさんは、社協(後見支援センター)からのチラシの案内で、意思決定フォロワー講座を受講し、修了後登録をしました。

Eさんはひとり暮らしの50代女性で、知的障がいがあります。Eさんは今まで「●●しなさい」と指示されて生活してきたことにより、自分の意思を伝えることで、相手に嫌われるのではないかと不安を抱いていました。

Dさん(意思決定フォロワー)はEさんの自宅を定期的に訪問し、Eさんの意思を後押しすることで、下記のような効果がありました。

- ・ 以前から頭痛に悩んでいたが、Dさん(フォロワー)と悩みを共有して、Dさん(フォロワー)が後押しをすることで、Eさんが手術することを医師に伝えることができた。  
→ 無事、手術を終え、頭が痛くなることなく生活できるようになった。
- ・ 事業者(職員)の話が早すぎて聞き取れない、理解できないことに悩んでいたが、Eさん(フォロワーDさん同席)、事業者、施設長との話し合いの中で、事業者に直接伝えることができた。  
→ 事業者(職員)もゆっくりと話してくれるようになった。Eさんも「もう一度、言ってほしい。」と言えるようになった。

Eさんからは「今は自分らしく生きられる。こんなに幸せになるなんて思わなかった。」との言葉がありました。

その後、Eさんは、自分の意思(意見)を言えるようになり、様々な活動に積極的に参加されるようになっていきます。

Dさんからは、「自分の見方が変わった。今までは自分の価値観で『こうすべき』と決めていたが、固定概念を取り払い、多角的に考えることができるようになった。」「Eさんの笑顔が増え、楽しそうにしていることが自分(Dさん)もうれしい。」との言葉がありました。

※本事例は、事実を基に構成しています。

### 3 住民懇談会、高校生・大学生意見交換会

#### (1) 住民等懇談会

##### ① 社会福祉協議会 支所推進委員会

地区	時期	参加人数
旭地区	2025年6月12日	8人
足助地区	2025年6月16日	6人
小原地区	2025年6月20日	6人
藤岡地区	2025年6月23日	7人
下山地区	2025年6月25日	8人
稲武地区	2025年6月27日	5人



##### ② 地区コミュニティ会議福祉部会長情報交換会

地区	時期	参加人数
全地区（28地区）	2025年6月7日	21人



## (2) 高校生・大学生意見交換会

時期	参加人数
2024年11月16日	8人



### 【 地域福祉に関わるうえで必要な視点 [出された意見等 (抜粋)] 】

- ・ 参加する会議で、まずは知ることからはじめたい。
- ・ 回覧等で配布される情報に目を通すこと、情報を得ること。
- ・ 様々な知識・情報を持っていること。そうすることで選択の幅が広がる。
- ・ 小さなことでも良いから、自分のできる範囲でできることを行う。そういった意識を持つことで関心を持つことができる。
- ・ 身近な課題・話題だと関心を持てる。そういった身近なことを中心に周知を図ること。知ることに関心が増える。
- ・ ボランティア活動等を行うには、時間的余裕ややりたいことが見つかるなどのタイミングがある。すぐには難しい。得た情報を広めるぐらいならできる。
- ・ 得た情報を家族や知人に伝えることで情報が広がる。そういった地道なことが大事。
- ・ 自分自身で何かすることは難しくても、市役所や社協、支援機関などにつなげることはできる。
- ・ 関係機関につなげることはできる。その為には、関係機関を知っておくことも必要。
- ・ 様々な場や研修に参加すること。参加することで次へのきっかけになる。

- ・できることは少ないかもしれないが、声掛けは必要。ちょっとした手助けやつなぐことならできる。
- ・主体的には動けないかもしれないが、手伝うことはできる。そういった中心となる人を支えることならできる人は多い。
- ・まずは参加。参加を通じて主体性が備わるかもしれない。
- ・お手伝いなどの関わりや、役割を通しながら主体的に動くにつながることもある。
- ・主体的に動くことで、新たな創造につながる。
- ・それぞれに状況や環境、意識が違う。それぞれにステージがあると思う。いきなり行動したり、主体的に活動する人もいれば、まずは知ることや関心を持つことから人もいる。それぞれに合わせた段階が必要。最終的には自分で創り出すことが理想。

## 第6章

### 重点施策・基本施策の展開

第6章では、第4章の計画体系に基づき、重点施策と基本施策の具体的な取組内容や評価指標を示します。

#### 内容

##### 重点施策について

- 1 地域における福祉の担い手づくりと活躍支援
- 2 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進

##### 基本施策について

- 1 認め合う社会風土の醸成
- 2 意思決定支援の推進
- 3 支え合う地域づくりの推進
- 4 配慮が必要な人の社会参加・就労支援
- 5 配慮が必要な人への支援体制の強化
- 6 災害時の福祉支援体制の充実

# 重点施策・基本施策の展開

## 重点施策について

### 重点施策1 ▶▶ 地域における福祉の担い手づくりと活躍支援

- 地域福祉の推進に向けて、市民が福祉に関心を持ち、主体的に地域活動へ参加できるように、福祉教育やボランティア体験の機会を提供し、地域人材の裾野を広げます。
- 地域人材と専門人材の橋渡しを行う仕組みづくりや、業務分解やスポットワークの活用など、多様で柔軟な働き方が実現できる環境づくりを進め、福祉分野における人材の確保と定着を支援します。
- 市民が権利擁護支援や更生保護などに関心を持ち、多様な立場の人が地域福祉に関わることができる環境を整え、誰もが支え合う地域づくりを推進します。

#### 【 関連する基本目標 】

認め・支え合う地域づくり

参加・活躍の機会づくり

安心を得られる支援の充実

#### 【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
ボランティア等の地域活動につながった人数	ボランティアセンター 新規1,367人 (2024年度調査) -人 とよた市民福祉大学 (2027年度調査予定)	↗
今後、ボランティア・市民活動やNPO活動に参加したい(続けたい)と思う市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	50.7% (2024年度調査)	↗
学校や職場以外で、地域の行事や活動に参加している若者の割合 (こども・子育て、若者に関する市民意向調査)	32.4% (2023年度調査)	↗
福祉事業所(介護・障がい)における人材の充足感 (豊田市社会福祉協議会アンケート)	介護 51.8% 障がい 49.4% (2025年度調査)	↗
事業所における雇用者数・離職者数 (高齢者等実態調査・障がい者等実態調査)	採用者数 1,448.8人 離職者数 1,130.9人 (2025年度調査から推計)	↗ ↘
権利擁護支援に関わる活動に関心があると回答した市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	11.4% (2024年度調査)	↗
各種協議会等による総合評価	エピソード等	-

## 取組1 地域人材の育成と活躍支援

### 【取組概要】

地域福祉に関心を持つ市民を増やし、世代を超えて地域活動に参画する人材を育成することにより、地域課題の解決に向けた担い手の裾野を広げます。

### 主な事業

#### ① ボランティアセンター事業 **拡充**

ボランティア実践者の活動支援に加え、市民の知る機会、体験する機会を作ることで、地域福祉に関心を持つ方を増やします。また、福祉分野に限らず他分野の団体と連携し、地域の課題解決につなげます。

#### ② 住民福祉教育の推進 **継続**

福祉実践教室やとよた市民福祉大学など様々市民に対し福祉教育を行うことで、幅広い年齢・立場の住民が地域福祉に関心を持つ機会を作ります。とよた市民福祉大学の受講生等の活躍支援をすることで、地域住民の活躍の創出をします。

## 取組2 地域人材と専門人材の橋渡し

### 【取組概要】

分野を超えた多様な機関が参画し、連携・連動により担い手の確保・育成・支援につながる取組を創出する場（プラットフォーム）で、地域人材（ボランティア実践者など地域福祉に関わる人材）と専門人材（介護・障がいなどの福祉専門職）の担い手づくりの取組を充実し、地域人材が福祉専門職へつながる仕組みを構築し、福祉の担い手づくりの充実を図ります。

### 主な事業

#### ① 結びつける場と仕組みづくり **新規**

多様な機関が参画し、連携・連動することで、福祉の担い手の確保・育成・支援につながる取組を推進します。参画する主体の協働により、「地域人材の育成」、「地域人材から専門人材への橋渡し」、「専門人材の活躍・定着」といった段階的な取組を創出・拡充し、福祉の担い手の充実を目指します。

#### ② タイムリーな情報共有の仕組みの構築 **新規**

地域人材・専門人材の担い手づくりに関する各機関の取組を集約し、必要な人が必要な情報をタイムリーに発信・受信できる仕組みを構築します。

## プラットフォームとは

分野を超えた多様な機関の参画する場で、連携・連動により担い手の確保・育成・支援につながる取組を創出する場の概念です。

地域人材と専門人材の枠を超えて、担い手づくりの意見交換や課題把握、求められる取組の検討・企画、連携した担い手づくりに関する事業の実施などに取り組んでいきます。

### 【① 啓発・発掘】

福祉への興味関心を喚起

(例)事業所体験、  
ふくしの仕事相談会など



「プラットフォーム」  
多様な機関の参画・連携による  
福祉人材の確保・育成の仕組みづくり

### 【⑤ 定着・フォロー】

継続的に活躍し続けられる支援

(例)働きやすい職場づくり支援、  
顔の見える関係づくり支援など



社協

行政

障がい福祉  
事業所

介護保険  
事業所

学校

ハローワーク

中間支援組織

ボランティア団体

企業

### 【② 育成・養成】

知識・技術の習得

(例)合同研修会、  
外国人材支援など



### 【③ 情報】

タイムリーな情報の

受発信・交流促進

(例)情報掲示板の活用など



### 【④ マッチング】

活躍の場を求める人と活動・仕事

をつなぐ

(例)仕事の切り出し支援、  
潜在人材への復職支援など



ボランティア、福祉の仕事の魅力、事業所体験・  
見学、研修情報など、幅広くタイムリーな情報発信

本人の興味・関心・スキル・活動時間等に応じて、  
活動・仕事・研修等に参加



一般市民



ボランティア活動者



専門職

など

### 取組3 専門人材確保・育成支援

#### 【取組概要】

福祉分野における人材の確保と育成を目的として、これまでの取組に加え、あらゆる人材の活用・活躍に向けた多様で柔軟な働き方に対応できる担い手づくり・環境づくりを両輪で進めるとともに、専門性の高い人材の安定的な活躍を促進します。

#### 主な事業

##### ① 短時間・単発ワークの活用促進

新規

福祉分野での人材確保に向け、短時間・単発で働ける仕組みの導入を支援し、潜在人材の復職や兼業人材など多様な人が関わる機会を創出します。業務を分解し柔軟な雇用環境を整備することで、新たな層の人材が参画できる環境を生み出し、多様な働き方を可能にし、担い手の裾野を広げます。

##### ② 初任者研修の実施

拡充

山村部の受講希望者やとよた市民福祉大学の修了者、未就業者などを主な対象に、初任者研修の受講を促進し、福祉の担い手や地域での介護人材を育成します。

##### ③ 国内人材創出事業

拡充

行政や社協、福祉事業所、豊田市介護サービス機関連絡協議会等が協力し、相談会の開催等、福祉サービスに携わる人を確保します。

##### ④ 外国人材への支援

拡充

外国人介護人材向けの日本語講座や介護福祉士国家試験対策講座、生活支援講座等を実施し、外国人介護人材の定着を支援します。

##### ⑤ 職場環境向上支援

継続

介護サービス事業所の生産性向上に向けた取組を支援し、多様な働き方の推進など、職場環境向上を促進します。

##### ⑥ 専門スキルの向上支援

新規

障がい分野では、強度行動障がい支援者養成研修や喀痰吸引研修などを実施し、支援者の専門的スキルの向上を図っていきます。

また、介護・高齢分野においては、介護支援専門員や介護職員を対象とした専門的スキル向上の取組を進め、介護サービスの質の向上につなげていきます。

## 取組4 権利擁護支援の担い手づくりと活躍支援

### 【取組概要】

制度の枠にとらわれず、地域における権利擁護支援の担い手を多様な形で確保し、柔軟な支援体制を整備することによって、判断能力や身寄りの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

### 主な事業

#### ① ベストミックスによる権利擁護支援の担い手の確保と活躍支援 **拡充**

「専門職後見人の活躍支援」、「市民による多様な権利擁護支援の推進」、「セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの見直し」、「成年後見制度以外の支援策の充実」を一体的に進めながら、総合的に担い手を確保していきます。

#### ② 権利擁護基金の充実 **拡充**

基金を原資に担い手の活躍を応援できる環境づくりを進めるため、市民・市内企業等による寄付の充実を図ります。

## 取組5 若者の地域活動のきっかけとなる社会参加の促進

### 【取組概要】

若者が地域活動に関心を持ち、将来の地域づくりを担う人材となるよう社会参加の機会を提供し、若者自身が企画・提案する社会課題の解決に向けた活動を支援します。

### 主な事業

#### ① 若者が活動を始めるためのきっかけづくり **新規**

ボランティアやイベント活動など、高校生や大学生などが意欲や関心に応じて選択できる多様な場を用意するとともに、若者に向けて積極的に情報発信を行うことで、若者が活動を始めるためのきっかけをつくります。また、「二十歳のつどい」を通じて、地域の大人や同世代と交流できる機会を用意することで、地域における様々な活動への参加を促します。

#### ② 若者主体のまちづくりの促進 **新規**

若者が自らの強みや意欲を生かした社会課題の解決につながる企画を提案し、地域の人々と関わり合いながら実現する活動を支援することにより、将来のまちづくりの担い手を育成します。

## 取組6 社会支援活動の担い手支援

### 【 取組概要 】

民生委員・児童委員や更生保護団体等の活動を支えるため、業務負担の軽減と活動環境の整備を図り、継続的な社会支援活動の担い手を確保します。

### 主な事業

- ① 民生委員活動の負担軽減 継続  
デジタル技術を活用した民生委員活動の負担軽減の検討など、民生委員・児童委員活動の支援を推進していきます。
- ② 更生保護団体の活動費の負担軽減と連携強化 継続  
協力雇用主会、保護司会及び更生保護女性会に対する活動費の一部補助や公共施設の無償提供に加え、BBS会への事務的支援や更生保護施設との連携を図ることで、社会支援活動を担う各団体の負担軽減と担い手確保を図り、協働体制の充実に取り組みます。

## 取組7 重層的支援体制の推進

### 【 取組概要 】

地域福祉の多様な課題に的確に対応するため、重層的支援体制の理解促進と人材育成を図り、関係機関の連携を強化します。

### 主な事業

- ① 重層的支援体制推進研修の実施 継続  
重層的支援を推進するために必要な視点等を養う研修や、既存の分野別・制度別研修などを体系的に整理して実施することで、多機関がともに研鑽できる環境を整えます。

## 重点施策2 ▶▶ 多様でゆるやかな「つながり合い」創出の促進

- 孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、「予防」に重点を置いた広報・啓発活動を展開し、多様な市民・団体の交流を促進することで、若者を中心とした市民の参加とつながりを育みます。
- デジタル技術なども活用し、その人に合った多様なつながり合いの機会を提供することで、孤独・孤立の「支援」や「脱却」に繋がる柔軟な仕組みの構築を図ります。
- 家族や親族を頼ることができない高齢者等の相談体制を整備し、支援に向けた調整を行う仕組みづくりを進めるとともに、権利擁護支援に向けた体制を強化し、重層的な支援と市民参画による安心のネットワークづくりを推進します。






### 【 関連する基本目標 】

認め・支え合う地域づくり

参加・活躍の機会づくり

安心を得られる支援の充実

### 【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
自分にはつながりがあると感じている市民の割合 (市民意識調査)	59.3% (2025年度調査)	
孤独を感じる市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	33.2% (2024年度調査)	
学校や職場以外で、地域の行事や活動に参加している若者の割合 (こども・子育て、若者に関する市民意向調査)	32.4% (2023年度調査)	
イベントを通してつながり合い、活動につながった事例	エピソード等	-
支援につながった身寄りを頼ることができない市民の数 (豊田市社会福祉協議会利用者アンケート)	- (2027年度調査予定)	
身寄りを頼ることができない人を対象とした相談窓口の満足度 (豊田市社会福祉協議会アンケート)	- (2027年度調査予定)	

## 取組1 予防に重点を置いた孤独・孤立対策の充実

### 【取組概要】

孤独・孤立対策推進法の理念に基づき、「予防」に重点を置いた広報・啓発活動を展開することで、市民が、孤立を未然に防ぎ、地域とのつながりを持つことができる環境を整備します。

### 主な事業

- ① 官民連携による交流促進 新規  
「空想ファクトリー」やその他のイベントを通じた、つながり合い機会を創出し、民間企業、住民団体、支援機関等の交流を促進します。
- ② 孤独・孤立対策ボードゲーム「コドクエ」などを活用した啓発 新規  
孤独・孤立対策ボードゲーム「コドクエ」を活用した出前講座等の実施や、若年層等の参画を通じ、孤独・孤立対策の「予防」啓発を推進します。
- ③ 「支援」を届ける仕組みづくり 新規  
メタバースやSNS、AI等のデジタルツールや対象となる世代に応じた手法を活用して、孤独・孤立対策における「支援」、「脱却」につなげる仕組みづくりを行います。

### 空想ファクトリーとは

世の中には多様な人々が、制度や仕組み、つながりの中で暮らしています。誰もが安心して暮らし続けられる地域を目指し、世の中の多様な人々が垣根を越え、力を合わせ、社会をより豊かにしていくためにはどうすればいいか？それをワクワク空想しながら話し合う場が「空想ファクトリー」です。

空想ファクトリーでは、地域で活動する住民の活動発表と参加者同士のガチャガチャトークを行い、「豊田市がこんなまちになったらいいな」という想いを語り合い、参加者同士のつながりを生み出していきます。



## コドクエとは

孤独・孤立は誰にでも起こり得る社会問題です。そんな社会問題をもっと身近に、もっと楽しく考えられるように、豊田市では孤独・孤立の当事者体験ができるボードゲーム「コドクエ」を制作しました。

舞台は豊田市をモデルにした異世界の街「トヨタシー」。プレイヤーは孤独な勇者となり、コミュニティへの参加や仲間集めを通じて力を高め、魔王を倒して世界を救います。遊びながら“つながり”の大切さを学べる RPG 型ボードゲームです。



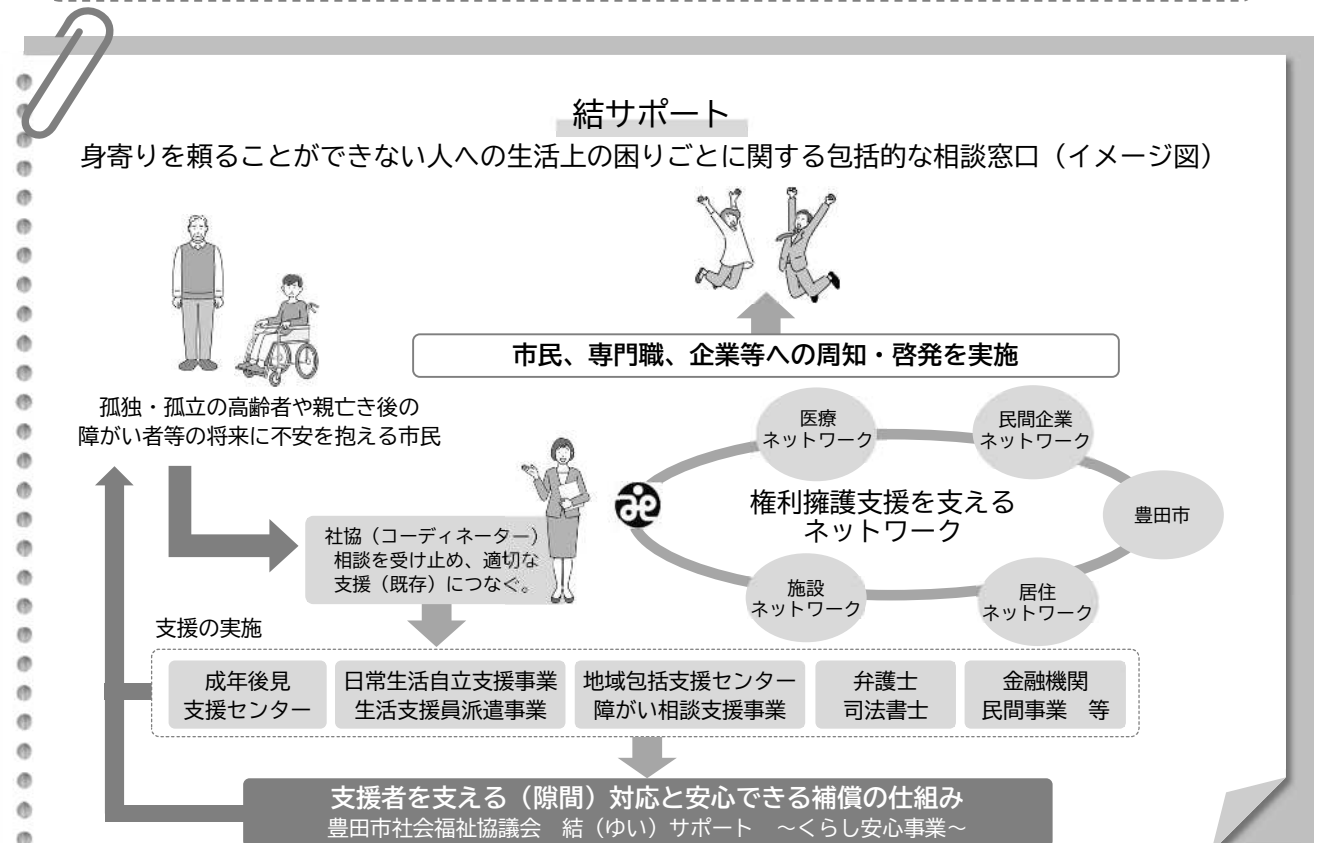
## 取組2 市民参画と多機関協働による身寄りを頼ることができない高齢者等支援

### 【取組概要】

身寄りを頼ることができない高齢者等に対し、相談支援体制を整備するとともに、市民参画と多機関協働による重層的な支援を展開することで、身寄りの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

### 主な事業

- ① 身寄りを頼ることができない人を対象とした包括的な相談窓口運営 新規  
重層的支援や権利擁護支援の仕組みを活用し、家族や親族を頼ることができない人への入院・入所時の困りごとなどの相談を受け止めるとともに、「親亡きあと」など重層的に支援すべきニーズも含めて、支援の調整を行う相談窓口を運営します。
- ② 「結サポート～暮らし安心事業～」の体制の強化 新規  
利用者を含めた市民の参画と多様な関係者とのネットワークを通じて、身寄りを頼ることができない高齢者等を支援する「結サポート～暮らし安心事業～」を確立していきます。
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充 拡充  
豊田市成年後見・法福連携推進協議会の下に、身寄りを頼ることができない人の支援に携わる関係団体等による部会を新たに設置し、より広範な権利擁護支援の地域連携ネットワークに拡充させます。



○ 結サポート～くらし安心事業～

結サポート～くらし安心事業～は、「市民や多様な主体とともにつくる」を理念とし、社協と行政が連携の中心になりながら、福祉や医療の支援機関、弁護士や司法書士、金融機関、生活協同組合、葬儀会社、市民などとの官民連携・多機関協働により、日常生活・入退院入退所・死後の3つの場面を支援する仕組み。

○ 日常生活支援

- ・ 意思決定フォロー講座（社協開催）を修了した市民ボランティアが、月1回電話での安否確認と、3か月に1回自宅等を訪問し、意思決定支援を行う。
- ・ 契約時に契約者はエンディングノートを作成する。フォローが定期的に訪問し、ノートの記載事項などを確認し、本人の意思決定をゆるやかに支持する。

○ 入退院・入退所時支援

- ・ 入院・入所時に必要となる物品等の準備を、生活協同組合やシルバー人材センターと連携。着替えや歯ブラシなど必要な物品等を生活協同組合が準備し、その物品等をシルバー人材センターの会員が病院や施設に届ける。
- ・ 契約者が入院した際の自宅の管理として、シルバー人材センターの会員が、電気の始末や期限切れの食品の廃棄をする。
- ・ 支払いにおいて、契約者が入院した際、病院から社協に請求書が届き、社協から信用金庫に振込み依頼をすることで、契約者の通帳から入院費などの支払いを行う。
- ・ 治療に関する説明に意思決定フォローが必要に応じて同席し、本人の意思決定を支援する。

○ 死後事務支援

- ・ 弁護士や司法書士といった司法関係者をコーディネートし、司法関係者と契約者が死後事務委任契約を締結する。また、必要に応じて公正証書遺言を作成する。
- ・ 葬儀会社（市内6事業者）と社協とで低価格での料金設定し、紹介する。



結ちゃん  
(ゆい)



結サポートマスコットキャラクター




## 基本施策1 ▶▶ 認め合う社会風土の醸成

- すべての市民が互いの違いや価値を尊重し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。年齢、障がい、国籍、言語、認知症など多様な背景を持つ人々がともに暮らす地域において、わかりやすい情報発信や対話の工夫を通じて、意思疎通と相互理解を深める取組を展開します。
- また、市民・企業・団体・行政が連携し、認知症や障がいに関する正しい知識の普及啓発や、当事者の活躍の場づくりを進めることで、誰もが地域の一員として尊重される社会風土の醸成を図り、偏見や孤立のない、共生のまちづくりを推進します。

### 【 関連する基本目標 】

認め・支え合う地域づくり

### 【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
障がい者・外国人・高齢者・子どもなどへ情報発信や会話をする際に、わかりやすい表現や伝え方を意識している割合 (市民意識調査)	78.9% (2025年度調査)	
障がいのある人に対する差別や偏見が改善していると答えた人の割合 (障がい者等実態調査)	市民 51.9% 障がい者等 27.9% (2025年度調査)	
認知症になっても安心して地域で暮らし続けることができると感じる市民の割合 (高齢者等実態調査)	30.3% (2025年度調査)	
認知症チームオレンジの活動事例	エピソード等	—

## 取組1 相互理解と意思疎通の円滑化の推進

### 【取組概要】

多様な文化や特性を持つ市民が、互いを尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。相互理解の促進と情報・対話の環境整備を通じて、誰もが地域の一員として受け入れられる共生の社会風土を育みます。

### 【具体的な事業例】

国際理解に関する教育・啓発、日本語教室の開催、多言語対応ややさしい日本語による情報提供などを行い、言語や文化の壁を越えたコミュニケーションを支援します。さらに、認知症や障がいに関する正しい理解の普及啓発を進め、当事者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、市民・行政・関係機関が連携して支援体制を整えます。

## 取組2 新しい認知症観の普及啓発

### 【取組概要】

認知症の人が地域の一員として役割を持ち、前向きに暮らし続けられる社会の実現を目指し、当事者の視点を尊重した支援を推進します。認知症を「支える対象」ではなく「地域をともにつくる存在」として捉える新たな認知症観の普及を通じて、誰もが尊重される共生のまちづくりを進めます。

### 【具体的な事業例】

認知症の人の希望や特性に応じて活躍の場のマッチングを行うほか、認知症当事者の登録制度の導入により、当事者からの情報発信やピアサポートの仕組みを整備することで地域住民との相互理解と共感を深め、認知症の人が主体的に地域に関わることができる環境づくりを進めます。


## 基本施策2 意思決定支援の推進

- 市民・支援者・医療福祉関係者・関係機関が学び合い、多様な主体の参画を得ながら、分野を超えて本人の意思を尊重する支援の在り方への理解を広げていきます。意思決定支援に関する市全体での意識醸成を図り、制度や仕組みの整備を進めます。
- また、市民参画や多機関協働により、身寄りを頼ることができない人にも寄り添える支援体制を構築し、誰もが自分らしく選択し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

### 【 関連する基本目標 】

認め・支え合う地域づくり

### 【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
豊田市が「病気や障がいがあることや、ことばの違いがあっても、誰もが自分の意思を大切にされている」まちだと思ふ市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	54.7% (2024年度調査)	
市民参画と多機関協働による意思決定支援の取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—

## 取組1 市民参画と多機関協働による意思決定支援

### 【取組概要】

本人の意思を尊重した支援のあり方を地域全体で広げることが目的に、様々な立場の人が分野を超えて連携し、意思決定支援に関する理解と意識の醸成を図ります。多様な主体が関わることで、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざします。

### 【具体的な事業例】

意思決定支援に関する学び合いや仕組みづくりを進めるほか、市民ボランティア「とよた意思決定フォロワー」の養成を行います。また、身寄りを頼ることができない人への支援「結サポート～くらし安心事業～」における日常生活支援において意思決定フォロワーによる本人の意思決定支援を実施します。本人の意思によりその支援を地域で実践し、共生のまちづくりを具体化していきます。




### 基本施策3 支え合う地域づくりの推進

- 地域で生じる生活課題を住民自身が共有し、協力して解決に取り組む仕組みづくりを推進します。地域づくりミーティングなどを通じて、多様な主体が話し合い、地域資源の活用や社会資源の調整を行いながら、住民主体の取組を支援します。
- 地域課題の解決に向けた、企業・団体・社会福祉法人など多様な担い手による地域活動を支援し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

#### 【 関連する基本目標 】

認め・支え合う地域づくり

#### 【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
地域づくりミーティングに参加した市民の満足度 (豊田市社会福祉協議会アンケート)	— (2027年度調査予定)	
地域づくりミーティングに参加した市民の取組事例	エピソード等	—
地域における課題解決に向けた自発的な取組の状況を踏まえた評価	エピソード等	—
企業・団体等による社会貢献活動の状況を踏まえた評価	エピソード等	—

## 取組1 持続可能な地域活動支援

### 【取組概要】

地域で生じる生活課題を住民自身が主体的に捉え、協力して解決に取り組む地域づくりを推進します。多様な主体が関わり合いながら、持続可能な地域活動を支える仕組みの構築をめざします。

### 【具体的な事業例】

地域づくりミーティングなどを通じて、個別の課題を地域全体の課題として共有し、住民同士や関係者が話し合いながら解決に向けた取組を進めます。あわせて、地域の声を市の施策に反映させる共働の仕組みや、地域資源を活用する団体への補助制度、社会福祉法人によるボランティアの育成、地域での環境美化・防犯活動、災害時の福祉支援体制づくり、関係機関とのネットワーク構築など、地域における公益的な活動の促進などを通じて、継続的な地域活動を支援します。

## 取組2 企業による社会貢献活動の促進

### 【取組概要】

地域課題の解決や持続可能な社会の実現に向けて、企業との共働による社会貢献活動を促進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

### 【具体的な事業例】

包括連携協定を締結した企業との共働によるまちづくりや、高齢者の見守り活動などへの参画を通じて、地域との連携を強化します。また、SDGsに取り組む企業・団体を支援する「とよたSDGsパートナー制度」や「豊田市SDGs認証制度」を活用し、地域全体での取組の広がりや継続的な活動を後押しします。






## 基本施策4 ▶▶ 配慮が必要な人の社会参加・就労支援

- 誰もが地域で自分らしく過ごし、社会とつながることができるよう、居場所づくりや社会参加・就労支援を推進します。重層的支援の仕組みを活用しながら、多様な人が安心して関わることのできる場を広げます。
- 企業や関係機関と連携し、その人に合った働き方や参加の機会を提供するとともに、企業等の理解促進を図ります。住宅確保要配慮者への支援や空き家対策など、暮らしの基盤を整えながら、誰もが地域で自分らしく暮らせる環境づくりを進めます。

### 【 関連する基本目標 】

参加・活躍の機会づくり

### 【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
家、学校、職場以外に、自分らしく過ごせる場所がある市民の割合 (市民意識調査)	54.5% (2025年度調査)	
地域活動に参加したい(続けたい)と感じる市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	53.9% (2025年度調査)	
コミュニティや市民活動など気軽に参加できる場があると感じる市民の割合 (地域福祉計画アンケート)	40.3% (2025年度調査)	
配慮が必要な人の社会参加に向けた取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—
希望する働き方を実現できていると感じている市民の割合 (市民意識調査)	44.8% (2025年度調査)	
配慮が必要な人の就労に向けた取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—
セーフティネット住宅・居住サポート住宅の登録数	セーフティネット住宅 480棟(3,603戸) ※2025年12月時点 居住サポート住宅 0件 (2025年度調査)	

## **取組1** 多様な人が自分らしく過ごせる居場所づくりの推進

### 【取組概要】

年齢、国籍、障がいの有無、こころの病などにかかわらず、誰もが地域で自分らしく過ごせるよう、つながりと参加の機会を広げる居場所づくりを推進します。重層的な支援の仕組みを活用し、多様な背景を持つ人々が安心して関わるができる場を整備し、地域福祉の実現をめざします。

### 【具体的な事業例】

認知症カフェの開催や官民連携による介護予防事業、多世代交流の場の整備などを通じて、地域における交流と支え合いの機会を創出します。さらに、こころの病がある人への支援や、市民活動の拠点づくりを進めることで、誰もが安心して参加できる場の整備と地域福祉の推進につなげます。

## **取組2** 配慮が必要な人への社会参加支援

### 【取組概要】

地域住民や事業者、支援機関が連携することで、既存の福祉サービスでは対応しきれない様々な生きづらさを抱える人を地域で柔軟に受け入れる仕組みをつくり、誰もが安心して社会とのつながりを持てる社会をめざします。

### 【具体的な事業例】

とよた多世代参加支援プロジェクトに参画する事業所・企業等との関係性を生かし、様々な資源を組み合わせ、その人に合った社会参加の機会や役割、居場所等を提供します。また、社会参加支援の場面によりそう形での市民参画の検討を進めます。

### 取組3 配慮が必要な人の就労支援

#### 【取組概要】

障がいや年齢、生活状況などにより配慮が必要な人が、自分らしく働ける地域社会の実現に向けて、就労支援の環境整備と関係機関との連携を強化します。誰もが安心して働ける機会を得られるよう、個々の状況に応じた支援と理解促進を図ります。

#### 【具体的な事業例】

生活困窮者自立支援事業では、無料職業紹介の拡充などにより、経済的困難を抱える人などへの支援を強化します。また、とよた多世代参加支援プロジェクトでは参画する事業所・企業等との連携を活かし、個別の状況に応じた支援を実施するとともに、企業等の理解促進に取り組みます。さらに、シルバー人材センターによる高齢者の就業機会の確保や、障がい者就労・生活支援センターによる相談支援・企業訪問など、多様な支援機関との連携を通じて、地域での就労環境を整備します。

### 取組4 生活再建に向けた居住支援

#### 【取組概要】

誰もが安心して暮らせる住まいを確保できるよう、住まいに関する課題の解決と支援体制の充実を図り、持続可能で安全な居住環境の形成をめざします。

#### 【具体的な事業例】

空き家の発生予防や住まいに関する相談支援の機会を設けることで、地域の住宅課題に対応します。また、住宅確保要配慮者等（低所得者、高齢者、障がい者など）が賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、関係機関と連携して環境整備を進め、生活再建に向けた支援を推進します。





## 基本施策5 配慮が必要な人への支援体制の強化

- 高齢者、障がい者、こども・若者、ヤングケアラーなど、配慮が必要な人が地域で安心して暮らせるよう、支援体制の充実と連携強化を図ります。見守り支援や相談支援の体制整備、地域資源の活用によるこども支援、放課後児童クラブでの専門的支援など、ライフステージに応じた支援を展開します。
- 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりに向け、社会情勢や制度改正に対応しながら、刑事司法関係機関との連携による再犯防止や、権利擁護の新たな仕組みへの対応など、包括的な支援を推進します。

### 【 関連する基本目標 】

安心を得られる支援の充実

### 【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
高齢者が困ったときには、手助けをする風土や制度があると感じる高齢者の割合 (高齢者等実態調査)	26.5% (2025年度調査)	
必要な介護保険サービスを受けられると感じる認定者の割合 (高齢者等実態調査)	79.7% (2025年度調査)	
豊田市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと感じる市民の割合 (障がい者等実態調査)	55.1% (2025年度調査)	
自分のことが好きだと感じているこども・若者の割合 (こども・子育て、若者に関する市民意向調査)	小学4～6年生67.8% 中学生60.1% 高校生64.3% 若者62.1% (2023年度調査)	
配慮が必要な人への支援体制の強化・充実に向けた取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—
再犯防止に向けた支援体制の整備・活用状況を踏まえた評価	エピソード等	—

## 取組1 高齢者の見守り等支援

### 【取組概要】

少子高齢化の進展により高齢単身世帯が増加する中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、孤立防止や安全確保に取り組めます。

### 【具体的な事業例】

配食サービス、緊急通報装置設置、福祉電話訪問、お元気ですかボランティア訪問事業等を実施しながら、社会情勢や技術革新を踏まえた多様な見守り手法を検討することで、時代に即した見守り支援を実現していきます。

## 取組2 配慮が必要な家庭への支援

### 【取組概要】

高齢化や障がいの重度化、「親亡きあと」などの課題、さらにはヤングケアラーや貧困などのこどもや子育て家庭が抱える困難に対応するため、相談支援体制の充実と地域資源を活かした包括的な支援体制の構築をめざします。

### 【具体的な事業例】

基幹相談支援センターの整備や地域生活支援拠点の活用を通じて、継続的かつ専門的な支援を提供します。また、こどもの支援においては、公的機関に加え、市民団体や地域ボランティアなどの地域資源を把握・連携し、包括的なネットワークを構築することで、困難を抱えるこどもや子育て家庭を適切な支援につなげます。

## 取組3 配慮が必要なこどもへの支援

### 【取組概要】

困難を抱えるこどもや若者が安心して相談・支援を受けられる環境を整えとともに、すべての児童が安心して過ごせる居場所づくりを通じて、こどもたちの健やかな育ちを支援します。

### 【具体的な事業例】

こども・若者総合相談センター「RePPO-りっぽ-」の運営体制を強化し、利用者の増加に対応するために相談員の増員やスーパーバイザーの配置など、専門的な支援体制を整備します。また、放課後児童クラブでは、配慮が必要な児童も含めたすべての児童が安心して過ごせるよう、放課後ソーシャルワーカーの配置や支援員への専門的な助言、学校など関係機関との連携体制を構築し、地域全体でこどもたちの成長を支えます。

## 取組4 多機関協働による総合的な再犯防止の推進

### 【取組概要】

福祉的支援が必要な人の釈放・退所後の自立を支えるため、刑事司法と福祉の連携による支援体制を整備し、権利擁護施策と一体的に運用することで、総合的な支援の推進を図ります。

### 【具体的な事業例】

刑事司法関係機関と事前に情報共有を行い、成育歴や特性に応じた専門的アセスメントを通じて自立支援につなげる体制を構築します。あわせて、高齢者や障がい者の虐待防止、成年後見制度などの権利擁護施策と連動させた支援を展開します。また、毎年7月の再犯防止啓発月間に合わせた市民向けの再犯防止啓発活動を行い、社会を明るくする運動など保護司会による地域での啓発活動に協力します。さらに、福祉・司法関係者が参加する研修の実施を通じて、支援機関同士の連携強化を図ります。

## 取組5 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応

### 【取組概要】

民法や社会福祉法制の改正の動向を注視するとともに、今後を見据え先行して計画的に本市における権利擁護支援体制の充実を図ります。

### 【具体的な事業例】

ふるさと納税制度の活用や、遺贈相談の透明性を高めることで、新たな寄付の仕組みを構築し、権利擁護基金の充実を図ります。あわせて、中核機関の体制強化や日常生活自立支援事業等の実施体制の確保、新たな金銭管理の仕組みの検討など多角的に進めます。

これらの取組を通じ、地域における権利擁護支援の持続可能な体制を整備します。


## 基本施策6 災害時の福祉支援体制の充実

- 災害時の避難に際し、特に支援を必要とする人の名簿を平時から自治区や民生委員などに提供することで、地域における互助・共助の支援体制の整備を進めていきます。
- 高齢者や障がい者などの要配慮者を対象とした福祉避難所の設置・運営に関する検討や調整を進めるなど、災害に備え平時から社会福祉法人をはじめとする地域と連携した支援体制の強化を図ります。

### 【 関連する基本目標 】

安心を得られる支援の充実

### 【 評価指標 】

指標名	現状値・把握方法	目標値
避難行動要支援者名簿の支援者への情報開示に関する同意率 (よりそい支援課調査)	80.0% (2025年11月時点)	
福祉避難所等の検討状況等の取組状況を踏まえた評価	エピソード等	—

## 取組1 福祉的災害マネジメントの推進

### 【 取組概要 】

災害時に高齢者や障がい者など支援が必要な人々が安心して避難・生活できるよう、福祉的対応の体制整備を進め、地域と連携した支援環境の構築を目指します。

### 【 具体的な事業例 】

福祉避難所の設置・運営に関する検討や調整を行うほか、避難時に特に支援が必要な人々の名簿を自治区や民生委員に提供し、地域での支援体制を整備します。さらに、発災時を想定した重層的支援体制との連携やITを活用し情報を一元的に管理できる仕組みの構築に向けた検討を進め、災害時の対応力を高めていきます。



## 第7章

# 豊田市包括的な支援体制整備計画・ 重層的支援体制整備事業実施計画

第7章では、豊田市として、地域福祉計画・地域福祉活動計画を通して、包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業にどう取り組んでいくのかの考え方について説明しています。

### 内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市が目指す地域共生社会とは
- 3 基本的な考え方
- 4 包括的な支援体制の充実に向けた課題
- 5 豊田市における重層的支援の枠組み・仕組み
- 6 ロジックモデルの考え方を取り入れた取組方針と目標の設定：とよックモデル
- 7 重層的支援体制整備事業の実施について
- 8 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの仕組み

### 参考

多様な主体との共働を通じた本計画の策定プロセス

# 豊田市包括的な支援体制整備計画・ 重層的支援体制整備事業実施計画

## 1 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の背景

#### ① 国の動向

社会福祉法では、地域福祉を進めるための考え方として、次のことが示されています（2017年6月改正社会福祉法）。

- 1 地域共生社会の実現を目指すこと
- 2 住民が相互に協力し、社会の一員として日々の暮らしと活動への参加が確保されること
- 3 支援を必要とする住民や世帯が抱える複合的な課題に対し、住民や関係機関が連携して解決を図ること
- 4 市町村は、住民の地域福祉活動への参加を促す環境を整え、分野を越えて相談や連携ができる「包括的な支援体制」を整備すること

また、この法律改正を踏まえ、国からは次の方針が示されました（2019年12月地域共生社会推進検討会）。

- 1 課題の解決を目指す支援のみならず、つながり続ける支援も重視すること
- 2 住民同士の支え合いと専門職の支援を両立させることで、地域のセーフティネットをより強く、重層的にしていくこと
- 3 福祉分野にとどまらず、多様な分野の人や団体が出会い、新たな連携が生まれるプラットフォームを整備すること

このような方向性で市町村における「包括的な支援体制」の整備を進めるため、その手段の一つとして、属性を問わず全ての住民を対象とし、断らない相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う新たな事業「重層的支援体制整備事業」が創設されました（2020年6月改正社会福祉法）。2021年4月からは同事業が施行され、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりが全国で進められています。

さらに、2040年に向けては、人口減少・単身世帯の増加などの社会情勢の変化、これに伴う地縁・血縁・社縁といった地域における支え合い機能の低下、成年後見制度

の見直しの議論の進展などの状況を踏まえ、(i) 福祉以外の分野との連携・協働の強化、(ii) 包括的な支援体制の整備における目標設定と評価・質の向上、(iii) 身寄りのない高齢者等への対応、(iv) 総合的な権利擁護支援策の充実などが、体制のさらなる充実に向けた観点として示されました(2025年5月地域共生社会の在り方検討会議)。

## ② 豊田市におけるこれまでの取組

豊田市は、都市エリアと山村エリアをあわせ持ち、28の中学校区・75の小学校区・298の自治区からなる広大な市域を有しています。そのため、地域ごとに特性や資源、文化などが大きく異なり、「日本の縮図」とも言われる都市構造となっています。

こうした背景から、本市における包括的な支援体制の検討を開始した2016年当時から、「地域」を基盤にすることが特に重要と考えてきました。

また、豊田市では、これまで自動車産業を中心に多くの労働者が転入してきた「若いまち」として発展してきましたが、近年は急速な高齢化が進み、担い手不足が課題となっています。このことを当時から予見していたため、「誰かが担う」から「誰もが担う」へと発想を早期に転換し、『共働』のまちづくりに早い段階から取り組むこととしました。

さらに、SDGs未来都市として、脱炭素社会の実現など持続可能なまちづくりを進める中で、「全ての人に健康と福祉を(SDGsのゴール3)」を達成するためには、

- 地域生活上で複合的な課題を抱える世帯
- 支援につながらず地域に埋もれている世帯
- 福祉サービスの利用だけでは対応が難しい世帯

への新たなアプローチが必要であることも明らかになりました。

これらの社会的背景を踏まえ、2015年に策定した第1次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、更なる基盤整備として「高齢者・障がい者・子ども等対象を限定しない『地域包括ケアシステム』の構築」を掲げ、社会福祉法が改正された2017年以前から、包括的な支援体制の整備を進めてきました。

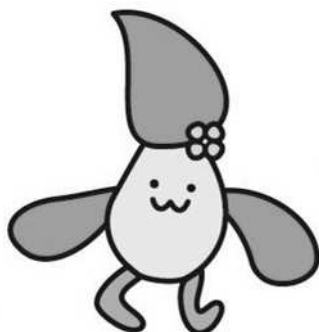
そして、2021年の重層的支援体制整備事業の開始以後は、2023年の「地域共生社会推進全国サミットinとよた」の開催、2025年の官民14者による「地域共生社会の実現に向けた重層的支援の推進に関する協定」の締結などを通じ、多様な主体や分野との共働により地域共生社会を推進しています。

## (2) 計画の位置づけと期間

本計画は、法律上に規定はありませんが、豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・豊田市地域福祉活動計画策定委員会合同会議などでの住民や関係者、支援関係機関等の意見を踏まえ、豊田市として包括的な支援体制をどのように整備していくかについての方針を定めるもの（包括的な支援体制整備計画）として策定しています。

また、本計画の検討プロセスの中では、住民や関係者、支援関係機関等との協議を経て、「現在の豊田市では包括的な支援体制の整備という目的に向けて、重層的支援体制整備事業を活用することが効果的である」との結論を得ました。そこで、本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づく計画（重層的支援体制整備事業実施計画）としても位置づけ、重層的支援体制整備事業の実施に必要な事項を定めることとしています。

これらは、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画の期間を2026年度から2031年度までの6年間とします。



**【本市におけるこれまでの主な取組の流れ】**

- 2014年度
  - ・第1次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に「高齢者・障がい者・子ども等対象を限定しない『地域包括ケアシステム』の構築」を設定。
- 2016年度
  - ・「包括的な支援体制の整備」に向け、民生委員など地域住民や地域包括支援センターなど支援関係機関から課題を抽出し、複合課題への対応、地域の支え合い、支援・サービスの再編などの対策について、市民福祉部と関係部（企画政策部・総務部・社会部・子ども部・健康部）（名称は当時）にて検討。
- 2017年度
  - ・前年の検討結果を踏まえ、第8次総合計画の重点施策「超高齢化社会への適応」として「包括的な支援体制の整備」に向けた各種取組を開始。
  - ・組織再編し、福祉部内に「地域包括ケア企画課」と「福祉総合相談課（名称は当時）」を新設。
  - ・厚生労働省「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の採択を受け、「健康と福祉の相談窓口」を高岡地区に開設。併せて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を地域配置し、複合的な課題を抱える世帯の相談を“丸ごと”受け止め、個別支援と支え合いの地域づくりを連動させて支えることで、地域で安心して暮らせる仕組みづくりを開始。
- 2018年度
  - ・モデル地区2か所目として、猿投地区に「健康と福祉の相談窓口」を開設。
  - ・全市展開に向けた検討を実施。
- 2020年度
  - ・新たに福祉部・地域振興部（名称は当時）・社会福祉協議会の連携により「福祉の相談窓口」を都市エリア（高岡地区、猿投地区、上郷地区、高橋地区、松平地区）に開設。
- 2021年度
  - ・連携した支援体制を充実させるため、「重層的支援体制整備事業」を開始。
- 2023年度
  - ・「地域共生社会推進全国サミット in とよた」の開催。
  - ・本市の地域共生社会の実現に向けた基本理念となる「とよた宣言」の発信。
- 2024年度
  - ・孤独・孤立対策との連動を図るため、重層的支援体制を再編。
  - ・以下を柱として、庁内9部と委託先を含む幅広い共働体制を整備。
    - ◇三つの枠組み
      - （①地域づくり促進、②包括的な相談支援、③参加・活躍の支援）
    - ◇二つの基盤活動（①重層的支援会議定例会、②重層的支援推進研修）
    - ◇市民参加と多機関協働
- 2025年度
  - ・第9次総合計画「ミライ実現戦略2030」の取組目標の一つとして、「誰もがつながり合いの中で安心して自分らしく暮らすことができる（地域共生社会の実現）」を設定し、こども支援の強化等さらなる充実に着手。
  - ・官民14者による「地域共生社会の実現に向けた重層的支援の推進に関する協定」の締結。

## 2 豊田市が目指す地域共生社会とは

豊田市では高度経済成長期以降、就労をきっかけに全国各地から移り住んできた方々と、もともとこの地で暮らす住民が、ともに尊重し支え合えるよう、「ふれあい豊かな地域社会づくり」を推進してきました。

近年は、超高齢社会に適応するため、従来のコミュニティづくりに保健・福祉・医療の専門的な取組を重ね合わせながら、地域で安心して生活を続けられる仕組みを充実させてきました。

しかし現在、人口減少が進む中で、家庭や職場、地域におけるつながりが希薄化し、孤独・孤立の増加、生活上の課題や地域課題の多様化・複雑化が喫緊の課題となっています。

こうした課題に向き合うため、本市では2023年に「地域共生社会推進全国サミット in とよた」を開催しました。ここでは、市民・民間事業者・行政など多様な主体が、「つながり」の重要性を再認識し、目指すべき社会のあり方を共有しました。

その成果として、豊田市が目指す地域共生社会の姿を「とよた宣言」として結実させ、広く発信しました。この宣言では、私たちが目指す地域共生社会を実現するため、次の三つのことが大切であると掲げました。

- 1 多様な人や活動が自然とつながり合える地域・コミュニティをともにつくること
- 2 仮に病気や障がい、生活上の課題があっても、安心して地域で暮らせる関係性をともにつくること
- 3 一人ひとりが自分らしく多様な関係性に参加し、自分らしく過ごし、はたらく、活躍し続けられる環境をともにつくること

この実現のためには、制度や分野、官民の立場・主体といった枠を越えて、「ともにつくる」経験や機会を分かち合っていくことが不可欠です。こうした積み重ねにより、市民一人ひとりが幸せを実感できる豊田市を目指します。

### 【 豊田市が目指す「地域共生社会」のイメージ 】

これまでの関係性をこえて  
『つながり合える地域』『安心な暮らし』  
『生きがい』をともにつくり  
一人ひとりが幸せを感じられる社会

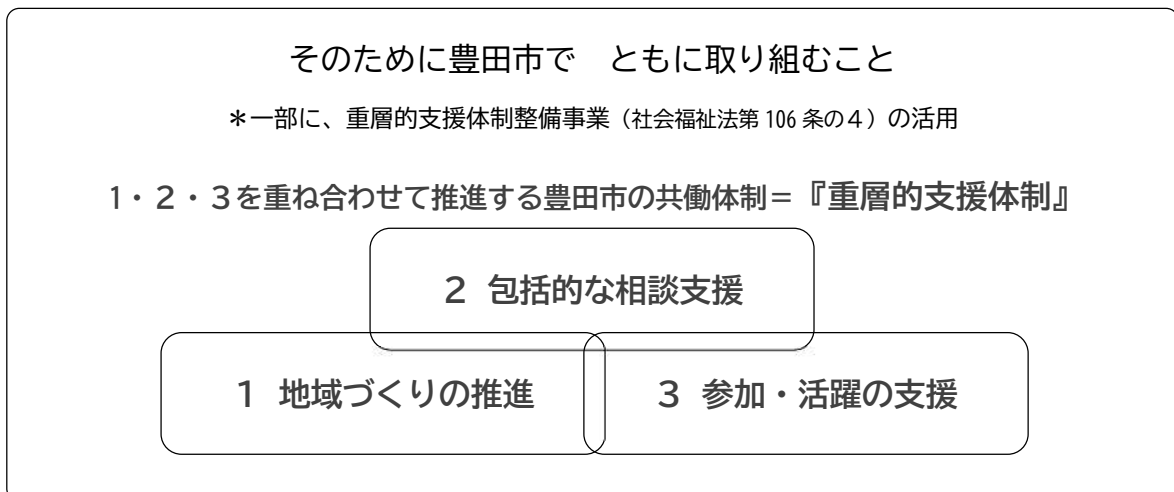
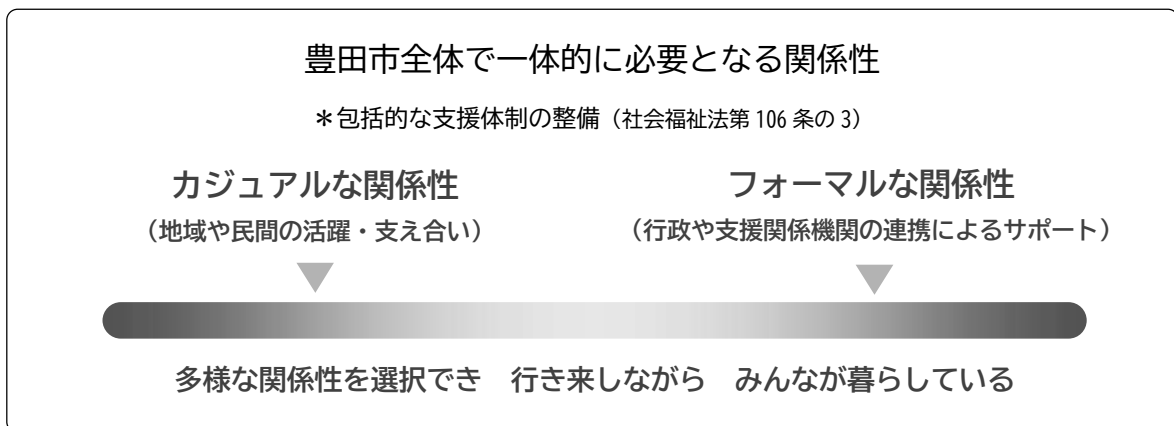
### 3 基本的な考え方

#### (1) 豊田市における包括的な支援体制づくりと重層的支援の考え方

第9次総合計画「ミライ実現戦略2030」で掲げる目標（地域共生社会の実現）に向けて、こどもから高齢者まで、全ての人が多様なつながりの中で支え合いながら暮らすためには、地域に存在する様々な関係性を包括的に捉える視点が不可欠です。

このため、地域や民間の活動による「ゆるやかな支え合い(カジュアルな関係性)」から、行政や支援関係機関による「専門的なサポート(フォーマルな関係性)」までを一体として捉えることにより、市民が自らの状況や意向に応じて最適な関係性を選び、日々の暮らしに取り入れられる地域体制（包括的な支援体制）が重要になります。

そこで、豊田市では、これら多様な関係性を構築するため、「地域づくりの推進」・「包括的な相談支援」・「参加・活躍の支援」の三つの枠組みを重ね合わせながら進めます。なお、本市では、この三つの枠組みを多様な主体とともに一体的に展開することを「重層的支援」、その推進のための共働体制を「重層的支援体制」として位置付けています。



### 【豊田市の重層的支援を構成する三つの枠組み】

- 1 地域づくりの推進：つながり合える多様な関係性をつくること
- 2 包括的な相談支援：困り事を受け止め、社会とつながり合いながら生活できるように支えること
- 3 参加・活躍の支援：一人ひとりが自分らしく社会に居続けられるように参加や活躍を支えること

こうした考え方の中で、重層的支援体制内の社会福祉に関する4分野の事業（高齢介護、障がい福祉、子育て・こども家庭福祉、生活困窮）では、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを「事業全体の実施目的」として、重層的支援体制整備事業を活用することとします。

## （2）豊田市における重層的支援のコンセプト「+（プラス）あそび」

「重層」とは、仕組みや体制が少しずつ重なり合い、ゆるやかにつながっている状態を指します。この重なりがあることで、多様な主体が互いに関わりやすくなり、個々の活動や支援が自然と結びついていきます。

豊田市では、重層的支援体制の中で活躍する全ての主体が、「+（プラス）あそび」の視点を持って活動することを大切にしています。この「+（プラス）あそび」という言葉には、次の二つの意味を込めています。

- 1 **仕組みや心の中にある「ゆるやかさ・ゆとり・余裕」**  
物事をスムーズに進めたり、想定外の出来事に柔軟に対応できたりする力を生み出します。
- 2 **自発的に行われる「楽しみや満足」を感じる活動**  
心を満足させることを目的として行うものであり、楽しみやワクワクにより、人と人との新しいつながりや関わりのきっかけになります。

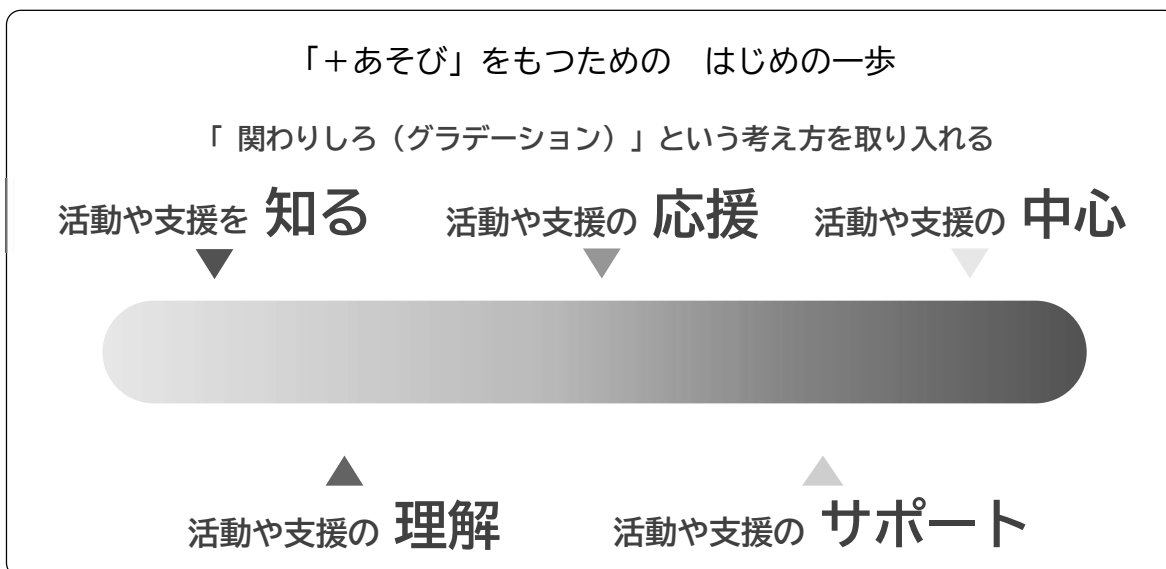
この「+（プラス）あそび」は、地域共生社会の実現に向け、市民一人ひとりが幸せを実感しながら（Well-being）、新しい価値を生み出し、異なる価値観に触れるきっかけとなります。

では、私たちが「+（プラス）あそび」の視点を持って行動するために、どのような第一歩を踏み出せばよいのでしょうか。

その鍵となるのが、「関わりしろ」という考え方です。これは、他者との関わりを“ゼロか百か”の二択で捉えるのではなく、「グラデーション」で捉えることです。「自分には関係ない」と切り離すのではなく、まずは「知る」ことから、「理解する」「応援する」といった、自分にできる範囲の関わりを大切にする。

こうした“ゆるやかな関わり”こそが、誰もがつながりやすい社会への入り口となります。

豊田市の重層的支援では、この「+（プラス）あそび」と「関わりしろ／グラデーション」をコンセプトの柱に据え、多様な主体がともに学び、ともに行動し、ともに支え合う姿を目指していきます。



こうしたコンセプトのもとで、次の2点を、重層的支援体制整備事業を活用し推進する社会福祉に関する4分野の事業において、「各分野の事業に共通する基本方針」とします。

- 相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築すること
- 単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、地域活動などとも関わりながら、チームとして支援すること



※ ここまでに示した考え方は、重層的支援体制の関係者の声などを基に、2024年11月に登用した専門フェロー（複業人材）とともに作成した「豊田市重層コンセプトペーパー」を改編したものです。

## 4 包括的な支援体制の充実に向けた課題

### ① 早期発見・対応の充実

「2024年度豊田市地域福祉に関する相談支援関係者アンケート調査」によると、相談支援の現状に対し、「世帯全体を意識した支援ができて」「制度や分野上の縦割り意識に変化が見られる」といった点については、回答者の半数以上が肯定的に評価していました。

一方で、「複合課題を抱える世帯を早期発見・対応できているか」については、60%以上の回答者が十分な状況ではないと捉えていました。

これらの結果から、本市では、「住民が多様なつながりの中で自分らしく過ごせる場所や機会を得て、課題が重篤な状況にならないことを進めるとともに、複合課題を抱える世帯を早期に把握し、的確に支援につなげる体制を強化すること」が、今後の充実に向けた重要な課題であると確認できます。

### ② 重層的支援体制を活用した新たな課題への対応

豊田市では、重層的支援体制の構築以降、権利擁護支援や再犯防止支援、ヤングケアラー支援、犯罪被害者等支援、困難な課題を抱える女性支援など、新たに対応が求められる施策についても、個別に新たな仕組みをつくるのではなく、重層的支援体制という共通の枠組みを活用してきました。

現在、ミライ実現戦略2030に基づき対応が求められている「こども支援」や“つながり合いながら、自分らしくいられる居心地の良い場や機会”である「居場所の充実」を始めとして、「新たに対応が求められる施策が生じた際には、今ある重層的支援体制を活用したり見直したりして、市民にとって多様な関わりが分断されず、適切に支援できる環境を整え続けること」が今後の課題だといえます。

### ③ 目標の設定と評価・見直しの仕組みの定着化

本市では、二つの基盤活動である「豊田市重層的支援会議定例会」及び「豊田市重層的支援推進研修」を通じて、事例の共有や事業間の連携に関する対話と学び合いを重ね、関係者間の意識の共有や情報連携体制を構築してきました。

一方で、包括的な支援体制の整備の充実に向けて、アウトカムまでを含めた「具体的な目標の設定」までは十分に組み立てていない状況でした。また、目標管理制度との連動は2025年度から取り組み始めたばかりです。

さらに、「評価」について、市民としての立場の委員も参画する社会福祉審議会を通じて実績を確認してきたものの、地域共生社会の実現に向けては、事例や取組の具体的な効果などを市民と共有し、必要に応じて支援や取組の見直しを行う必要があります。

以上を踏まえ、本市においては、「本計画の策定と進捗管理を通じて、目標設定と評価・見直しの仕組みを定着させること」が課題として確認できます。

## 5 豊田市における重層的支援の枠組み・仕組み

### (1) 豊田市における重層的支援の枠組み

豊田市の重層的支援は、「地域づくりの推進」・「包括的な相談支援」・「参加・活躍の支援」の三つの枠組みを連動させながら、多様な活動や支援を進めるものです。これらの枠組みが相互に重なり合うことで、様々な取組が推進され、そして市民一人ひとりが安心して自分らしく暮らせることにつながります。

#### ① 地域づくりの推進

地域共生社会の実現には、市民同士が多様な関係性をつくり、楽しみ、支え合うことが欠かせません。豊田市では、地域共生社会における「つながり」や「関係性」をつくる枠組みを「地域づくり」として、以下の取組を重ね合わせながら進めます。

##### ○ 交付金5事業※の一体的推進

※ 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業

##### ○ 高齢介護、障がい福祉、子育て・こども家庭福祉、生活困窮に加え、コミュニティづくり、市民共働、こども・若者支援、労働、芸術、教育、多文化共生など多様な分野の活動との共働による地域づくりの推進

##### ○ コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域づくり関係者のプラットフォーム（地域づくりミーティング）を通じた、住民や関係者の思いの共有や地域づくりに資する取組の連携推進

#### ◎こどもの孤独・孤立の予防・重度化防止に向けて

～重層的支援体制で取り組む『こどもの居場所』の充実～



豊田市は、こどもの孤独・孤立を未然に防ぐ予防的視点と、重度化防止の視点から、こどもが自分に合った居場所を持つことが大切だと考えています。2025年度からは重層的支援体制の中で、居場所の”見える化・みがく・つなぐ”をテーマに議論を重ね、豊田市として目指す居場所の姿を「つながり合いながら、自分らしくいられる居心地の良い場や機会」と決めました。今後も重層的支援体制の中で、関係機関が抱える課題や現状を共有し、連携を図りながら、こどもが居場所につながる取組を進めていきます。

## ② 包括的な相談支援

市民の困りごとを受け止め、制度による支援や希望の実現を支えることを通じて、地域共生社会での多様な主体と「つながり合える」生活を支える枠組みです。

豊田市では、交付金4事業を始め、多様な機関が連携して包括的に相談支援（相談の受け止め、つなぎ、継続的支援、連携による直接支援など）を実施します。

### ○ 交付金4事業<sup>\*</sup>の一体的推進

<sup>\*</sup> 地域包括支援センター事業、障がい者相談支援事業、利用者支援事業、生活困窮者自立相談支援事業

- 高齢介護、障がい福祉、子育て・こども家庭福祉、生活困窮の4分野に加え、在宅療養、再犯防止支援、権利擁護支援、身寄りを頼ることができない人への支援、生活保護、消費生活、DV対策・困難な問題を抱える女性支援、犯罪被害者等支援、子どもの権利相談、若者支援、母子保健、ヤングケアラー支援、ひとり親家庭、保育、健康、精神保健福祉、消福医連携、スクールソーシャルワークなどの相談に関する機関がお互いに連携し、つなぎ合うことで共働する支援の実施

## ◎早期発見・対応の充実に向けて

～包括的な支援として取り組む『こども支援』の充実～

ヤングケアラー、ひとり親家庭などこども支援においても複合・複雑化した課題を抱える世帯が増えている中で、豊田市では包括的な支援を実施しています。そのような世帯への支援は、ライフステージごとに関わる支援関係機関は変化していきますが、子育て期から支援が継続していく場合があります。

重層的支援会議定例会の支援円滑化チームでは、継続して支援が必要な人や家族に対して「切れ目のない支援」を行うためにどのようなことができ、どう連携を取るとよいかについて、「こども支援」を起点に検討を進めています。

支援円滑化チームにおいて意見交換を行う中で、「高校入学時になると支援や連携が手薄になる印象がある」「支援が切れるタイミングで次の支援者へのつなぎ方・情報のつなぎ方の工夫が必要ではないか」「中学校卒業のタイミングで継続した関わり方を検討する仕組みが必要ではないか」「個別支援を行うにあたり、成育歴や家族歴、今までの対応歴の情報が必要。今までの情報や支援歴を蓄積していくことでより良い支援が行えるのではないか」という意見が多く出ました。

このように豊田市では、多様な支援関係機関が関わった事例を共有しながら、「切れ目のない支援の推進」「円滑な情報共有体制」について、具体的にどのような連携の仕組みができるか、支援円滑化チームで検討しています。

今後も、「こども支援＝こども家庭センターによる支援」ではなく、「こども支援＝オール豊田市での包括的な支援」を目指し、支援関係機関のスムーズな連携や切れ目のない支援を進めていきます。

### ③ 参加・活躍の支援

市民が地域共生社会での多様な関係性の中で、自分らしく過ごし、働き、活躍し「つづける」ことを支える枠組みです。

豊田市では、重層事業の参加支援事業に加え、就労支援や地域活動の促進などを幅広く展開し、市民一人ひとりの社会参加と活躍の機会を広げています。

- とよた多世代参加支援プロジェクトを通じた参加支援事業の実施
- 多様な働き方、就労準備支援、就労的活動支援などの一体的推進
- その他、若年性認知症など配慮が必要な市民の多様な社会参加と活躍を支援する取組

#### ◎とよた多世代参加支援プロジェクト

～制度の「枠」を超え、「願い」を起点に地域を織りなす民からの取組～

##### ■ 現場の「モヤモヤ」と「個人の願い」から始まった民協働の挑戦

既存の福祉制度には、対象者や支援を規定する「制度の枠」があります。「もっと柔軟に一人ひとりの願いに応えたい」。そんな現場の支援者が抱くモヤモヤが共鳴し、2021年に民間有志による「とよた多世代参加支援プロジェクト」が始動しました。

ここでは「困りごと」を、その人が「こうありたい」と願う「意思」として捉え直します。重層や就労準備支援などの公的事業をベースにしつつも、単一のゴールに縛られず、複数の事業や場所をプラットフォームとして組み合わせることで、誰かの「願い」が別の誰かの「つながり」を生む、相互作用のある地域福祉を目指しています。

##### ■ 専門性をごちゃまぜに。多様な主体を「もらい事故的」に巻き込む仕組み

本プロジェクトの運営は、社会福祉法人だけでなく広告・デザイン会社、個人事業主など多様な組織から人材が集う型で進めています。この「ごちゃまぜ」の体制が、福祉の常識にとられない柔軟な発想の源泉です。

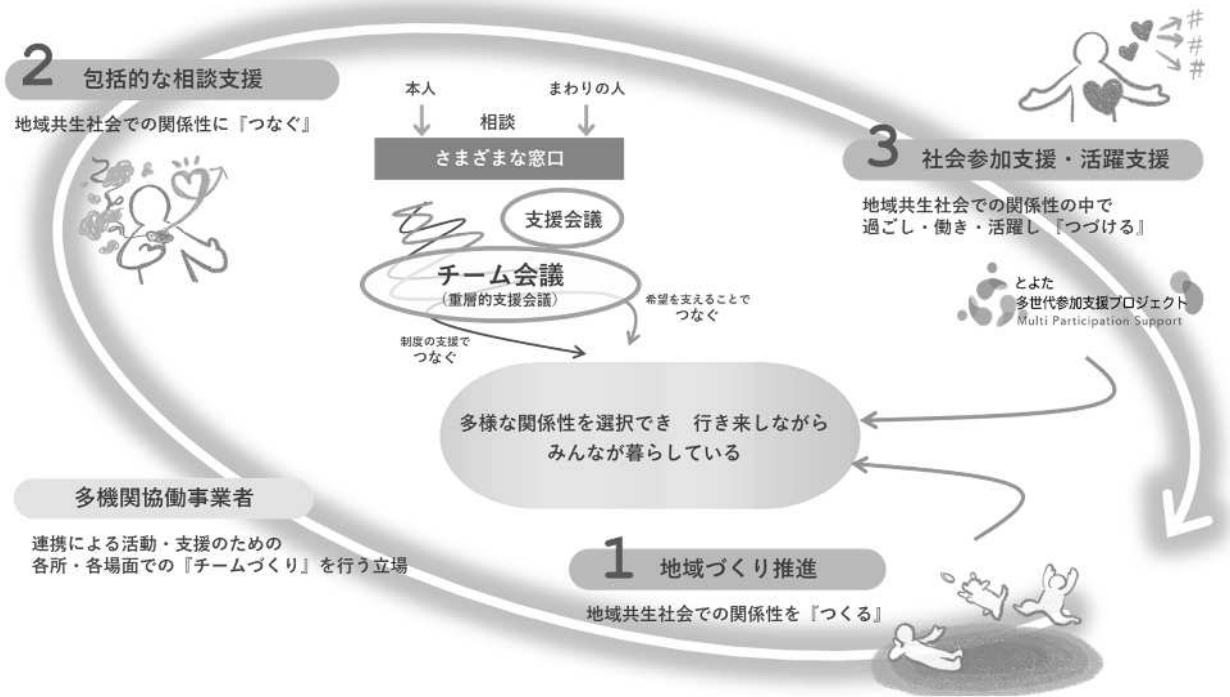
活動の場には、仏壇屋やホテル、農家など、地域の多様な職種の人たちが「もらい事故的」に巻き込まれていきます。お互いを知らない者同士が、対話を通じて「そうだよね」という共感を見つけ出す。「教え合い、知り合う」過程を積み重ねることで、分野や立場を超えた新しい「つながり合い」の輪を広げています。

##### ■ 「支援」を「社会の参画」へ。誰もが「活動者」になれる地域社会の実現

目指すのは、支援を必要とする人を「対象者」として固定せず、地域課題を解決する「活動者」として、ゆるやかに参画できる仕組みの構築です。民間事業者同士のつながり（BtoB）を基盤に、そこに誰もが参加できる機会（BtoC）を創り出します。

この挑戦は、福祉や産業、地域、こども・若者など部局の枠を超えた行政全体での「社会課題の解決」と民の力による「新しい活動」を一体で展開するものです。住民一人ひとりの「やりたい」という願いを、地域社会の中での「居場所と出番」へとつなげ、豊田市独自の地域共生社会を具現化していきます。

## 【重層的支援の枠組みイメージ】



### ◎官民 14 者の結集「地域共生社会の実現に向けた重層的支援の推進に関する協定」

#### ■ 組織の強みを掛け合わせ、複雑な課題に立ち向かい地域共生社会を目指す基盤を構築

豊田市が目指す地域共生社会を確かなものにするため、2025年12月、豊田市と豊田市社会福祉協議会、民間団体・事業者ら計14者による協定が締結されました。

この協定の最大の特徴は、福祉関係者だけでなく、専門職団体や農協、生協、金融機関といった生活に根差した多様な主体が「地域課題を自分たちの課題として捉える」という決意のもと結集した点にあります。これにより、住民一人ひとりの抱える困り事が複雑化する中で、「オール豊田」の支援体制の基盤が確認されました。

今後は、「重層的支援の枠組み」をベースとしつつ、民間団体・事業者らが持つ「働く場」「交流の場」「生活支援のノウハウ」を掛け合わせることで、平時だけでなく災害時も含めた重層的支援や、身寄りを頼ることのできない人への支援などに対しても、迅速かつ多角的なアプローチが可能となります。

これにより、本市では、地域生活を支える多様な関わりや支援を充実させるとともに、社会との新たな接点を創出する力を最大化させていきます。



## (2) 重層的支援の三つの枠組みを連動させる共働の仕組み

### ① 多機関協働事業者

関係機関が協力して支援や活動を進めるため、各所・各場面での「チームづくり」を推進する役割を担います。

豊田市では、複数の関係所属とその委託先が多機関協働事業者として、重層的支援の推進を進めます。

### ② 支援会議

社会福祉法に基づき、個人情報保護の適用除外と守秘義務のもとで、本人の同意が得られていない段階でも、関係機関が情報を共有し、アプローチ方法を検討できる会議の仕組みです。

豊田市では、多機関協働事業者が関わることで、既存のケース検討会議等に「支援会議」の機能を重ねて適用し開催することができます。

### ③ チーム会議／重層的支援会議

本人が参加（または同意）し、チームとして、本人が望む生活や課題への向き合い方を共有し、関係者がどのように支えていくかを検討する会議の仕組みです。

豊田市では、多機関協働事業者が関わることで、既存のケース検討会議等に「チーム会議／重層的支援会議」の機能を重ねて適用し開催することができます。

#### ◎『チーム会議』に込められた意味～権利擁護支援の経験から～

重層的支援会議は本人の参加や同意が前提です。豊田市では、本計画策定により、本人が参加(または同意)して、本人の意向の共有や支援方針等の検討を行う会議の呼称を「チーム会議」に統一しましたが、これには本人を主体にすることを重要視してきた、本市での権利擁護支援の経験が背景にあります。

権利擁護では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域でご本人が望む暮らしを送るために、支援者が本人の意思を尊重し、そして本人も一緒に連携しながら支援を進めます。

そのため「チーム会議」には、本人も原則参加し、本人の暮らしに対する希望を支援者全員が確認し合います。その上で支援者は、その希望を実現するために、生活で生じている課題を共有し、みなが同じ方向に向かって支援を進めていくための目標や、本人や支援者の役割を決めていきます。こうした検討を重ねて、本人のチームが形づくられることにより、本人の望む暮らしの実現につながっていきます。

このような経験や現場での思いを取り入れ、多様化するニーズに対し、「本人主体（参加）」と「チームで支える視点（多機関協働）」を軸にして、重層的支援を今後も充実させていきます。

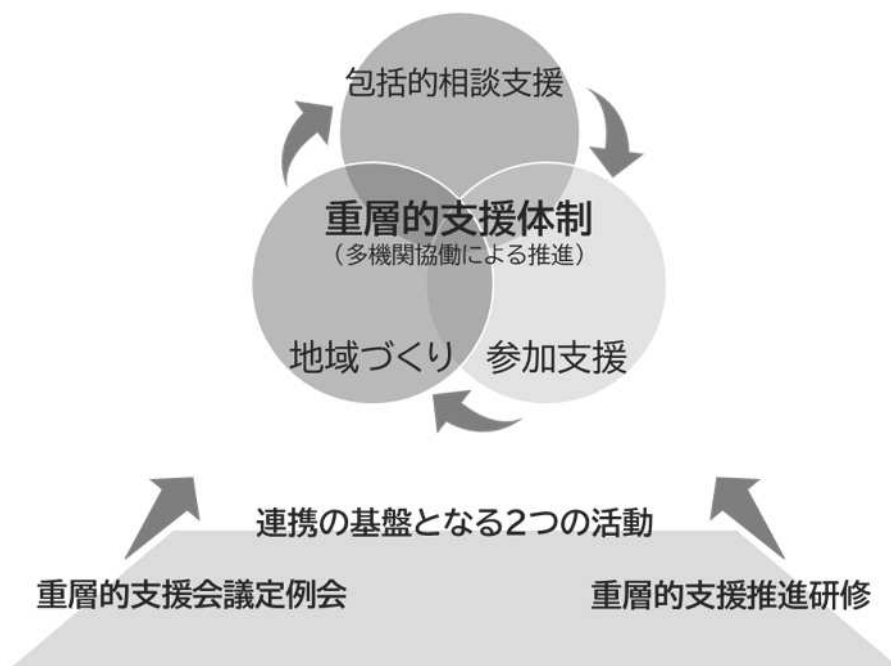
### (3) 重層的支援体制の基盤となる活動

#### ① 豊田市重層的支援会議定例会

各所属等が定期的に主体的な意見交換をするための「対話」の場です。情報提供、事例紹介、連携相談の枠組みの中で、ワークショップ形式にて運営しています。

#### ② 豊田市重層的支援推進研修

広がりのある支援・取組と共働の意識を育むための「学び合い」の場です。合同研修、テーマ・階層別研修、分野別研修の枠組みの中で、必要な知識や情報のほか、現場の課題感や希望などを確認してプログラムを設定しています。



## ◎豊田市の重層的支援会議定例会の“カジュアルさ”から生まれた『健康づくり』 子育て支援×健康づくり ～子育て支援センターでの健康チェック～

重層定例会において、子育て支援を行う所属と若い世代・働く世代の健康づくりを行う所属の間で、子育て中の方はゆっくり眠れない、ゆっくり食事できないことに加えて、健康診断に行く時間も取れないなど、どうしてもこどもが中心の生活となり、自分自身の健康に気を配ることが難しい現状が話題になりました。

そこで、「子育て支援センターに来所する方を対象に健康チェックしてはどうか」というアイデアが生まれ、市内14か所の子育て支援センターで健康チェックを実施することにしました。参加者から「自分自身の健康を考えるきっかけになった」と言ってもらえたほか、参加者同士で結果について会話するなど、健康を意識してもらう良い機会となりました。

今後も、豊田市では、一見つながりがないように思える分野同士でも、「ゆるやかな対話」から「つながり合い」、市民の安心な暮らしにつながる、新たな取組を生むことを進めていきます。



## ◎消防と福祉・医療の連携の推進に向けて

豊田市の救急車の出動件数は増加傾向にあり、高齢化の進展や気候変動の影響などから、今後も救急需要が増加する可能性が高く、救急車の現場到着までの時間が伸びることへの対策が課題となっています。

また、社会生活の基盤や家族背景の脆弱さなどから、医療ニーズのほか心理的・社会的なニーズが原因で救急搬送される方も増えてきています。

これら消防だけでは対応が難しい方からの救急要請に円滑に対応していくため、「消防と福祉」、「消防と医療」との連携を、これまで以上に充実させていく必要があります。

その取組の一環として、本市では「顔の見える関係づくり」を目的に、消防主催の「消防・福祉・医療の合同研修会」を開催しています。今年度で開催した研修会では、対応困難な事例を題材にグループワークを行うことで、お互いの役割を確認するとともに、具体的な連携の取り方などについて学び合いました。

今後も、重層定例会や研修会などを通じて、消防・福祉・医療との連携を充実させるとともに、必要な支援につなげられる消防職員を継続的に育成することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。



## 6

## ロジックモデルの考え方を取り入れた取組方針と目標の設定：とよックモデル

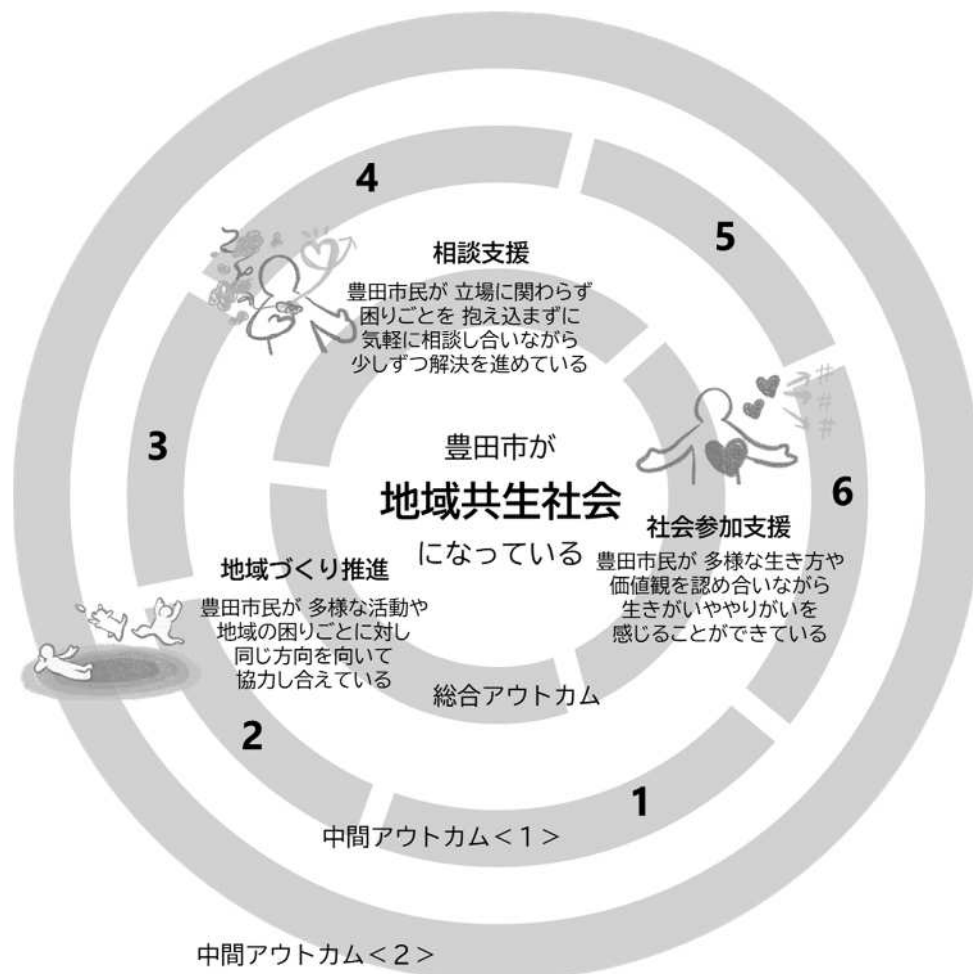
### (1) とよックモデルとは

包括的な支援体制の整備を進めるにあたっては、「豊田市が地域共生社会になっている」状態から考え、それを実現するためには何がどんな状態になっているべきかを整理していきながら、取組の方針と目標を設定することが重要です。

この考え方にに基づき、豊田市では、ロジックモデルの手法を参考に、多様な主体の意見や思いを反映させながら、豊田市まちづくり基本条例で定義する「市民」を想定して、包括的な支援体制の充実に向けた中間アウトカムまでを段階的に設定しました。

- 総合アウトカム：重層的支援の三つの枠組みの中で目指す『市民』の状態像
- 中間アウトカム<1>：状態像の実現に向けた『市民』の行動変化
- 中間アウトカム<2>：行動変化に向けた「各主体が取組の中で目指す姿」

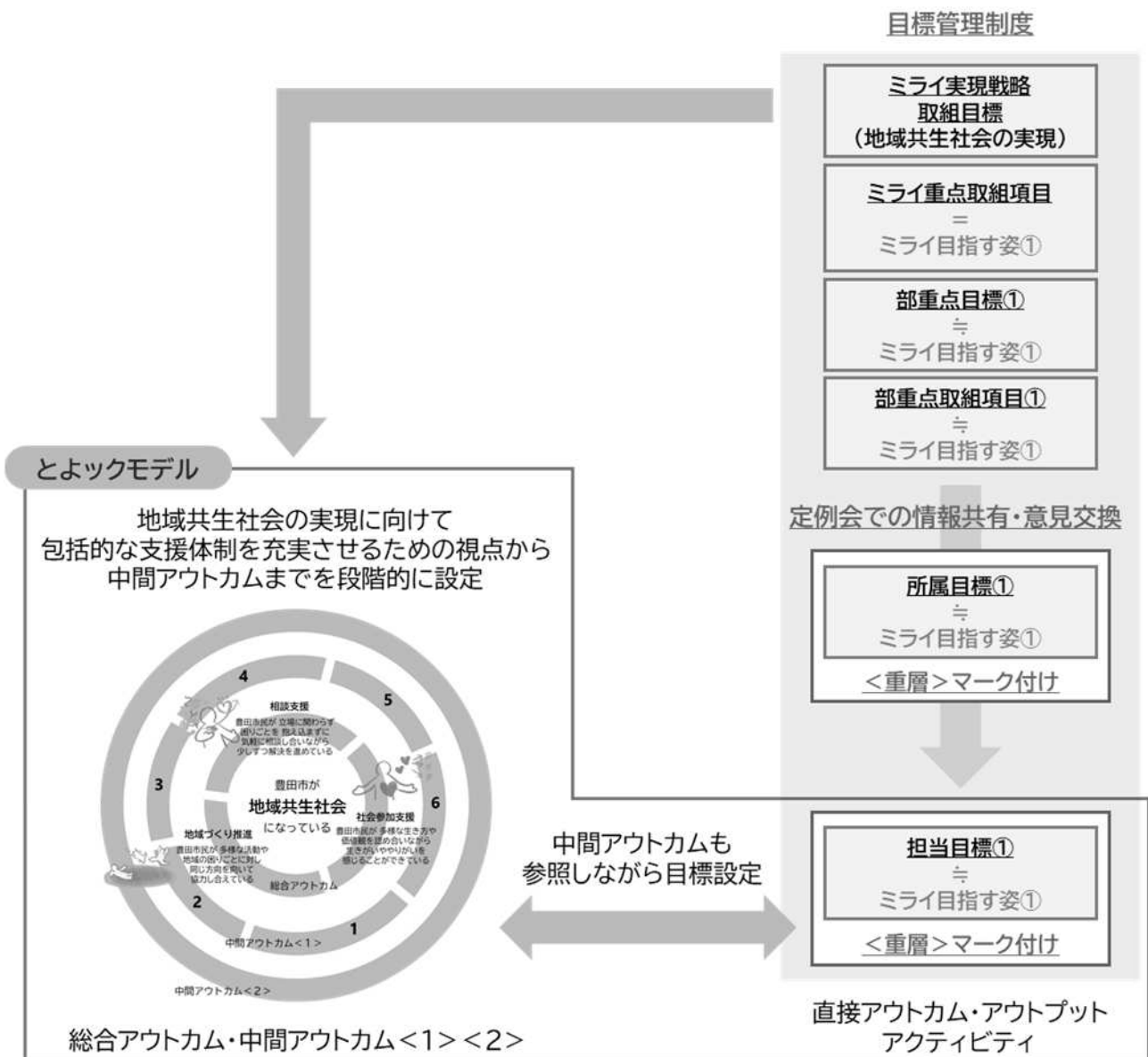
これらを体系的に整理したものを、豊田市では「とよックモデル」と名付け、行政の各所属や各支援関係機関が、包括的な支援体制の充実に向けた取組を考えたり、振り返ったりする際の基本方針として活用することとします。



## (2) 目標管理制度との連動による推進

これまで豊田市では、目標管理制度と重層的支援体制による取組を連動させて推進してきました。具体的には、「ミライ実現戦略2030」に掲げる取組目標や各部門の取組目標をもとに、所属・担当レベルで重層的支援を推進する目標を設定してきました。

今後は、包括的な支援体制の充実や重層的支援体制整備事業を通じた効果的な実践につなげていくため、「とよックモデル」の中間アウトカムも参照しながら「担当目標」を設定していきます。この「担当目標」の中で、各分野における支援や地域づくりの充実や重層的支援体制を通じた連携強化を図るため、成果・実績（アウトプット）や直接的な変化・効果（直接アウトカム）を想定しながら、活動・取組（アクティビティ）を設定することで、豊田市全体で重層的支援を推進していきます。



## 【「とよックモデル」の構造と設定したアウトカム】

### 最終ゴール：豊田市が「地域共生社会※1」になっている

- 3年ごとに、参考指標の状況を確認します。

### 総合アウトカム：重層的支援の三つの枠組みの中で目指す『市民※3』の状態像

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画と同一の評価であり、3年ごとに実施します。
- ただし、「とよックモデル」では、市民共働による評価活動（重層的支援体制から事例や取組を収集し、その効果や変化を市民と共働で確認する活動）で選定した3年間分の事例や取組に対する総評を基軸にして、総合的な評価を行います。

### 中間アウトカム<1>：状態像の実現に向けた『市民※3』の行動変化

- 「とよックモデル」単独での評価であり、3年ごとに実施します。
- 「中間アウトカム<1>」に対する各確認指標の状況の確認と、3年間で重層的支援体制から収集された事例や取組の確認と合わせて評価します。
- このため、市民共働による評価活動を毎年度実施し、事例や取組の積上げを行います。

### 中間アウトカム<2>：行動変化に向けた「各主体が取組の中で目指す姿」

- 「とよックモデル」単独で評価を行います。
- 6つの「中間アウトカム<1>」ごとに、『①住民、②豊田市で事業・活動を行う者、③支援関係機関、④豊田市役所』の4主体における「中間アウトカム<2>」と確認指標を定めます。  
これら計24項目（6×4主体）の「中間アウトカム<2>」は、重層的支援会議定例会において設定します。
- 3年ごとに、主体①～③に関する各確認指標の状況を確認します。  
また、主体④に関する各確認指標については、重層的支援会議定例会などを通じて毎年度確認します。

### 直接アウトカム・アウトプット・アクティビティ ：目標管理制度の「担当目標」として毎年度設定・管理



※1 豊田市の地域共生社会の定義「これまでの関係性をこえて『つながり合える地域』『安心な暮らし』『生きがい』をともに作り 一人ひとりが幸せを感じられている」

※2 豊田市地域福祉に関する市民アンケート調査（2025）

参考指標	参考値（2025年）※2
● 地域共生社会の実現に対する市民の認識	● 実現できていると回答した市民の割合 58.1% ● 実現できていないと回答した市民の割合 37.6%
● 生活に「幸せ感」のある市民の割合	● 10点満点中8点以上を回答した市民の割合 49.9%

- **地域づくり推進**  
… 豊田市民が 多様な活動や地域の困りごとに対し 同じ方向を向いて 協力し合っている
- **相談支援**  
… 豊田市民が 立場に関わらず 困りごとを抱え込まずに 気軽に相談し合いながら 少しずつ解決を進めている
- **社会参加支援**  
… 豊田市民が 多様な生き方や価値観を認め合いながら 生きがいややりがいを感じることができている

中間アウトカム<1>			確認指標	2025年の値※2-4	事例や取組の確認観点
1	地域づくり推進	豊田市民が 様々な居場所や機会の中で 交流や参加をしている	●1年以内に新たな活動や学びの機会を持った市民の割合	29.2%	●各中間アウトカムに対し、事例や取組が収集されたか  ●収集された各事例や各取組が市民にとって効果や変化をもたらしたか
2		豊田市民が 地域のことに 興味を持っている	●「豊田市や地域に愛着がある」市民の割合	41.3%	
3		豊田市民が 地域の困りごとを自分事としてとらえ 解決に向けて協力し合っている	●「地域で協力できることが『特にない』」市民の割合	21.4%	
4	相談支援	豊田市民が そっと声かけができ そっと手を差し伸べ合うことができている	●「手助けが必要な家庭があっても『特に何もしない』」市民の割合	10.8%	
5	社会参加支援	豊田市民が 必要な時に 安心して支援を求めることができている	●「支援を求めることにためらいを常に感じる」市民の割合	13.7%	
6		豊田市民が 「ここにいっても良い 自分の想いを表現しても良い」との安心感を得ている	●「家、学校、職場以外に自分らしく過ごせる場所がある」市民の割合	54.5%	

※3 豊田まちづくり基本条例での定義「地方自治法に定める住民のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で活動している市民活動団体など様々な活動を行っている個人や団体を示す」

※4 第25回市民意識調査（2025）

## 7 重層的支援体制整備事業の実施について

豊田市における「重層的支援体制整備事業交付金」の対象となる5事業については、以下のとおり実施します。各事業は実施目標を設定し、その変化を確認することを通じ、必要に応じて取組や事業内容の見直しを行います。

### (1) 重層的支援体制整備事業5事業の提供体制及び事業目標について

#### ① 包括的相談支援事業

##### ○ 包括的支援事業（地域包括支援センター事業）

設置箇所数	市内 29 か所（2024 年度）
主な対象分野	高齢者及びその家族等
設置形態	基幹型 1 か所、地域型 28 か所
運営形態	委託実施／社会福祉協議会、社会福祉法人等
実施内容	高齢者の介護・福祉・保健・医療等の総合相談、高齢者の権利擁護の支援、地域のネットワークづくり。
対象圏域	市内全域（中学校区別）
事業目標	相談受付件数：160,473 件（2024 年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 高齢福祉課

##### ○ 障がい者相談支援事業

設置箇所数	市内 24 か所（2024 年度）
主な対象分野	障がい者（児）及びその家族等
設置形態	障害者相談支援事業型 24 か所
運営形態	委託実施／社会福祉協議会、社会福祉法人等
実施内容	生活支援、相談、福祉サービス利用に関する助言等。
対象圏域	市内全域（中学校区別）
事業目標	相談受付件数：14,769 件（2024 年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 障がい福祉課

## ○ 利用者支援事業

設置箇所数	市内1か所（2024年度）
主な対象分野	妊婦、こども及びその保護者等
設置形態	こども家庭センター型
運営形態	直営実施
実施内容	妊婦、こども及びその保護者への対応及び養育支援が必要な家庭に対する助言、支援等。
対象圏域	市内全域
事業目標	相談受付件数：母子健康手帳交付時の妊婦面談の全数※実施（オンライン・電話を含む）※参考値：2,691件（2024年度） 人口規模に相当する相談体制の確保（児童福祉機能相談員：常時6名以上）
所管課	豊田市 こども・若者部 こども相談課、おやこ応援課

## ○ 自立相談支援事業

設置箇所数	市内5か所（2024年度）
主な対象分野	生活全般に困っている方、不安のある方
設置形態	自立相談支援機関5か所
運営形態	委託実施／社会福祉協議会
実施内容	生活の困り事全般にわたり相談支援を行い、関連機関や他制度を活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施。
対象圏域	市内全域
事業目標	相談受付件数：797件（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

## ② 地域づくり事業

## ○ 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォームを担う体制等

体制等	コミュニティソーシャルワーカーが中心となった地域づくり関係者のプラットフォームの設置（地域づくりミーティングの開催）
実施内容	住民や関係者の思いの共有や、地域づくりに資する取組の連携の推進。
事業目標	参加機関：37機関（2024年度）の増加 拠点数：5地域（2024年度）での地域づくりミーティングの継続
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

## ○ 地域介護予防活動支援事業

設置箇所数	市内1か所（2024年度）
主な対象分野	高齢者等
設置形態	協議体
実施内容	豊田市健康づくり協議会に所属するヘルスサポートリーダー※が、とよた健康プラス10（じゅう）をテーマにしたミニ講座の開催、健診受診の啓発、高齢者の健康づくり支援活動を実施 ※地域の健康づくりを応援するボランティア
事業目標	活動回数：336回（2024年度）の増加
所管課	豊田市 保健部 健康づくり応援課

## ○ 生活支援体制整備事業

設置箇所数	市内11か所（2024年度）
主な対象分野	高齢者等
設置形態	協議体
実施内容	生活支援コーディネーター※が、地域の中で受け止めた個別の生活課題を地域の課題として捉え、その課題解決に向けて住民等への働きかけ、多様な主体が話し合う場（協議体）を開催し、住民主体の取組支援を実施。 ※豊田市では、コミュニティソーシャルワーカーが役割を担う。
事業目標	協議体延べ回数：266回（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

## ○ 地域活動支援センター機能強化事業

設置箇所数	市内3か所（2024年度）
主な対象分野	精神障がい者及びその家族等
設置形態	I型2か所、III型1か所
実施内容	相談や日中活動場所等の提供。
事業目標	参加者数：3,367人（2024年度）の増加
所管課	豊田市 保健部 保健支援課

## ○ 地域子育て支援拠点事業

設置箇所数	市内16か所（2024年度）
主な対象分野	乳幼児及びその保護者等
設置形態	一般型16か所
実施内容	子育て支援センターを設置し、子育て中の家庭への育児支援を目的とした講座等の開催、育児相談、遊び場の提供及び情報提供。
事業目標	参加者数：251,046人（2024年度）の増加
所管課	豊田市 こども・若者部 保育課

## ○ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

設置箇所数	市内1か所（2024年度）
主な対象分野	地域住民
設置形態	直営及び一部委託
実施内容	生活困窮者を地域で支えるため、社会貢献を行う事業者や地域活動者などがそれぞれの取組を発表・共有する機会を毎月設けるとともに、その内容をSNS等で幅広く共有。 企業や事業所等による生活困窮者支援等のための地域づくりを目的とした各種研修及び実習並びに企業や事業所向けセミナーや講演会における企画運営。
事業目標	参加者数（SNS視聴回数）：延べ425,049人（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

### ③ 多機関協働事業

調整機関を担当する 機関の設置方法	コミュニティソーシャルワーカーの地域配置 支援調整アドバイザーの設置
実施内容	支援関係機関との定期的な連絡会等を通じ当該地域でのネットワークを構築。個別支援においては、支援関係機関からの相談に対し、世帯が抱える課題をアセスメントし、多機関協働事業としての関わりが必要なケースについては、支援関係機関とのコーディネート（重層的支援会議の開催、重層的支援会議定例会の参加等）を実施。
事業目標	相談件数：120件（2024年度）の増加 プラン作成数：7件（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

### ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等	コミュニティソーシャルワーカーの地域配置
実施内容	コミュニティソーシャルワーカーによる積極的なアウトリーチの実施、必要な支援が届いていない住民の潜在的な課題の把握、継続訪問、本人との信頼関係形成、支援のつなぎを実施。
事業目標	相談件数：2,697件（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

### ⑤ 参加支援事業

地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等	コミュニティソーシャルワーカーの地域配置 官民連携プラットフォーム（とよた多世代参加支援プロジェクト）の設置
実施内容	既存の支援関係機関による社会参加の支援ではうまく支援が進まない対象者の場合、多機関協働事業の支援方針に基づき、 ●コミュニティソーシャルワーカーの参加支援として、既存の地域資源への支援を調整する。 ●適切な地域資源がない場合、「官民連携プラットフォーム（とよた多世代参加支援プロジェクト）」のネットワークを活用して、オーダーメイドの社会参加支援を創出する。 (活用可能な社会資源) ・コミュニティソーシャルワーカーが把握した地域資源 ・官民連携プラットフォームの会員団体が有する人、場所 など (想定される連携先) ・地域の自治区、民生委員、地域活動・ボランティア団体 ・官民連携プラットフォームの会員団体 など
事業目標	支援対象者数：64人（2024年度）の増加 協力事業者数：117件（2024年度）の増加
所管課	豊田市 福祉部 よりそい支援課

## (2) 関係機関の一体的な連携に関して

### ① 関係機関の情報連携

多機関協働事業の役割を既存の支援関係機関が正しく理解し、個別ケースを連携して対応するための共通認識を持つことを目的に、多機関協働事業の実施主体（豊田市）が「重層的支援会議定例会」を定期開催し、構成団体・構成員間の定期的な情報連携を行います。

### ② 重層的支援会議の実施方法

重層的支援会議に求められる役割のうち「プラン作成、プランの適切性の判断」及び「プランに基づく支援終了時等の評価」については、多機関協働事業の実施主体（豊田市）と多機関協働事業の受託者が会議を随時開催し、必要な構成団体・構成員を参集して実施します。

重層的支援会議に求められる「社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討」の役割については、多機関協働事業の実施主体（豊田市）が「重層的支援会議定例会（全体会）」を定期開催し、構成団体・構成員とともに検討します。

## (3) 重層的支援体制整備事業における災害対応や感染症対策に関して

災害発生や感染症まん延といった非常時においては、各事業の所管課におけるBCP（部門別行動計画）に従って実施します。

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの仕組み

本計画の具体的な評価にあたっては、定期的に「とよックモデル」で設定した各種アウトカムの状況確認を行います。また、「とよックモデル」のアクティビティとアウトプットや直接アウトカムとして設定した「担当目標」は、行政内の目標管理制度を通じて確認します。

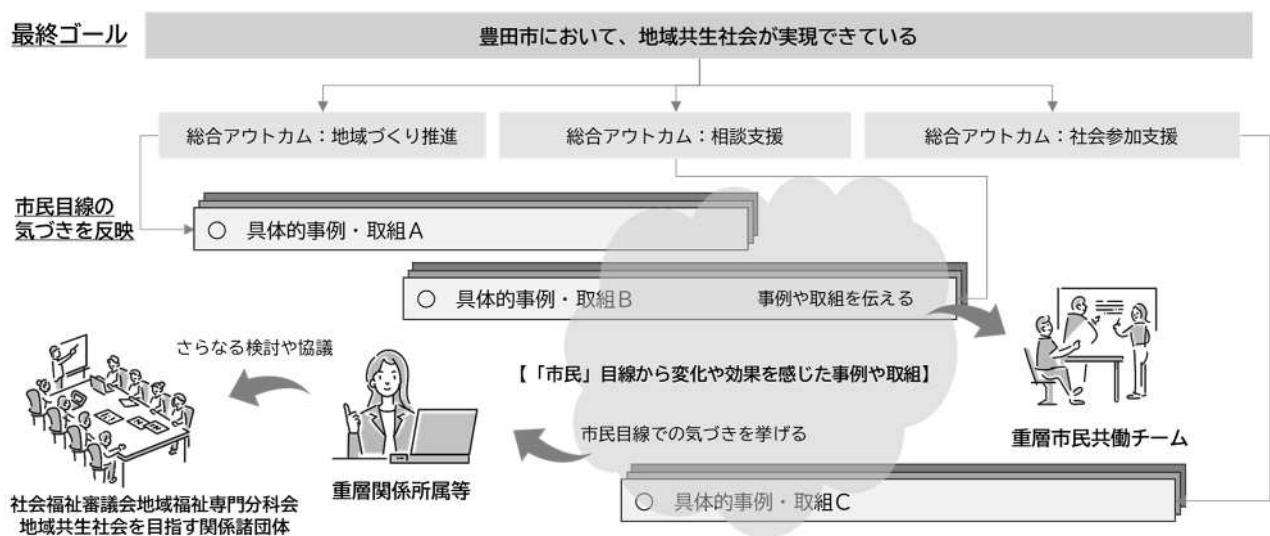
これらの評価を踏まえ、包括的な支援体制の充実や重層的支援体制整備事業での実践を精査し、必要に応じてこれらの取組を見直していきます。

加えて本計画は、住民参画を基本とする「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含して策定するものであり、本章の4で示した課題から、「市民目線」による評価を充実させる必要があります。そのため、以下のような市民との共働による評価活動も推進します。

具体的には、まず重層的支援体制において具体的な事例や取組の収集と選定・共有を行うとともに、各中間アウトカムとの関係性を確認します。その中から、認知症の方、障がいのある方、子育て中の方、企業関係者、大学生などの多様な市民と共働し、「市民目線からの変化や効果」を確認し合います。

確認し合った事例や取組はその特長を整理し、社会福祉審議会地域福祉専門分科会への報告や、関係諸団体などとの共有を行います。ここで、さらなる充実に向けた提案があるか協議します。

このプロセスで得られた市民の声や知見は、重層的支援体制の関係所属や関係団体間で共有し、今後の支援や取組の充実に反映させていきます。



## 参考 多様な主体との共働を通じた本計画の策定プロセス

### (1) 全体に関する協議・意見交換等の実施状況

時期	参加対象	概要	参加者数
2024年度通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民</li> <li>・地域活動を行う団体等</li> </ul>	空想ファクトリー：共通質問である「どんな豊田市にしていきたいか」に対する登壇者の回答など	305人
//	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業に包含される既存事業を所管する課（以下、「重層事業課」という。）</li> <li>・重層事業の予算や執行を管理する課（以下、「重層予算課」という。）</li> <li>・他の相談支援や地域づくり関係の事業等を所管する課（以下、「重層関係課」という。）</li> </ul>	専門フェロー（福祉ブランディング担当）によるコンセプトペーパーづくりヒアリングでの声	35人
2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	2025年度重層的支援会議定例会第1回全体会	57人
2025年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	重層参画各所属等と事務局の意見交換	74人
2025年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民</li> <li>・民生委員、児童委員</li> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・支援関係機関</li> <li>・社会福祉協議会</li> </ul>	2025年度第1回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議	45人
2025年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	2025年度重層的支援会議定例会第2回全体会	29人
//	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> <li>・分野横断の政策の取りまとめを行う課</li> </ul>	第9次総合計画ミライ実現戦略2030事業ローリング協議	10人

2025年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> </ul>	武蔵野大学 清水講師・愛知淑徳大学 黒川教授との評価に関する意見交換	6人
2025年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民</li> <li>・民生委員、児童委員</li> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・支援関係機関</li> <li>・社会福祉協議会</li> </ul>	2025年度第2回豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議	50人
2025年12月～ 2026年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民</li> </ul>	パブリックコメントの実施	20人
2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民</li> <li>・民生委員、児童委員</li> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・支援関係機関</li> <li>・社会福祉協議会</li> </ul>	2025年度第3回豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議	45人

## (2) 地域づくり推進に関する協議・意見交換等の実施状況

時期	対象	概要	参加者数
2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	2025年度重層的支援会議定例会 第1回地域づくり推進チーム	35人
2025年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> </ul>	よりそい支援課・コミュニティソーシャルワーカー定例会（5月度）	10人
2025年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	2025年度重層的支援会議定例会 第2回地域づくり推進チーム	28人
2025年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	2025年度重層的支援会議定例会 第3回地域づくり推進チーム	36人
2025年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・支援関係機関</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	重層的支援推進研修 地域づくり研修	137人

## (3) 包括的な相談支援に関する協議・意見交換等の実施状況

時期	対象	概要	参加者数
2024・2025年度 通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	厚生労働科学研究「市町村における包括的支援体制の体制整備の評価枠組みの構築のための研究」	—
2025年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援関係機関</li> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	重層的支援推進研修 支援会議研修	59人
//	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	2025年度重層的支援会議定例会 第1回支援円滑化チーム	29人
2025年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> <li>・重層関係課</li> </ul>	2025年度重層的支援会議定例会 第2回支援円滑化チーム	27人

## (4) 参加・活躍の支援に関する協議・意見交換等の実施状況

時期	対象	概要	参加者数
2025年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> </ul>	とよた多世代参加支援プロジェクト 総会	39人
2025年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> </ul>	とよた多世代参加支援プロジェクト 第2回運営委員会	18人
2025年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を行う団体等</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・重層事業課</li> <li>・重層予算課</li> </ul>	とよた多世代参加支援プロジェクト 第3回運営委員会	20人

## (5) 地域生活課題に関する調査（ニーズ調査）の実施

### ① 豊田市地域福祉に関する市民アンケート調査

時期	対象	概要	回答率
2024年9月	①地域住民 ※18歳以上の市民から無作為に抽出した4,000人 ②民生委員、児童委員 ※2024年8月時点の民生委員・児童委員594人 ③地域活動を行う団体等 ※2024年8月時点の自治区長 298人	「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、市民の福祉に関する考えや意見からニーズを把握し、計画づくりに活用することを目的として実施	①42.6% ②93.3% ③83.9%

### ② 豊田市地域福祉に関する相談支援関係者アンケート調査※

時期	対象	概要	回答率
2024年11月	・支援関係機関 ・地域活動を行う団体等 ・社会福祉協議会 ・重層事業課 ・重層予算課 ・重層関係課	包括的な相談支援に関する現状や課題などニーズを把握するために実施	77.7%

※同志社大学永田教授・愛知淑徳大学黒川教授と共働で実施。

## 第8章

### 豊田市権利擁護支援推進計画・ 成年後見制度利用促進計画

第8章では、豊田市として、地域福祉計画・地域福祉活動計画を通して、権利擁護支援と成年後見制度利用促進にどう取り組んでいくのかの考え方について説明しています。

#### 内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市における権利擁護支援の現状
- 3 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題
- 4 豊田市における権利擁護支援の推進体制
- 5 本計画を推進するための主な取組
- 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの考え方

# 豊田市権利擁護支援推進計画・

## 成年後見制度利用促進計画

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画策定の背景

高齢化の進展等に伴い、認知症高齢者や、知的障がいのある方、精神障がいのある方の数が増加傾向にあり、判断能力が不十分なことにより、介護保険サービス利用の契約や金銭管理などに対し不安を抱える方が増えています。

こうした方々の権利擁護を行う手段として、2000年に成年後見制度が創設されました。しかし、成年後見制度の利用者は、前述した認知症高齢者数などの増加と比べて低調であり、本来制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できていないといった課題が顕著となっています。

このため、国においては、2016年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」制定を皮切りに、2017年に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」、2022年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、成年後見制度が適切に利用できる環境づくりを進めています。

豊田市では、2017年の「豊田市成年後見支援センター」の開設を機に、同年に市とセンターの共働型による「中核機関」の整備、2019年に「とよた市民後見人」の養成開始、2020年に市と社協の共働による「豊田市成年後見制度利用促進計画」の策定など、成年後見制度利用促進に注力してきました。

また、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、当初から成年後見制度利用促進に留まらず、司法と福祉の緊密な連携を図ってきたこともあり、本市では全国に先駆け、意思決定支援や身寄りを頼ることができない方への支援など、広範な権利擁護支援の推進に努めてきました。

第2次の計画となる本計画では、法改正等の国の動向を踏まえつつ、本市が培ってきた権利擁護支援の経験を地域福祉と連動させながら、よりきめ細やかな支援の展開と、関係機関・団体との連携を拡充させることで、権利擁護支援と成年後見制度利用促進のさらなる深化を図ります。

## (2) 計画の位置づけと期間

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく市町村計画として位置づけ、成年後見制度利用促進に必要な事項を定めます。

また、法律上に規定はありませんが、住民や関係者、支援関係機関、専門職団体の意見も踏まえ、成年後見制度利用促進を超えたより広い形で、豊田市において権利擁護支援をどのように推進していくかについての方針を定めるもの（権利擁護支援推進計画）としても策定しています。このため、第1次後見計画と同様に、豊田市社会福祉協議会の実践計画としての位置付けも持ちます。

これらは、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、計画の期間を2026年度から2031年度までの6年間とします。



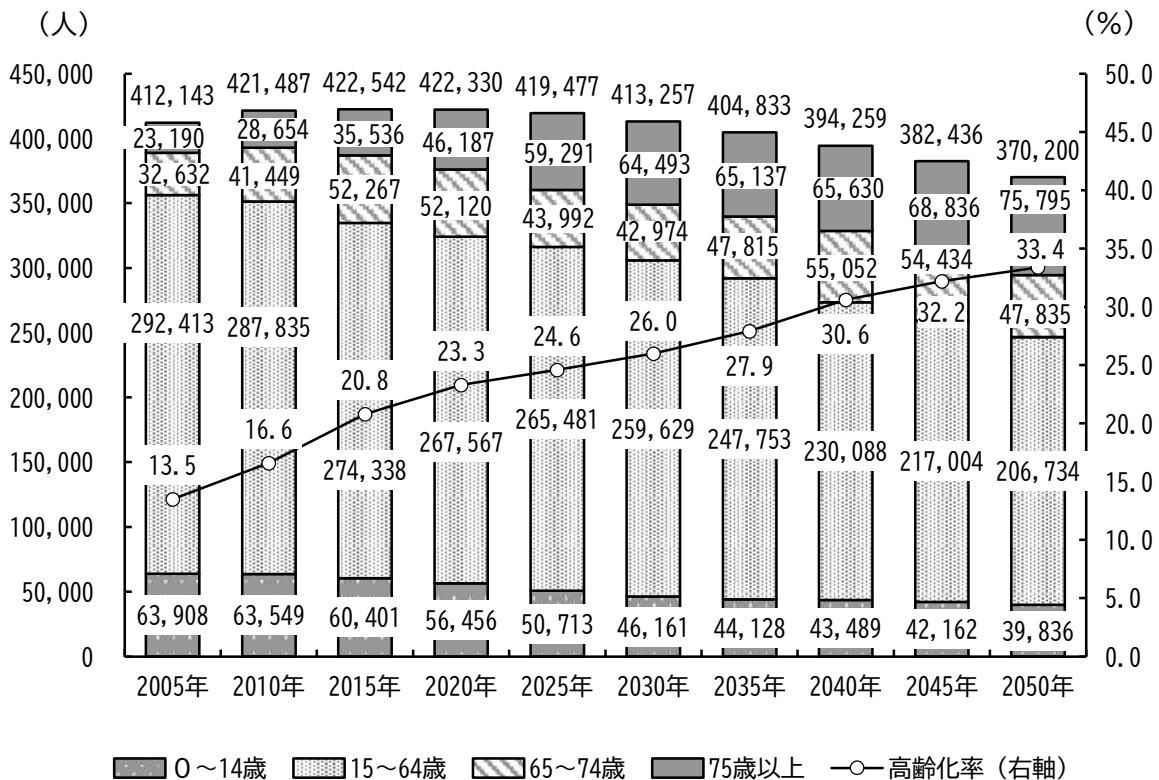
## 2 豊田市における権利擁護支援の現状

### (1) 「豊田市の現状」

本市の総人口は、2019年をピークに人口減少に転じており、2025年9月1日時点で41万4,512人となっています。その一方で、高齢者数は10万3,145人、高齢化率は24.9%と年々増加しています。そして、この高齢者数の増加に合わせて認知症高齢者数（推計）も年々増加しており、今後も増加の一途をたどる見込みです。

また、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者を基準にすると、障がいのある方の数も年々増加している状況です。

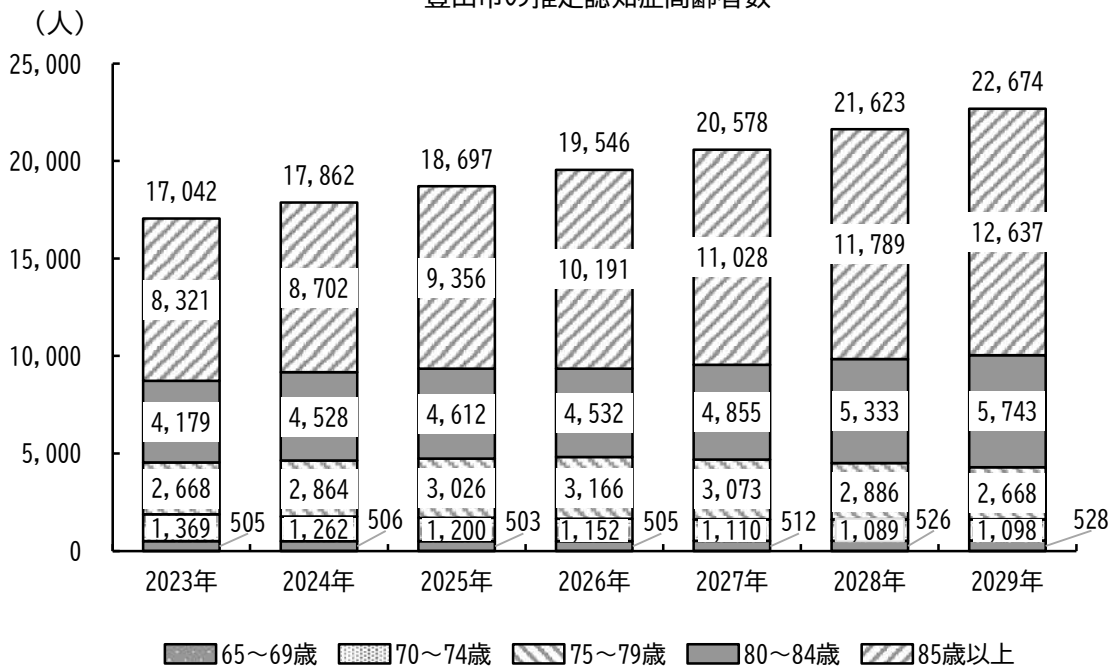
豊田市の将来人口推計



※2020年までは実績値、2025年以降は推計値

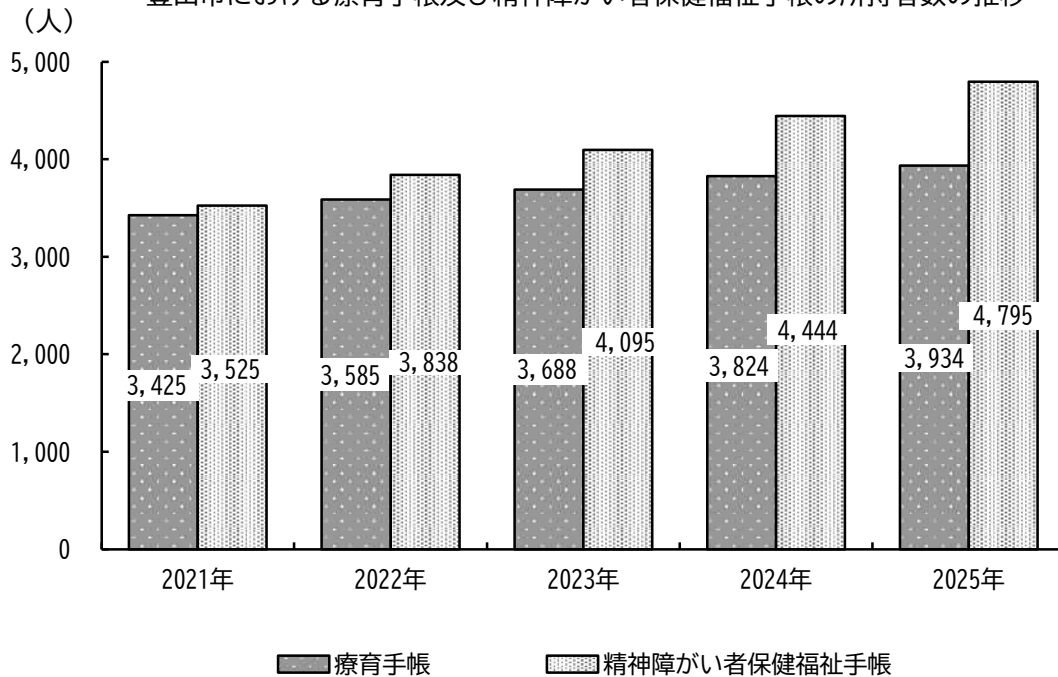
出典：第9次豊田市総合計画

豊田市の推定認知症高齢者数



出典：第9期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

豊田市における療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の推移



出典：豊田市統計

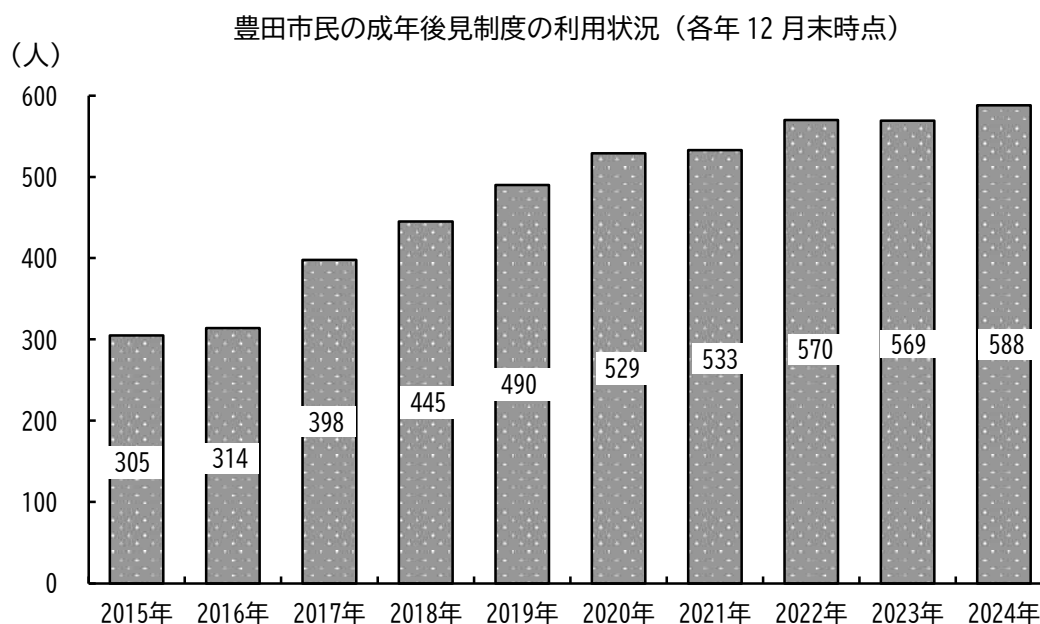
## (2) 豊田市における権利擁護支援の現状

本市では、2017年に「豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」といいます。）」を開設しました。センター開設以降、毎年約300件の新規相談が寄せられており、成年後見制度を利用する市民は、2015年時点の305人から、2024年には588人と大幅に増加しています。

今後も認知症高齢者や、知的障がいのある方、精神障がいのある方の増加が見込まれていることから、成年後見制度の利用ニーズは引き続き高い水準で推移するものと想定されます。

一方で、権利擁護支援を必要とする方が、必ずしも成年後見制度の利用に直結するわけではありません。豊田市社会福祉協議会では、「日常生活自立支援事業」や「生活支援員派遣事業」といった権利擁護支援を実施しており、毎年約50人が契約するニーズがあります。

さらに近年では、身寄りを頼ることができないことによる、入院・入所時の手続きや死後の事務といった生活上の諸課題に関する相談も急増しており、権利擁護支援のあり方が多様化しています。



出典：名古屋家庭裁判所提供資料

### (3) 権利擁護支援のこれまでの取組・第1次後見計画の評価

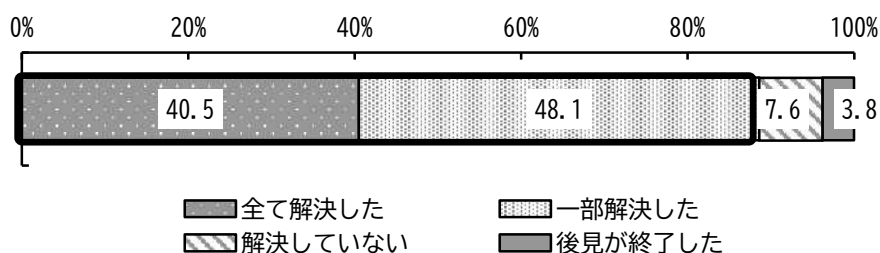
豊田市では、2020年に成年後見制度利用促進計画（以下、「第1次後見計画」といいます。）を策定して以降、この計画に基づき様々な取組を進めてきました。こうした権利擁護支援の体制づくりの結果、第1次後見計画全体の到達状況を評価する「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合」は88.6%と、権利擁護支援が必要な市民に高水準の効果をもたらしました。

第1次後見計画の重点取組 (2023年中間見直し後)	達成状況 (2025年12月末時点)
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成講座を6期開講し、計164名の修了生を輩出。</li> <li>・市民後見人として、延べ46名が受任し活躍。</li> <li>・権利擁護基金の設置・運用開始。</li> </ul>
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りを頼ることができない市民の生活課題を受け止める相談窓口（「みよる相談ステーション」）の開設。</li> <li>・多機関協働及び市民参加（意思決定フォロー）を取り入れた形での支援の事業実施（結サポート～くらし安心事業～）。</li> </ul>
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定フォロー講座を開講し、22名の修了生を輩出（モデル事業実施期間を除く）。</li> <li>・医療や高齢者・障がい者支援など各分野での意思決定支援研修の実施。</li> </ul>
④ 消費生活センターとの連携策の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援ネットワーク（協議会）と重層的支援体制への消費生活センターの参画。</li> </ul>
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送付先変更に係る手続き事務の集約とオンライン化の完了。</li> </ul>
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識や経験を有する複業人材（専門フェロー）の登用完了。</li> <li>・高齢者・障がい者虐待対応フローの見直し実施。</li> </ul>
第1次後見計画での懸案事項 (2023年中間見直し後)	達成状況 (2025年12月末時点)
○ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内社会福祉法人による社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援の実施。</li> <li>・同社会福祉連携推進法人による法人後見実施に向けた支援の実施。</li> </ul>

## 計画の目的達成状況の評価・・・88.6%

- 豊田市の成年後見制度利用促進の各種取組により、市民の権利擁護が図られたかを「後見人等が選任された1年後に申立て当初の課題が解決された割合※」で確認しました。

※ 2021～2024年度における後見人等アンケートで申立て当初の課題が「全て解決した又は一部解決した」と回答した割合（4か年累計）。



### ◎事例：権利擁護の支援とは

権利擁護の支援には、成年後見制度等を利用して、虐待対応や財産上の不当取引への対応を行うといった「権利侵害からの回復」の支援があります。これについて、豊田市で実際に権利侵害からの回復支援を行った事例をみてみましょう。

- 認知症のある高齢者のTさんは、持ち家でひとり暮らしをしている女性です。身体機能や認知機能の低下はありますが、介護サービスを利用しご自宅で生活しています。月1回の詩吟の集まりに友人と一緒に行くことを楽しみに暮らしています。
- ある日、ケアマネジャーが訪問した際、居間のテーブルの上にあった契約書がふと目に留まりました。その契約書は、屋根瓦の修理のものであり、金額は100万円を超えていました。Tさんに話を聞いても、契約を覚えていません。そこで、Tさんと一緒に消費生活センターに相談したところ、訪問販売であることがわかりました。今回はクーリングオフ制度を利用して、なんとかキャンセルすることができました。
- ただ、今度はガス給湯器の交換・エアコン販売といった別の訪問販売が来るようになってしまいました。そのような状況もあり、成年後見支援センターに相談しました。相談から、「夫が苦労して建てた家を大事にしたい」という大切な思いがあることがわかりました。そのため、家の修理などを勧められると、思わず契約してしまうのでした。
- そこで、センターはTさんに、成年後見制度を丁寧に伝え、家の修理等の契約が必要かどうかを一緒に考えてくれる人を家庭裁判所に選んでもらうことを提案しました。Tさんも希望したため申立てを行い、その後保佐人が選任されました。選任された保佐人は、訪問販売の不必要な契約に取消権を行使し断ってくれました。こうして、Tさんは安心することができ、大切なご自宅で生活し続けられることができました。

このように、権利侵害の回復支援から「本人の安心な暮らし」につながります。その後、意思決定支援等を通じ、「生きがい」や「つながり合い」といった本人のより豊かな暮らしを充実させていきます。尊厳のある本人らしい生活が継続できるよう、本人と一緒に関係機関で連携して支えていく。このような権利擁護支援を豊田市では進めています。

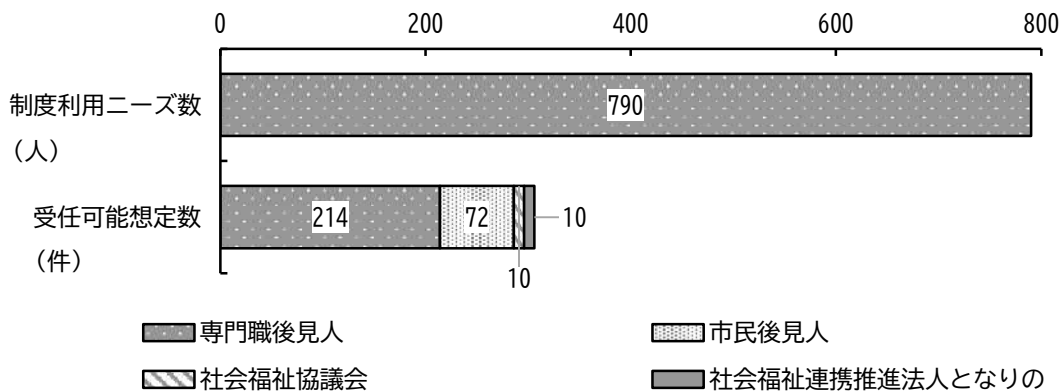
### 3 権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題

#### (1) 担い手の確保と活躍に向けて

第1次後見計画時の調査に基づき、認知症高齢者の増加率を加味して2025年時点の成年後見制度の利用ニーズ（参考値）を試算したところ、790人となりました。一方で、同様に試算した各主体による受任可能数の見込みは306件となり、本市において約480人分の支援の担い手が不足することが明らかになりました。

このギャップの解消が本市における直近での大きな課題といえます。ただし、この試算値には、すぐさま成年後見制度が必要となるケースだけでなく、福祉的な支援や意思決定支援による権利擁護支援が必要なケースも含まれています。そのため、本人にとって望ましい支援策を見極めつつ、計画的かつ総合的に取組を進めていく必要があります。

今後の充実に向けては、市民後見人との複数受任や受任リレーのさらなる発展、セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの再構築、成年後見制度以外の支援策の充実など、多様な主体による「ベストミックス」の体制を整えることが大切です。



出典：「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査（2018）」結果、各所への聞き取り結果及び最新の統計情報から、豊田市推計

(試算方法など)

- 実際は、本人の特性や課題によりケースバイケースの受任や、複数受任もあるので、あくまでボリューム感をつかむ趣旨であり、統計的な正確性を求めているものではないことに留意。
- 制度利用ニーズ数については、2018年調査結果の664名に対し、2017年から2025年かけての認知症高齢者数の増加率18%を乗じて算出した。
- 受任可能想定数のうち、専門職後見人は2018年調査の結果をそのまま採用した（2018年以降に受任した件数もあるが、一方で後見等終了のケースもあること、また後見人等支援や送付先変更などの環境が整ったことから、設定として差し引きゼロとした）。市民後見人は2025年6月時点バンク登録者数から受任している人数を引いた数値。社会福祉協議会及び社会福祉連携推進法人となりの分は聞き取りによる情報。

## (2) 身寄りを頼ることのできない市民の支援ニーズへの対応

多くの方にとって最も身近な支えである家族を頼れないことにより、入院・入所時や死後等に不安を抱えてしまう状況が生じています。かねてより就労を機会に故郷を離れて移り住まれる方が多い本市特有の背景もあり、この不安は大きいものといえます。しかし、「自分らしく暮らす」という市民としての権利に支障をきたしていることは、本市が目指す地域共生社会の実現には至りません。

この実態を明らかにするため、市民アンケート結果と高齢者人口から推計したところ、身寄りを頼ることができない65歳以上の市民は約4,000人と想定されました。うち、介護や医療ニーズが高まる後期高齢者(75歳以上)は約2,000人に上ります。

さらに詳細な分析により、身寄りを頼ることができない高齢者のうち「孤立状態」にある方が約400人、さらに「相談を望まない」層も約300人存在することがわかりました。身寄りを頼ることができないことで、地域からの孤立を招きやすいといった実態が確認できます。

これらの結果を踏まえ、身寄りを頼ることができない人の支援策を充実させるにあたっては、地域福祉の推進と合わせて、個々の相談意欲や困りごとの内容に応じた適切なアプローチを整理しながら取り組む必要があるといえます。



出所：「豊田市地域福祉に関するアンケート調査（2025）」からの推計結果 及び豊田市成年後見・法福連携推進協議会「身寄りのない市民への支援あり方検討部会」検討内容より豊田市作成。

### (3) 地域福祉とのさらなる連動に向けて

#### ○ 権利擁護基金の充実

- ・豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議において、「豊田市社会福祉協議会は権利擁護基金を設立している。地域から寄付という形での多様な主体の権利擁護支援の取組への参加を促すだけでなく、将来的には遺贈を適切に受け入れることで、資力のない方の支援に対応できる仕組みづくりが進められるのではないか。」との意見がありました。
- ・こうした声も踏まえ、寄付や遺贈を通じ市民や企業が新たに地域福祉に参加する形も含めて、権利擁護支援を進めていくことが必要になります。

#### ○ 社会参加支援との連動

- ・同合同会議では、「意思決定フォロワーとして市民が参画する仕組みを充実させることで、判断能力が不十分であってもなくても、身寄りがあってもなくても、様々な方が社会に参画することを後押しできる仕組みにしていくことができるのではないか。」といった意見がありました。
- ・今後は重層的支援体制の中で、市民も参画する形での社会参加支援を充実させていくことが重要になります。

#### 【ポイント】民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応

- ・国の法制審議会民法部会では、今後の成年後見制度のあり方について議論されており、民法改正の観点として、法定後見の終了や期間を設ける形での制度とする可能性について言及されました。
- ・また、今後の地域共生社会の進め方を議論する「地域共生社会の在り方検討会議」にて、日常生活自立支援事業の見直し後は多様な主体が同事業を基にした新事業の実施主体を担えるようにすることや、中核機関の法定化、個別支援に関する会議体の設置等の必要性について考え方が示されました。
- ・本計画策定時点の2026年3月段階では、これらの法制度の改正の具体的内容が示されている状況ではありませんが、今後を見据えて、あらかじめ本市における権利擁護支援体制の充実を進め、改正のタイミングが来た際に着実に対応できるような準備が必要です。

## 「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ（概要）（2025年5月）

### ○ 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- ・福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進めるべきである。

### ○ 身寄りのない高齢者等への対応

- ・身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。
- ・民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。
- ・新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。
- ・生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。

### ○ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- ・福祉行政による意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と概ね同範囲、すなわち、預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定を基本とする必要がある。
- ・意思決定支援の確保や市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めて、地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要がある。

## 4 豊田市における権利擁護支援の推進体制

豊田市では、多様な主体や機関との連携により、以下の枠組みを重ね合わせて取組を実施し、地域共生社会での市民生活を支えるための仕組みとして、『重層的支援体制』を整えています。

本市では権利擁護支援についても、この重層的支援体制の中で推進していきます。

- ① つながり合える関係性をつくるための「地域づくりの推進」  
～地域共生社会での関係性を『つくる』～
- ② 困り事を受け止め社会とつながり合いながら生活できるための「包括的な相談支援」  
～地域共生社会での関係性に『つなぐ』～
- ③ 自分らしく社会に居続けるための「参加・活躍の支援」  
～地域共生社会での関係性の中で過ごし・働き・活躍し『つづける』～

地域づくりの推進としては、福祉や医療の関係者のみならず、弁護士や司法書士、家庭裁判所といった司法関係者、金融機関、生活支援の事業者などと、研修や勉強会などの学び合いの場などを通じて、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下、「地域連携ネットワーク」といいます。）を形づくりします。

包括的な相談支援について、市民の様々な困り事の中には権利擁護支援に関するものも含まれることから、判断能力が不十分な方が相談し得る機関（地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等）を権利擁護支援の1次窓口としても位置付けています。また、成年後見制度の相談対応に加え、身寄りを頼ることができないことによる生活課題、住まいや生活困窮等の課題に関する相談を、権利擁護支援として一体的に受け止めることに取り組みます。

参加・活躍の支援では、市民後見人の養成を通じて、後見活動だけでなく、意思決定支援に市民が参画する活動が生まれたりするなどの実績を踏まえ、判断能力が不十分な人の社会参加だけでなく、権利擁護支援活動に取り組む市民の社会参加も推進します。

こうした取組には多様な主体・機関の連携が必要です。本市では、各所・各場面での「チームづくり」を行う立場として『多機関協働事業者』にいくつかの所属や機関を位置づけており、センターや「みよる相談ステーション（以下、「ステーション」といいます。）」も多機関協働事業者の一つとしています。

今後も、本計画に基づいて、様々な権利擁護の支援体制を整えたり、地域連携ネットワークを充実させていくこととなりますが、こうした『重層的支援体制』という全体像の中で、様々な仕組みを機能させていくことが本市における基本的な体制づくりの考え方となります。

その上で、本市においては、地域連携ネットワークとして整えるべき、『中核機関』『協議会』『権利擁護支援チーム』の三つの仕組みについては、以下のような考え方と推進体制にて取り組んでいくものとします。

## (1) 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担うものとされています。

- ① 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

本市においては、市長申立てによる権利侵害からの回復支援と政策的な判断・対応を行政で担いつつ、具体的支援の実践・権利擁護の視点から多機関協働による連携の調整を担うセンターと共働することで、これらの役割を果たすことができると考えています。

今後も、豊田市がセンターと相互に協力・連携しながら「中核機関」となり、権利擁護支援を進めます。

## (2) 協議会

### ① 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、支援に必要な機能が発揮されるよう、支援者や専門職が組織単位で連携し、地域課題の解決に向けた協議を行います。また、必要に応じて部会を設置し、集中的な対応を進めます。
- ・具体的には、「センターの運営状況の評価・検討」「成年後見制度の利用促進策の検討・協議」「司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議」を行います。

### ② 豊田市成年後見支援センター定例会

- ・制度の利用により権利擁護支援が確実に実施されるためには、「福祉+司法の視点で制度利用が必要かどうか」「誰が申し立て、誰を候補者にするか」「チームが機能しているか」について各場面で確認する必要があります。
- ・豊田市では、「相談及び後見人等支援の進捗状況と対応の方向性の確認」「候補者の調整」「各主体が有する情報の共有」について、豊田市とセンター、専門職・法人後見実施団体が協議する定例会を月1回開催し、適切な権利擁護支援を進めます。



豊田市成年後見・法福連携推進協議会



豊田市成年後見支援センター定例会

### (3) 権利擁護支援チーム

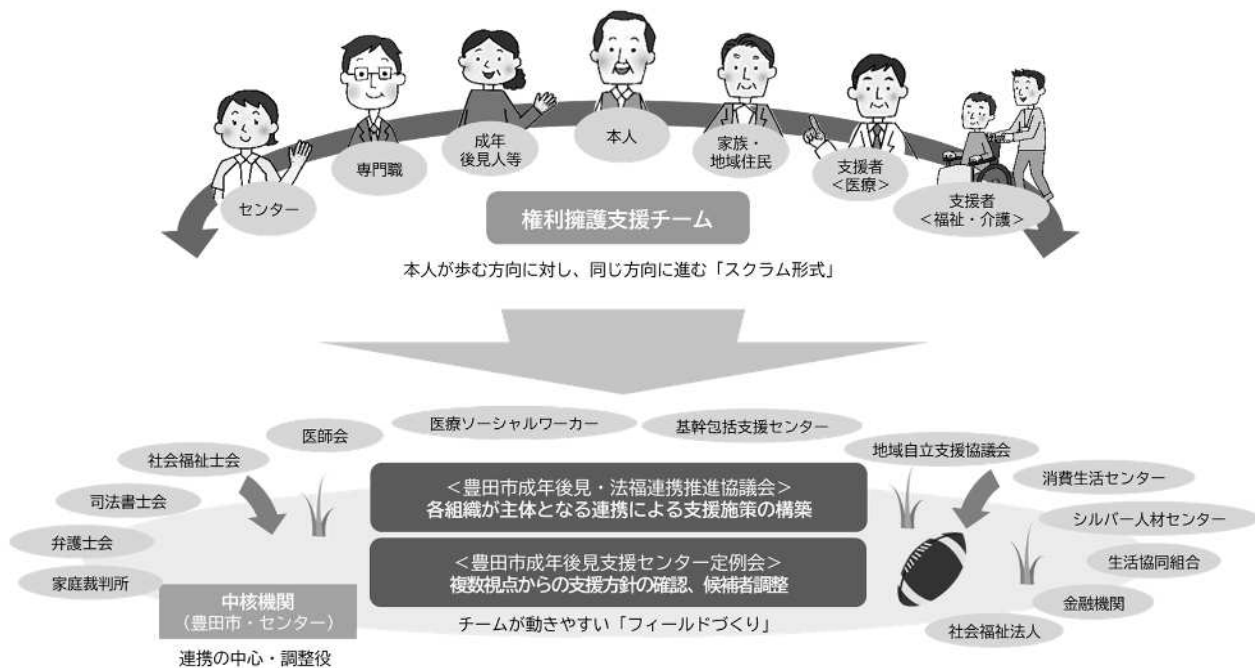
豊田市では、たとえ判断能力が不十分であっても、頼れる身寄りが不在であったとしても、本人は単に支援を受ける立場ではなく、支援を受けながらも自分らしく社会に参加し続けることを目指しています。そのためには、本人の周りを支援のために関係者が囲む「鳥かご形式」のチームではなく、本人が主体的に歩む方向に対し、関係者が肩を組みながら同じ方向に進む「スクラム形式」のチームが必要です。

こうした考え方で、本人が主体となり、本人に身近な家族や地域住民、福祉・医療・介護を始めとした生活上の支援者、後見人等が「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

本人が成年後見制度を必要とする場合、センターが候補者を受任調整した事案は全て「チーム会議」を開催します。また、身寄りを頼ることができない本人の生活課題を支える際も、必要に応じてステーションが多機関による「チーム会議」を開催します。

また、後見人からの相談に応じる中では、必要に応じてセンターが「チーム会議」として関係者を招集したり、支援者が実施するケース検討会議や地域ケア会議、支援会議・重層的支援会議等に、センターや後見人等が参加するなどして、支援の充実に努めます。

#### ■ 豊田市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



## 5 本計画を推進するための主な取組

権利擁護支援のさらなる充実に向けた課題に対し、豊田市成年後見・法福連携推進協議会及び豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議での議論を踏まえて、本計画を推進するための「重点取組」を設定します。なお、高齢者や障がい者虐待防止の仕組みの充実など、重点取組以外のこれまで重層的支援体制の中で取り組んできた権利擁護の支援や活動についても、従前どおり推進していきます。

これら取組の具体的な進め方や年度ごとの到達目標については、豊田市成年後見・法福連携推進協議会に随時諮りながら設定することで、その時折の状況に合わせた対応を柔軟に行えるようにします。なお、民法や社会福祉法の改正を踏まえた対応は、「懸案事項」とし、今後の国の動向を見ながら対応していきます。

第2次計画の重点取組	取組の概要
① バストミックスによる権利擁護支援の担い手の確保と活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(i) 専門職後見人の活躍支援、(ii) 市民による多様な権利擁護支援の推進、(iii) セーフティネット後見の役割分担を含めた受任フローの再構築、(iv) 成年後見制度以外の支援策の充実を一体的に進めながら、総合的に担い手を確保していきます。</li> </ul>
② 市民参画と多機関協働による身寄りのない高齢者等の権利擁護支援と「みよる」地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援や権利擁護の仕組みを活用し、家族や親族を頼ることができない方への入院・入所時支援などの相談を受け止めるとともに、支援の調整を行う相談窓口「みよる相談ステーション」の運営と多様な関係者による地域連携ネットワークの充実を進めます。</li> <li>・親亡き後など重層的に支援すべきニーズへの対応も想定し、市民の参画と多様な関係者とのネットワークの充実を通じて、「結サポート～くらし安心事業～」を確立していきます。</li> <li>・互助の推進による身寄りのない高齢者等の孤立防止や、支援のレシピ集の普及による支援者理解の浸透等を通じて、家族の有無や関係性にかかわらず多様なつながりの中で安心して過ごすことのできる（＝みよる）地域づくりを推進します。</li> </ul>
③ 市民参画と多機関協働による意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定フォロワーの推進など意思決定への市民参画に取り組んでいきます。</li> <li>・市民、認知症高齢者や障がい者の支援者、医療従事者、重層関係機関等それぞれが意思決定支援に対する学びを深めるとともに、多様な主体の参画を得ながら、対象者や分野を問わず、本人意思の尊重の重要性について市全体の理解を深めるための方策について検討し取組を進めていきます。</li> </ul>

第2次計画の重点取組	取組の概要
④ 権利擁護基金の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・市内企業等による寄付の受入れ、事業内等で生じる遺贈相談の透明性の向上、ふるさと納税の活用等新たな仕組みの検討を通じて、基金を充実させます。</li> <li>・基金を原資に担い手の活躍を応援できる環境づくりに努めます。</li> </ul>
⑤ 配慮が必要な方への社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加支援の場面によりそう市民の参画方策について検討し、取組を進めていきます。</li> </ul>
第2次計画での懸案事項	取組の概要
○ 権利擁護支援の新たな仕組みへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法や社会福祉法制の改正の動向を注視しながら、中核機関の体制強化や日常生活自立支援事業等の実施体制の確保、新たな金銭管理の仕組みの検討など多角的に進めます。</li> </ul>

#### ◎事例：市民後見人の活躍から学ぶ「権利擁護支援に対する市民参画の重要性」

権利擁護支援は、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤であり、「権利侵害の回復支援」と「意思決定支援」による関わり方があります。この「意思決定支援」は、下記のように市民後見人の強みでもあります。

- 当初は取っつきにくい印象の方だったこともあり、市民後見人として、何かお手伝いしなければと思い、身構えて支援していました。
- ですが、月1回お会いしお話を重ねると、ストレートな物言いの裏にある温かな人となりに触れることができました。後見人という看板を下ろし、肩肘を張らずフランクに接するうちに打ち解け、今では下の名前で呼び合えるほど関係性が深まっています。
- 関係性が築けたことで、本人の好みも丁寧にくみ取れるようになりました。買い物などの事実行為は後見業務ではありませんが、その中で教えてもらった大好物のイチゴを届けると、目の色を変えて喜んでくださいます。また、朝が苦手な方ですが、私が訪問すると満面の笑みで迎えてくれ、帰り際には「また来て」と声をかけてくれます。
- 本人の好きなことを知り、笑顔を増やす関わりを私が行うことで、その人らしい暮らしを支えられているのかなと思います。そして、こうした本人の喜びは、私自身の「役に立っている」という実感にもつながっています。

このように、市民が権利擁護支援に関わることは、本人との関係性をつくり、本人のよりどころ（「みよる」）になり、会話や対話を生みます。そして、その会話や対話が本人の彩りのある暮らしにつながります。

地域福祉は「地域で暮らすその人の物語を動かすこと」と言われます。市民が参画する権利擁護支援は、事例のようにその人の物語を動かすことであり、そのことを通じ、「支え手」「受け手」の関係を超えて多様な主体が参画し、人と人がつながり、本人も市民後見人も生きがいや幸せを感じられる暮らしにつながります。

## 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画内における本計画部分の評価・見直しの考え方

### (1) 評価における基本的な考え方

第2次となる本計画においても、第1次後見計画同様に「市民の権利擁護が図られたか」どうかの視点から目的達成状況を評価します。本計画では、これまでの本市の取組や国の動向等を踏まえ、第1次後見計画での「課題解決」の視点に、本人主体でその想いを尊重する「意思尊重」も評価の視点に加えます。

また、目的達成には多角的なアプローチが不可欠です。そのため、第1次後見計画同様に、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を通じて、以下の二段構えで進捗を確認していきます。

- ①各重点取組に対し、年度の到達目標（当該年度に何を取り組むか）を設定
- ②定期的に変化を測定する指標を設定

なお、相談対応などの継続的で基本的な活動に対しては、相談件数などの数値目標は設定しません。ただし、センター定例会の中で相談件数の変化などは継続的に把握するとともに、高齢者や障がい者虐待防止の仕組みなど権利侵害からの回復支援の実態は定期的に振り返り、現場の実務的な改善や支援の質の向上につなげていきます。

### (2) 変化・効果を感じた事例等を通じた市民共働型評価への挑戦

第2次計画は、住民参画を基本とする「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含して策定するものであり、権利擁護支援は「本人が主体」であることを踏まえ、「市民目線」からの評価を充実させる必要があります。

具体的には、豊田市成年後見・法福連携推進協議会を通じて、本計画の取組やそれを通じた具体的な支援の中で、本市において市民の権利擁護支援を推進することにつながった事例や取組を抽出し、市民後見人や意思決定フォロワーと連携し、「市民の目線からの変化や効果」を確認し合います。

市民後見人や意思決定フォロワーが選んだ事例や取組はその特長などを整理し、豊田市成年後見・法福連携推進協議会にフィードバックすることで、今後の支援や取組がより市民にとって意義のあるものとなるように軌道修正や必要に応じた見直しにつなげます。

また、同様に、市民後見人や意思決定フォロワーの活動からも事例を収集します。豊田市成年後見・法福連携推進協議会の中で、「支援者側」から感じた変化や効果を把握し、その結果を市民後見人や意思決定フォロワーにフィードバックします。この相互の対話を通じて、「市民による活動ならではの意義」や「専門職だけでは成し得ない関わりの価値」を再確認し、本市の権利擁護支援の良さをさらに深化させていきます。



## 第9章

### 再犯防止推進計画

第9章では、豊田市として再犯防止の推進にどう取り組んでいくのかの考え方について説明しています。

#### 内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市における再犯防止を取り巻く状況
- 3 豊田市における再犯防止のさらなる推進に向けた課題
- 4 豊田市における再犯防止の推進体制
- 5 本計画を推進するための主な取組
- 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画における本計画部分の評価の考え方

# 再犯防止推進計画

## 1 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の背景

全国的に刑法犯の検挙者数および検挙者中の再犯者数は年々減少傾向にあります。初犯者数の大幅な減少に伴い、再犯者率は依然として高止まりしており、再犯防止は引き続き重要な社会的課題となっています。

2004年から2005年にかけて重大な再犯事件が相次いだことを契機に、国では「再犯防止に向けた総合対策」(2012年)、「犯罪に戻らない・戻さない」宣言(2014年)、「薬物依存症・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」(2016年)など、再犯防止に向けた施策を段階的に推進してきました。

また、2016年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」が成立し、国による「再犯防止推進計画」の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体にも再犯防止への取組が求められ、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として位置付けられました。

こうした国の動向や社会的背景を踏まえ、本市では2022年度に「豊田市再犯防止推進計画(以下、「第1次計画」という。)」を策定し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害の未然防止と安全・安心な地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

2023年3月には、国において「第2次再犯防止推進計画」が策定され、地域社会における再犯防止の取組を一層強化する方向性が示されました。この計画では、特に「地域における支援体制の充実」「出所者等の居住・就労支援」「若年者・高齢者・障害者・薬物依存者等の特性に応じた支援」「官民連携の推進」など、より実効性の高い施策が盛り込まれています。また、デジタル技術の活用や関係機関の連携強化を通じて、支援の継続性と包括性を高めることが重視されています。

こうした国の新たな方針を踏まえ、本市では第2次計画の策定にあたり、地域の実情や第1次計画で得られた知見を活かしながら、よりきめ細やかな支援体制の構築と、関係機関・団体との連携強化を図ることで、再犯防止の取組をさらに推進していきます。

## (2) 計画の位置づけと期間

本計画は、再犯防止推進法第8条の規定に基づく計画として位置づけ、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

なお、計画の期間は2026年度から2031年度までの6年間とします。

## (3) 再犯防止における市の役割

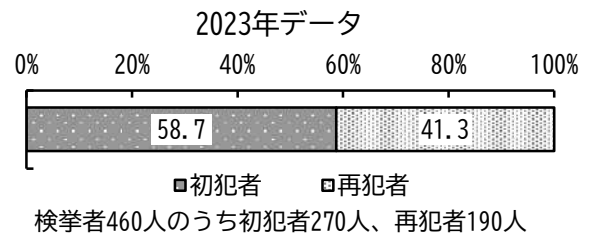
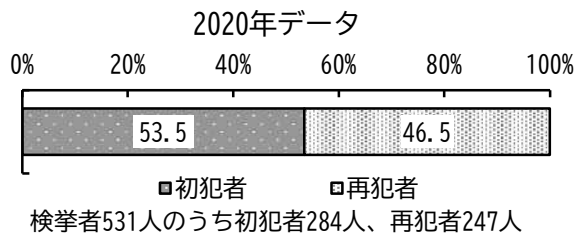
- ・再犯防止推進法において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとしています（第24条）。
- ・国の第2次再犯防止推進計画においては、国は「各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続きの枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。」としています。
- ・また、市町村の役割については、「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪を犯した者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。」としています。
- ・こうしたことを踏まえ、市は、国・県や刑事司法関係機関等、様々な機関と連携しながら、再犯防止の推進に向けた具体的な取組を進めていきます。

## 2 豊田市における再犯防止を取り巻く状況

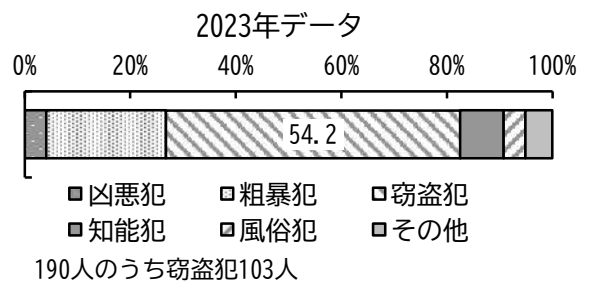
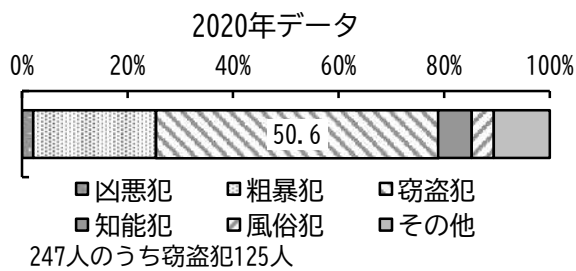
### (1) 豊田市における再犯防止の現状

#### ■ 2020年と2023年の統計データ比較から

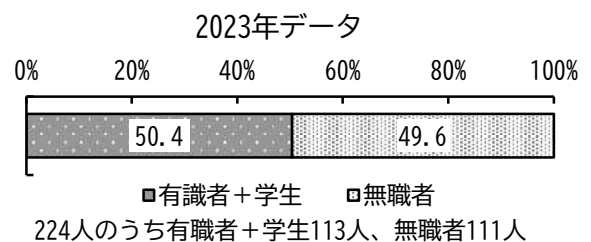
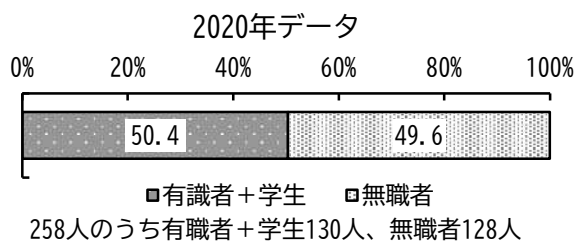
##### (1) 初犯者・再犯者の内訳



##### (2) 刑法犯の罪種の内訳 (再犯)



##### (3) 窃盗犯の犯行時の無職者の割合



- ・2023年の統計データによると、刑法犯検挙者460人のうち、初犯者270人(58.7%)、再犯者190人(41.3%)となっており、再犯者が約4割を占めています。第1次計画策定時の統計データ(2020年)と比較すると、刑法犯検挙者数が減少していますが、再犯者数の減少が寄与しているものと想定されます。
- ・刑法犯(再犯)における罪種内訳では、刑法犯(再犯)190人のうち、窃盗犯が103人(54.2%)と半数以上を占めており、これは全国と同様の傾向となっています。
- ・そして、窃盗犯の犯行時の職業状況は、窃盗犯224人中、有職者+学生113人(50.4%)、無職者111人(49.6%)となっています。
- ・刑法犯検挙者の約4割を再犯者が占めること、再犯者に占める窃盗犯の割合が最も高いこと、窃盗犯に占める無職者の割合が半数を占めることから、窃盗の大きな要因となる生活困窮や、社会的孤立に陥らないための福祉的支援に確実につなぐため、関係機関との連携体制を引き続き強化していくことが大切です。

## (2) 豊田市における再犯防止のこれまでの取組・第1次計画の評価

### ■ 第1次計画の重点取組

第1次計画の重点取組	2024年度末までの達成状況
① 刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進（入口・出口支援モデル実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事司法関係機関との連携により、入口支援26件、出口支援8件を実施。</li> <li>・特に出口支援においては、弁護士との連携により出所前から面会を通じた情報収集をするなど、支援に向けた事前検討が実施できた。</li> </ul>
② 地域の支援者を巻き込んだ見守り支援体制の構築（保護観察所等との連携、重層的支援会議の実施、多世代参加支援プロジェクトの活用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所等との連携により、保護観察期間中からの支援を6件実施。</li> <li>・多様な機関の参加する重層的支援会議を10件実施し、本人の地域移行のための支援策を検討。</li> <li>・多世代参加支援プロジェクトを活用し、新たなサービスを創出した支援を1件実施。</li> </ul>
③ 更生保護活動を行う民間協力者への活動支援（連携体制、負担軽減等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援会議へ参加いただくなど、支援方針の検討を一緒に行うことで連携を実施。</li> <li>・保護司会活動経費の一部補助や、公共施設の無償提供、担い手確保に向けた保護司セミナー等を実施。</li> <li>・協力雇用主、保護司会、更生保護女性会の情報交換会を実施。</li> </ul>
④ 再犯防止の推進等に関する周知・啓発（広報等による啓発、研修開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報とよたや啓発ポスター設置等による市民・支援者に向けた周知啓発を実施。</li> <li>・中部ブロック再犯防止シンポジウムに参加し、本市の計画や支援体制について発信。</li> <li>・司法修習生や県地域生活定着支援センター等に向けた再犯防止の研修を実施。</li> </ul>

### ■ 第1次計画の評価

- ・本計画策定段階から国の機関（地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年院、保護観察所等）や県の機関（地域生活定着支援センター）、民間団体（弁護士会、社会福祉士会、就労支援事業者機構、保護司会、協力雇用主会等）とのヒアリング、議論を通して新たな連携に向けた関係性を構築してきました。
- ・現在、本市においては「重層的支援体制整備事業」を活用し、支援対象者を受け止め、入口支援・出口支援いずれにおいても適切な支援につなぐ体制が整備されており、刑事司法関係機関との連携により本人の地域移行を支援する事例が増えてきました。
- ・刑事司法関係機関や国・県の機関との共同研修等を通し、本市の支援スキームや事例を周知することをきっかけに事案の相談につながるケースがあるなど、連携体制も着実に強化されてきました。

### 3 豊田市における再犯防止のさらなる推進に向けた課題

#### (1) 関係機関とのさらなる連携強化

- ・特に入口支援においては、刑事司法関係機関からの相談から本人との対面までタイトなスケジュールになることが多いため、よりスムーズな支援に向けた連携の強化が必要です。
- ・対象者の地域移行にあたって、対象者を受け入れる福祉事業所、地域、事業者などに対しては、引き続き丁寧な周知・啓発活動を行い、様々な機関との連携による継続的・伴走型の支援ができる体制を強化していく必要があります。

#### (2) 刑余者の居住環境確保に向けた取組の強化

- ・国の第2次再犯防止推進計画において「就労・住居の確保等」が重点課題とされ、2025年度には住宅確保要配慮者の住居確保を円滑化するため「住宅セーフティネット法」も改正されました。
- ・本市においても、刑余者が住居を確保できないことで適切な支援が遅れて、生活困窮に繋がり、犯罪を繰り返すケースも見られるため、刑余者の生活基盤を整える上で、地域における安定した居住環境の確保に向けた理解啓発等の取組を強化することが重要です。

#### (3) 民間協力者への支援の充実

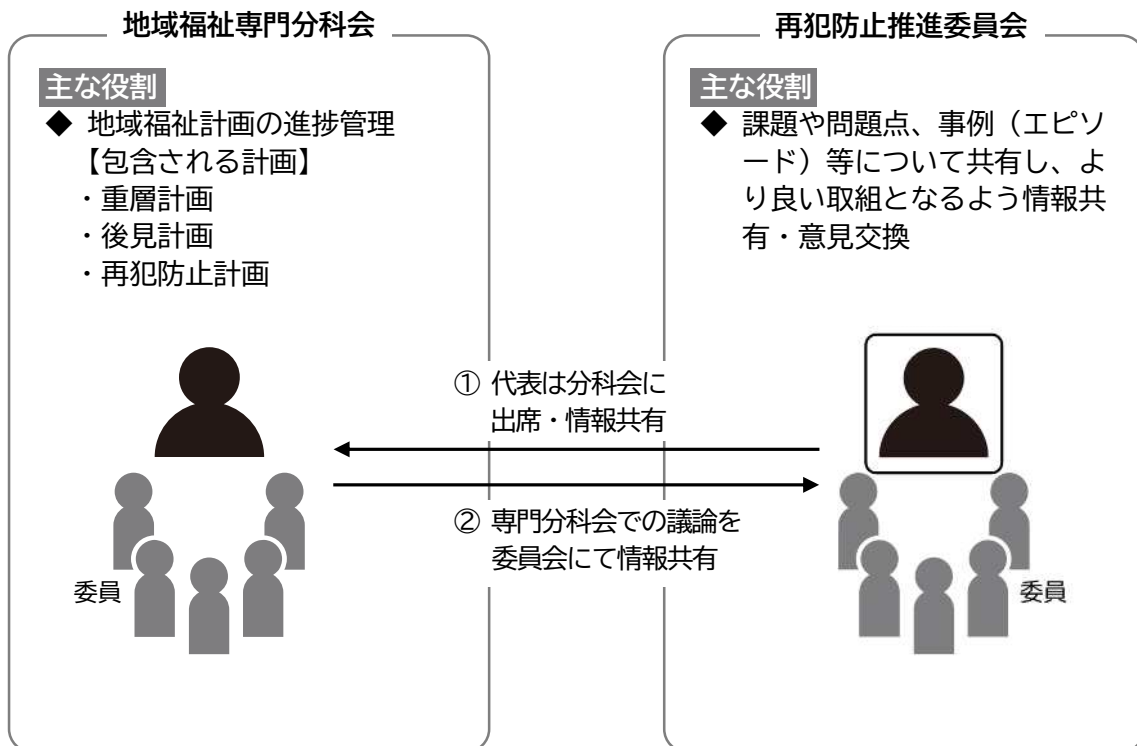
- ・地域の支援者である保護司の高齢化・減少により、地域での更生支援の担い手の不足が懸念されています。保護司の確保については、法務省が取り組んでいるところですが、地域でも保護司の活動しやすい環境を整えるとともに、保護司とともに対象者を支援できる体制を構築していく必要があります。
- ・また、就労後の継続的な支援やトラブル発生時の相談先の確保、福祉的支援への理解啓発など、協力雇用主が安心して対象者を雇用できるよう、取組を充実させていく必要があります。

## 4 豊田市における再犯防止の推進体制

### < 再犯防止推進委員会 >

- ・第1次計画においては、計画の進捗管理を目的として「再犯防止推進委員会」を設置し、計画に基づく取組の進捗や成果、課題点・問題点について情報共有・協議を実施してきました。
- ・第2次計画は地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含することから、計画の進捗管理や評価の役割は豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が担うこととなります。
- ・第2次計画においては、再犯防止推進委員会は、再犯防止の取組を実施する中で課題や問題点、事例（エピソード）等について共有するとともに、好事例・難事例からの学びや、参画する支援者・関係機関の専門的経験・知見に基づく議論を実施し、「支援の質の向上」と「支援の在り方の探求」を目的とした協議体として、本市における再犯防止を推進する役割を担います。

### < 第2次計画における再犯防止推進委員会の位置づけ・役割イメージ >



## 5 本計画を推進するための主な取組

- ・さらなる推進に向けた課題に対し、豊田市再犯防止推進委員会及び豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議での議論を踏まえて、本計画を推進するための重点取組を設定します。なお、重点取組以外にも、これまで再犯防止推進計画や重層的支援体制の中で取り組んできた支援・活動についても、従前どおり推進していきます。
- ・再犯防止推進に係る支援の具体的な事例や、各機関における課題等については、豊田市再犯防止推進委員会で共有・議論することで、知見の共有やさらなる連携強化につなげていきます。

第2次計画の重点取組	取組みの概要
① 社会支援活動の担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力雇用主会、保護司会及び更生保護女性会に対する活動費の一部補助や公共施設の無償提供に加え、BBS会への事務的支援や更生保護施設との連携を図ることで、社会支援活動を担う各団体の負担軽減と担い手確保を図り、協働体制の充実に取り組みます。</li> <li>・一般競争入札において、更生保護活動に協力する協力雇用主を評価項目に位置付け、社会復帰支援に取り組む事業者を後押しします。</li> <li>・団体同士の情報交換の場を設けることで、さらなる連携を図ります。</li> </ul>
② 生活再建に向けた居住支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者等が、賃貸住宅へ円滑に入居できる環境の整備に向けた取組を進めます。</li> </ul>
③ 多機関協働による総合的な再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮、障がい、薬物依存など、福祉的な支援が必要な人が釈放・矯正施設などから退所する際に、適切な自立支援を行い、再犯を防止できるよう、刑事司法関係機関と事前の情報共有を行う仕組みを整えるとともに、本人の成育歴や特性に応じた専門的アセスメントができるような体制を整えます。</li> <li>・高齢者や障がい者の虐待防止、成年後見制度など関連する権利擁護の取組と一体的に運用し、総合的に支援できるように取り組みます。</li> <li>・毎年7月の再犯防止啓発月間に合わせて市民への啓発活動を実施するとともに、「社会を明るくする運動」など、保護司会等と連携しながら、引き続き啓発活動を実施していきます。</li> <li>・福祉・司法関係者が参加する研修を通じて、支援機関同士の連携強化を図っていきます。</li> </ul>

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画における本計画部分の評価の考え方

- ・第1次計画では、「相談件数」や「支援件数」などの定量的な観点での評価が主でしたが、第2次計画においては、包含される第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価の考え方（58ページ）に則り、①取組の評価、②中間アウトカムの評価、③総合アウトカムの評価の3つの段階に分けて評価を実施します。
- ・したがって、本計画個別での評価は行わず、本計画の重点取組については、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画に位置付けられた取組として、計画全体と一体的に評価します。
- ・なお、②中間アウトカムの評価にあたっては、再犯防止推進委員会で挙げた支援の具体的なエピソードや、事例の検討などを通じた関係機関からの意見なども踏まえ、豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において共有し、計画の評価に反映していきます。



## 第10章

### 更なる基盤づくりに向けて

第10章では、地域福祉施策の推進の更なる基盤づくりに向けて、踏まえておくべき項目について説明しています。

#### 内容

- 1 地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）
- 2 とよたローカルゴール

# 更なる基盤づくりに向けて

## 1 地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）

- 「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで2030アジェンダが採択され、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17の大きな目標と、達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。
- 本市は、内閣府よりSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」として選定されています。地域福祉においても、SDGsの視点を持って、超高齢社会の進展などの課題に対応していく必要があります。



【 特に本計画と関連が強いもの 】

### 目標 1：貧困をなくそう



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

### 目標 3：すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

### 目標 8：働きがいも経済成長も



包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

### 目標 10：人や国の不平等をなくそう



各国内及び各国間の不平等を是正する

### 目標 11：住み続けられるまちづくりを



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

### 目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 2 とよたローカルゴール

- 豊田市第9次総合計画では、ミライ実現戦略2030の終了年が、SDGs達成を目指す年と同じ2030年であることから、それぞれの方向性を連動させて取組を進めることとしています。
- 本市の2030年のあるべき姿の実現のためには、SDGsが求める持続可能な経済、社会及び環境の三側面に加えて、市民一人ひとりの心身の豊かさも一層大切にすることが必要です。この観点から、SDGs推進だけでは充足しきれない「市民の心の豊かさ」に焦点を当てた、本市独自の横断的な目標（とよたローカルゴール）を新たに設定しました。
- 「とよたローカルゴール」の実現により、本市が多くの人々から選ばれ、人口減少に歯止めをかけることで、地域の活性化につながると考えます。
- 本計画においても、「とよたローカルゴール」は、市民一人ひとりが自分らしく暮らし、互いに支え合える地域共生社会の実現を目指すうえで、重要な方向性となっています。



### L1

子どもたちが夢と希望をもち、自らのミライを切り拓く力を育む

持続可能なまちづくりのためは、次世代を担うこどもの育成が必要不可欠です。子どもたちがミライに向かって夢と希望を持ち、心豊かに暮らせるよう、「こども起点」、「こども視点」で施策の在り方を考え、まちづくりを推進します。



### L2

誰もがつながり合い、様々な体験と感動を通じて、地域への愛着と誇りを持っている

地域や多世代によるつながり合いの中で、本市ならではの様々な体験や感動は、わたしたちの暮らしを豊かなものにしてくれます。本市に関わる全ての人々が、本市や自分が居住する地域に対して愛着や誇りを感じられる地域社会を作ります。



# 第11章

## 計画の推進体制

第11章では、計画の推進に当たり、進行管理や評価体制について説明しています。

### 内容

- 1 計画の進行管理
- 2 計画の評価体制

# 計画の推進体制

## 1 計画の進行管理

### (1) 推進体制の整備

本計画に位置づけられた施策や事業は多分野に渡るため、取組を着実かつ効果的に推進するには、行政内及び社協内関係各課の横断的な連携が不可欠です。そのため、それぞれが主体性を持ち、専門的な知識・技術を活かしながら包括的な取組を推進します。

また、本計画は福祉に関わる各分野の基盤計画であることを踏まえ、行政の個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら毎年度の進捗管理を行います。

### (2) 市民、地域との連携

地域福祉は行政や社協だけではなく、市民や民生委員・児童委員、自治区、地域活動団体、ボランティア、専門職、企業などが担い手となり連携・協力することが重要です。そのため、これらの主体に対して、多様な手段・機会を通じて、地域福祉や本計画の方向性などの情報発信を行います。

## 2 計画の評価体制

計画の評価については、「豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（行政）」「豊田市地域福祉活動推進委員会（社協）」で、毎年活動内容や成果を報告し、評価を行います。各会議では、市民視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。

評価に際しては、数値的な指標だけでなく、地域の取組の内容など「質」についても共有し、評価することとします。

## 資料編

資料編では、策定の経過や、統計データ、策定の検討を行った会議体、用語説明についてまとめています。

### 内容

- 1 策定の経過
- 2 統計データ詳細
- 3 豊田市社会福祉審議会
- 4 豊田市地域福祉活動計画策定委員会
- 5 用語説明

## 1 策定の経過

年月日	実施事項
2024年 8月20日	第1回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第1回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
2024年 9月	地域福祉に関する市民アンケート調査（9月11日～9月30日）
	地域福祉に関する自治区長アンケート調査（9月5日～9月30日）
	地域福祉に関する民生委員・児童委員アンケート調査（9月～10月）
2024年 10月	福祉人材に関する事業所アンケート
2024年 10月24日	第1回テーマ別ワークショップ「孤独・孤立対策」
2024年 11月14日	第2回テーマ別ワークショップ「孤独・孤立対策」
2024年 11月16日	高校生・大学生意見交換会
2024年 12月11日	第3回テーマ別ワークショップ「孤独・孤立対策」
2024年 12月20日	第1回テーマ別ワークショップ「地域の担い手づくり：専門人材」
2024年 12月26日	第1回テーマ別ワークショップ「地域の担い手づくり：地域人材」
2025年 1月23日	第2回テーマ別ワークショップ「地域の担い手づくり：専門人材」
2025年 1月25日	住民懇談会（コミュニティ会議福祉部会①）
2025年 1月30日	第2回テーマ別ワークショップ「地域の担い手づくり：地域人材」
2025年 3月21日	第2回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第2回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
2025年 6月7日	住民懇談会（コミュニティ会議福祉部会②）
2025年 6月12日	住民懇談会（旭地区）

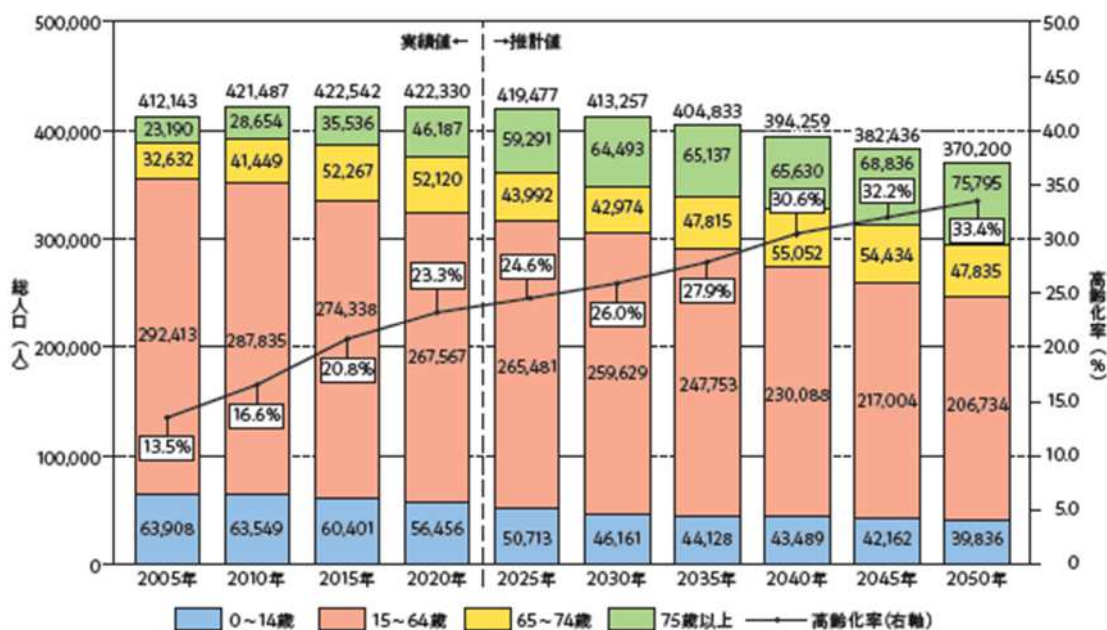
年月日	実施事項
2025年 6月16日	住民懇談会（足助地区）
2025年 6月20日	住民懇談会（小原地区）
2025年 6月23日	住民懇談会（藤岡地区）
2025年 6月25日	住民懇談会（下山地区）
2025年 6月27日	住民懇談会（稲武地区）
2025年 7月16日	第1回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第1回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
2025年 11月14日	第2回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第2回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
2025年 12月12日～ 2026年 1月9日	パブリックコメントの実施
2026年 2月6日	第3回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・ 第3回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議

## 2 統計データ詳細

### (1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、2008年のリーマンショック以降、約42万人を横ばいで推移してきましたが、2019年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の2023年推計9（図表1）によれば、2050年には約37万人となることが予測されています。また、高齢化率を見ると、今後も高齢化が一貫して進行することが見込まれます。

（図表1） ■本市の将来人口推計

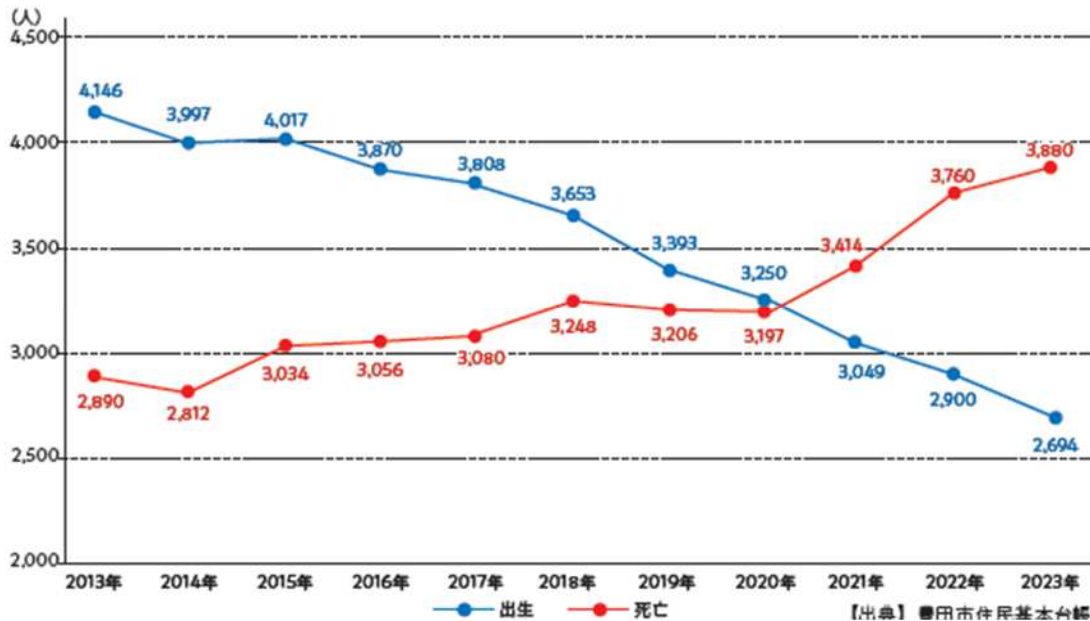


出典：第9次豊田市総合計画

元データ：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年計）」

本市の人口動態のうち、自然動態は、これまで自然増加で推移してきましたが、2021年から自然減少に転じています。晩婚化・未婚化の進行を踏まえると、出生数の更なる減少が予測され、自然減少が進展し、まちの活力維持が困難になるリスクが想定されます（図表2）。

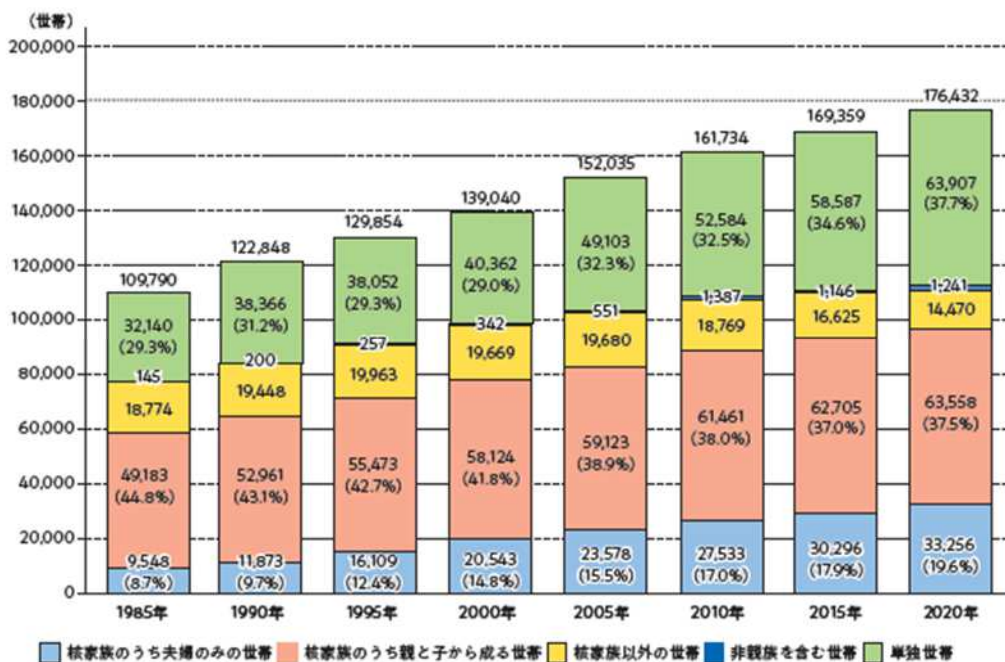
(図表2) ■本市の出生数・死亡数の推移



出典：第9次総合計画

本市の世帯数は、世帯分離等から年々増加を続けており、2020年には単独世帯が37.7パーセントと最も多く、平均世帯人員は2.36人(全国2.21人)となっています。国立社会保障・人口問題研究所の2024年推計10において、2050年には日本の平均世帯人員は1.92人になると予測されており、今後も単独世帯が増加していくことが見込まれます(図表3)。

(図表3) ■本市の世帯数の推移

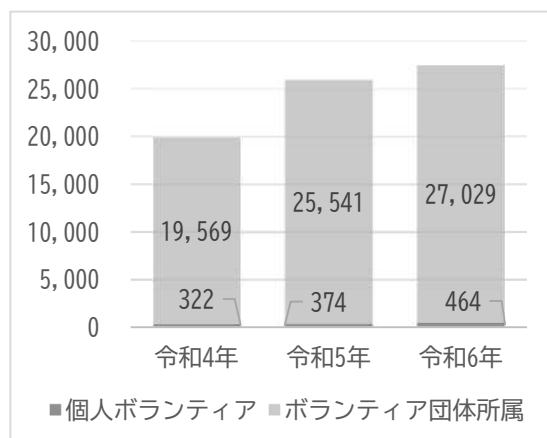


出典：第9次豊田市総合計画

## (2) ボランティアの状況

社協ボランティアセンターに登録されているボランティア数は、増加しています。また、登録者のうち、ボランティア団体に所属している人がほとんどを占めています。

### ■ボランティア登録者数の推移

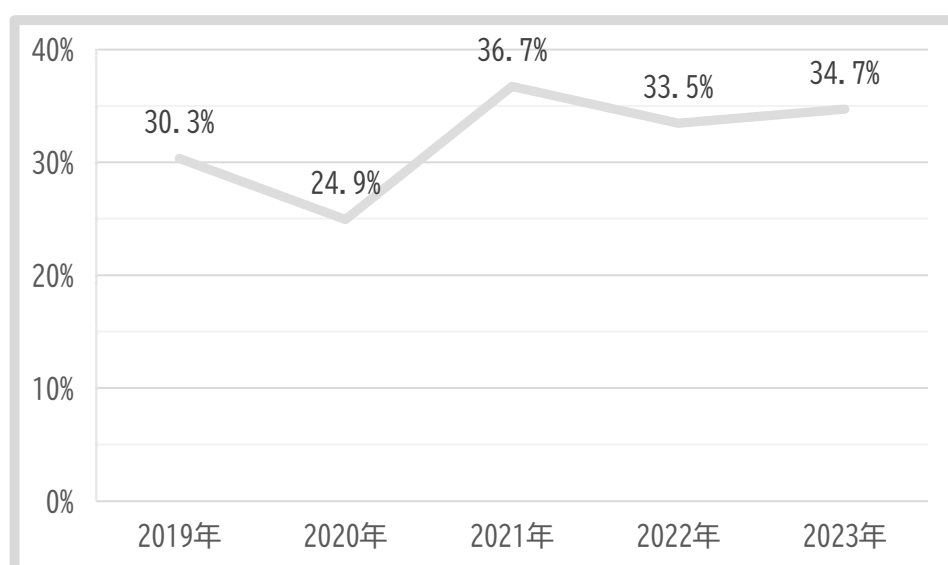


出典：社会福祉協議会資料

## (3) 財政の状況

一般会計の歳出に占める民生費（高齢者や障がいのある人、子どもへの福祉、生活保護などに係る経費）の割合は、歳出の3分の1以上を占めています。今後も、少子高齢化の進行などにより、民生費が占める割合が更に高まることが予想されます。

### ■歳出に占める民生費割合の推移



出典：豊田市統計書（一般会計目的別歳出決算額）

### 3 豊田市社会福祉審議会

#### (1) 豊田市社会福祉審議会条例

平成12年3月29日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、豊田市社会福祉審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、豊田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第3条 法第12条第1項の規定により、審議会に精神障害者福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(会議の特例)

第7条 委員長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、同条第4項中「審議会」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第5項中「出席した委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、同条第6項中「議事を開き、議決を行う」とあるのは「審議する」と読み替えるものとする。

(専門分科会)

第8条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(民生委員審査専門分科会)

第9条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第2項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(豊田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)
- 2 豊田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成9年条例第39号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に審議会の委員又は臨時委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則(平成12年9月27日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日条例第79号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第8号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第35号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

附 則（平成28年9月28日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第58号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第49号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊田市地域自治区条例、豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例、豊田市行政不服審査会条例、豊田市財産区まちづくり支援条例、豊田市財産区管理会条例、豊田市生涯学習審議会条例、豊田市文化財保護条例、豊田市スポーツ推進審議会条例、豊田市社会福祉審議会条例、豊田市食育推進会議条例、豊田市感染症診査協議会条例、豊田市開発審査会条例、豊田市建築審査会条例、豊田市国民保護協議会条例及び豊田市防災会議条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

## (2) 豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属団体など	備考
安藤 敏市	豊田市民生委員児童委員協議会	
伊藤 大介	日本福祉大学 社会福祉学部	
稲垣 令一	高齢者クラブ連合会	～2025年4月24日
神田 りつ子	市民公募	2025年7月1日～
小松 理佐子	日本福祉大学	分科会長
阪田 征彦	社会福祉法人 無門福祉会ライフサポート むもん	
坂元 玲介	とよた多世代参加支援プロジェクト	～2025年6月30日
佐合 恭治	市民公募	～2025年6月30日
佐野 真二	豊田市区長会	～2025年5月11日
鈴木 聖人	とよた多世代参加支援プロジェクト	2025年7月1日～
武田 恭弘	豊田市高齢者クラブ連合会	2025年4月25日～
成瀬 和美	豊田市区長会	2025年5月12日～
松本 清彦	一般社団法人 豊田市身障協会	
松山 剛久	愛知県弁護士会	2025年7月1日～
村瀬 和好	市民公募	～2025年6月30日
安田 明弘	社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会	副分科会長
山田 美津子	豊田市ボランティア連絡協議会	
山村 史子	学校法人日本教育財団 名古屋医専	
湯原 悦子	日本福祉大学 社会福祉学部	2025年7月1日～

## 4 豊田市地域福祉活動計画策定委員会

### (1) 豊田市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(平成30年6月27日規程第48号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の理念や経営方針を基盤とし、市民及び社会福祉関係者と相互に協力して、豊田市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に必要な事項を協議するために、策定委員会を設置する。

(役割)

第3条 策定委員会は、活動計画の策定に関して、次の事項を協議するものとする。

(1) 策定手順

(2) 活動計画内容

(3) 行政が策定する豊田市地域福祉計画との整合

2 策定委員会は、策定にあたっての進捗状況ならびに活動計画案を、本会会長に報告するものとする。

(組織)

第4条 策定委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

(1) 自治区長

(2) 民生委員児童委員

(3) 支所推進委員会委員

(4) 地域福祉活動実践者

(5) 福祉団体関係者

(6) 福祉関係事業所関係者

(7) 見識者

(8) 学識経験者

(9) 行政関係者

(10) その他、本会会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内で本会会長が委嘱する期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第6条 委員が策定委員会の必要とする会議等に出席した場合は、日額4,500円の報酬を支給する。ただし、本会会長が特に必要と認めた者は、日額19,700円以内において、報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該委員が豊田市及びその機関等に勤務する一般職に属する公務員である場合は、これを支給しない。

3 委員が策定委員会の必要とする会議等に出席した場合は、旅費を支給する。ただし、県内在住・在勤の委員についてはこの限りではない。

4 地域福祉活動推進委員会が同日に開催される場合は、重複して委員報酬及び旅費を支給しない。

(運営)

第7条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は委員会を招集し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第9条 策定委員会の事務局は、本会地域福祉推進室に置く。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

## (2) 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属団体など	備考
五十嵐 義尚	連合愛知豊田地域協議会	2025年11月1日～
小野 英鑛	豊田市高齢者クラブ連合会	2025年7月1日～
加藤 国治	豊田市介護サービス機関連絡協議会	2024年7月1日～
木本 光宣	NPO法人ユートピア若宮	2024年7月1日～
倉橋 学	豊田市区長会	副委員長 2025年7月1日～
近藤 鐘幸	豊田市区長会	副委員長 2024年7月1日～ 2025年6月30日
酒井 保彦	豊田市自主防災会連絡協議会	2024年7月1日～
杉山 勝久	豊田市民生委員児童委員協議会	2024年7月1日～ 2026年1月31日
竹ヶ原 利博	連合愛知豊田地域協議会	2024年7月1日～ 2024年10月31日
武田 恭弘	豊田市高齢者クラブ連合会	2024年7月1日～ 2025年6月30日
寺岡 裕	地域包括支援センターくらがいけ	2024年7月1日～
永田 祐	学識経験者（同志社大学教授）	委員長 2024年7月1日～
中屋 浩二	梅ヶ丘学園	2024年7月1日～
伴 幸俊	豊田地域医療センター 地域医療人材育成センター	2024年7月1日～ 2025年10月31日
松山 剛久	豊田市成年後見・法福連携推進協議会	2024年7月1日～
深川 政行	豊田市民生委員児童委員協議会	2026年2月1日～
藤江 貴紀	豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会	2024年7月1日～
八鍬 幸雄	ボランティアセンター運営委員会	2024年7月1日～
山内 洋子	藤岡支所推進委員会	2024年7月1日～
山村 史子	とよた市民福祉大学運営委員会	2024年7月1日～
吉橋 恵美子	豊田地域医療センター 地域医療人材育成センター	2025年11月1日～

## 5 用語説明

### あ

#### ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略称。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術

#### アウトカムの評価

福祉・地域づくり・行政計画のどの分野でも事業の本当の成果を測るために欠かせない視点。アウトプット（活動量）ではなく、「その結果、人や地域がどう変わったか」を測るのがアウトカム評価

#### アウトプット指標

事業や施策が「どれだけ実施されたか」を数量で示す指標のこと。行政計画・福祉計画・事業評価などで必ず使われる概念で、アウトカム指標（成果）とセット

#### アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない利用者に対し、専門職が地域に出向いて対面し、潜在的なニーズを引き出すために行う支援方法

#### アセスメント

「対象を客観的に調査・評価すること」を意味し、介護・福祉・医療・教育・ビジネスなど幅広い分野で使われる重要なプロセス。特に福祉分野では、利用者の状態やニーズを把握し、最適な支援計画を作るための基盤となる

#### 意思決定支援

本人が自らの意思に基づいて生活やサービスを選択できるよう支える支援

#### 意思決定フォロワー

本人の「こうしたい」という思いを尊重しながら、一緒に考え、意思決定を後押しする身近な支持者のこと

#### 居場所づくり

地域福祉・教育・まちづくりのどの分野でも核になる取組。制度やサービスだけでは支えきれない「人のつながり」「安心できる場所」を地域の中に増やすことで、孤立を防ぎ、誰もが自分らしく過ごせる環境を整えることが目的

#### 入口支援・出口支援

##### 入口支援

犯罪や非行に至る前、または刑事手続の初期段階で行う支援のこと

##### 出口支援

刑務所・少年院などの矯正施設から出る人の社会復帰を支える支援のこと

#### エンディングノート

自分のもしもの時に備えて、医療・介護・葬儀・財産・連絡先・大切な思いなどを家族へ伝えるために書き残すノート。法的効力はないが、家族の負担を大きく減らし、本人の希望を明確にできる

### か

#### 喀痰吸引研修

喀痰吸引研修（正式名称：喀痰吸引等研修）は、介護職員などが「痰の吸引」や「経管栄養」を安全に実施できるようになるための国指定の研修。厚生労働省が制度化しており、研修は基本研修＋実地研修で構成されている

## 官民連携プラットフォーム

行政（官）と民間（企業・大学・NPO など）が地域課題の解決やスマートシティ・SDGsの推進のために協働するための公式な仕組み

## 強度行動障がい支援者養成研修

強度行動障がいのある人への専門的で安全な支援を行うための国指定研修で、基礎研修と実践研修の2段階で構成されている

## 協力雇用主

犯罪や非行をした人（刑務所出所者・少年院退所者・保護観察中の人など）の雇用を通じて社会復帰を支える民間企業のこと

## 居住サポート住宅

2025年10月に開始された新制度で、高齢者・障がい者・低所得者など住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう、入居中の見守り・安否確認・福祉サービスへのつなぎなどのサポートが付いた賃貸住宅

## 刑事司法関係機関

罪の捜査・起訴・裁判・矯正・更生支援など、刑事司法の各段階に関わる公的機関の総称であり、警察、検察庁、裁判所、刑務所・少年院などの矯正施設、保護観察所などが含まれる

## 刑余者

過去に刑罰を受けたことのある人

## 権利擁護

「権利を守る」という意味にとどまらず、本人が自分らしく生きるための力を支え、権利侵害を未然に防ぎ、必要なときに代わって権利を主張する一連の取組を指す

## 権利擁護基金

判断能力が不十分な人や身寄りのない人を地域で支えるために、寄付を原資として成年後見・生活支援・身元保証代替支援などに活用される地域の支援基金

## 権利擁護支援

高齢者・障がい者・こども・生活困窮者など支援が必要な人の権利を守り、その人らしい生活を実現するための支援

## 権利擁護支援チーム

本人の権利を守るために、後見人・福祉・医療・行政・地域の関係者がチームとして継続的に連携し、本人の意思や生活を支える仕組み

## 更生保護女性会

犯罪・非行の予防や、犯罪をした人・非行少年の立ち直り支援、そして青少年の健全育成を目的に活動する全国規模の女性ボランティア団体

## コミュニケーション支援ボード

話し言葉でのコミュニケーションが難しい人（知的障がい・自閉症・聴覚障がい・外国人・高齢者など）が、絵や文字を指さすことで意思を伝えられる支援ツール。全国の自治体・警察・消防・交通機関でも導入されており、災害時や窓口対応でも活用されている

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

Community Social Worker（コミュニティソーシャルワーカー）の略称。地域の困りごとに対し、制度・人材・サービスを組み合わせ、調整やコーディネートを行う専門職

## 再犯防止

犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないように支援する取組であり、法務省は「安全で安心な社会の実現のために不可欠」と位置づけている。日本では再犯者が検挙人員の約半数を占めており、就労・住居・福祉支援の不足が再犯の大きな要因とされている

## 再犯防止推進計画

国や自治体が犯罪を繰り返させないための支援を体系的に進めるために作る計画

## 再犯防止推進法

再犯防止推進法（正式名称：再犯の防止等の推進に関する法律）は、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支援し、再犯を減らすために国と自治体の責務・施策を定めた法律

## 市民後見人

弁護士や司法書士などの専門資格を持たない一般市民が、家庭裁判所から選任されて成年後見人として活動する人。地域に暮らす市民として、本人に寄り添いながら金銭管理や生活上の契約支援を行う役割がある

## 市民後見人バンク登録チーム

自治体が市民後見人制度を運用する際に、市民後見人候補者（バンク登録者）を支えるための小さな専門チーム

## 社会的孤立の問題

人とのつながりや社会的な支援が乏しく、必要な助けにアクセスできない状態が継続することを指す

## 社会福祉連携推進法人

2022年の社会福祉法改正で創設された、複数の社会福祉法人がゆるやかに連携しながら地域の福祉課題に取り組むための新しい法人制度

## 住宅確保要配慮者

「住宅の確保に特に配慮が必要な人」を指し、住宅セーフティネット法で定義されています。高齢者・障がい者・低所得者・ひとり親・DV被害者・刑務所出所者など、多様な人が含まれる

## 住民福祉教育

住民が福祉を自分ごととして理解し、地域の担い手として関わる力を育む学習プロセス

## 消福医連携

消防（消）・福祉（福）・医療（医）が連携し、災害時や平時において支援が必要な人を切れ目なく支えるための協働体制を指す

## スポットワーク

数時間～1日単位で働ける単発・短時間の雇用型バイトのこと

## 生活困窮者自立支援事業

生活に困っている人が自立に向かえるよう、相談支援・住まい・就労・家計改善などを包括的に支える制度

## 成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分になった人の権利を守るために、家庭裁判所が選任した後見人が財産管理や契約手続きを支援する制度

## 成年後見制度利用促進法

成年後見制度が十分に利用されていないという課題を受けて、国が制度の利用を増やし、地域で支える仕組みを整えるために制定された法律

## セーフティネット後見

身寄りがない人や家族の支援が得られない人でも、必要なときに成年後見制度を利用できるよう、自治体や社会福祉協議会などが最後の砦（セーフティネット）として後見人の確保や申立て支援を行う、地域における権利擁護の仕組み

## セーフティネット住宅

セーフティネット住宅とは、「住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者・低所得者・子育て世帯など）の入居を拒まない」と国に登録された賃貸住宅のこと。空き家・空き室を活用し、家賃補助や見守り支援が受けられる仕組み

## 潜在人材

現時点では働いていない・活躍していないが、適切な支援や環境があれば力を発揮できる人材

## 専門職後見人

家庭裁判所が成年後見人として選任する際に、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門資格を持つ職業人が担う後見人。親族後見人が難しいケースで選任されることが多く、財産管理や身上監護を専門的に行える点が特徴

## ソーシャルアクション

社会課題を解決し、より良い社会をつくるために行われる行動や取組の総称

た

## タスクシフト・タスクシェア

人手不足が深刻化する中で、専門職が本来の専門性を発揮できるように、業務（タスク）を適切に移し替えたり、分担したりする考え方

## 縦割り

組織が部門ごとに分断され、横の連携が弱い状態を指す

## 地域共生社会の在り方検討会議

厚生労働省が 2024 年 6 月に設置した有識者会議で、地域共生社会の実現に向けた制度・支援体制の見直しを議論する場

## 地域づくりミーティング

地域住民・団体・行政が集まり、地域の課題や未来の姿について対話し、つながり、行動につなげるための話し合いの場

## 地域連携ネットワーク

地域の社会資源（福祉・医療・行政・司法・地域住民など）をつなぎ、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなぐための地域の支え合いの仕組み

## 中核機関

成年後見制度や権利擁護支援を必要とする人を地域で切れ目なく支えるための司令塔となる自治体の機関

## DWAT（災害派遣福祉チーム）

大規模災害時に、避難所や在宅で避難する高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者に生活支援を行う福祉専門職のチームであり、災害関連死を防ぐための福祉支援の要として国や都道府県が整備を進めている組織

## とよたSDGsパートナー制度

豊田市と企業・団体が連携し、SDGsの達成や地域課題の解決に取り組むための公式パートナー制度

## 豊田市SDGs認証制度

豊田市内の事業者が行う SDGs の取組を点数化して評価し、ゴールド・シルバー・ブロンズの3段階で認証する制度

## とよた市民福祉大学

地域における福祉活動の担い手を育成するために、社会福祉協議会が主催となって開催する講座。「福祉入門コース」と「家庭介護コース」から成る

## とよた多世代参加支援プロジェクト

豊田市の重層的支援体制整備事業の中核として、既存制度では対応しきれない「小さな困りごと」に対し、民間事業所が連携して新しい支援メニューを生み出す取組

は

## 8050問題

80代の親と、50代のひきこもり状態の子どもが同居し、生活が困窮・孤立してしまう問題

## ピアサポート

同じ経験や悩みを持つ仲間（Peer）同士が、対等な立場で支え合う支援。専門職の支援とは異なり、当事者同士だからこそ生まれる共感・安心感・回復力が大きな特徴

## 避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが難しく、円滑な避難のために特に支援が必要な人

## 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者（災害発生時などに自力での避難が難しく、避難行動を取ることに特に支援が必要な人）の生命・身体を守るため、住所、名前などの情報を記載した名簿（対象者本人の同意を得たうえで、行政が日頃から名簿を自治体などの地域の組織や、消防団、警察などに提供する）

## 福祉風土の醸成

地域共生社会を進めるうえで欠かせない土台づくりの考え方。制度やサービスを整えるだけでは地域は変わらず、住民一人ひとりの価値観・行動・関係性が「福祉的」になることが重要だという視点

## プラットフォーム

地域の多様な主体（住民、NPO、行政、専門職）がつながり、課題を共有し、協働するための場や仕組み

## 包括的な相談支援体制

地域のあらゆる生活課題（高齢・障がい・子育て・貧困・孤立など）を断らずに受け止め、多機関が連携して継続的に支えるための市町村の仕組み。厚生労働省は「断らない相談支援・参加支援・地域づくり支援」を一体的に行う体制として位置づけている

## 包括連携企業

自治体と包括連携協定を結び、幅広い分野で継続的に協働する企業

## 包摂的

異なるもの・多様な人々を排除せずに受け入れ、一つの社会や仕組みの中に含めること

## 法福連携推進協議会

法律（法）と福祉（福）の専門職・機関が連携し、成年後見制度や権利擁護支援を地域で推進するために自治体が設置する協議会

## 保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアで、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員

## 保護司会

保護司の活動を支えるために組織された地域団体

## ま

### まちの状態指標

まちの状態指標は、「地域がどんな状態にあるのか」を客観的に把握するための指標。

行政計画（地域福祉計画・総合計画・重層的支援体制整備事業など）でよく使われ、

アウトカム指標（成果）を測るためのまち全体の健康診断のような役割を果たす

### 身寄り問題

頼れる家族や親族がいない、または機能していないために、生活や医療・介護の場面で支障が生じる問題

### メタバース

メタバースとは、インターネット上に構築された3次元の仮想空間で、アバター（自分の分身）を使って他者と交流したり、仕事・学習・買い物・イベント参加などを行える新しいデジタル空間のこと

## や

### ヤングケアラー

本来大人が担うはずの家事や家族の介護・世話を、日常的に行っているこどものこと。こども家庭庁は「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども」と定義し、国・自治体が支援すべき対象としている

## ら

### 理解啓発事業

特定の社会課題について、住民や関係者の理解を深め、行動の変化を促すための取組全般を指す。福祉・防災・人権・教育など、あらゆる分野で実施されている

### ロジックモデル

事業や施策が「どうすれば目的を達成できるのか」を、インプット→活動→アウトプット→アウトカム→インパクトの因果関係で整理した見える化の設計図

## わ

### 若者サポートステーション事業

15～49歳の「働くことに悩みを抱える若者」を対象に、就労に向けた相談・訓練・職場体験・定着支援までをワンストップで行う国の事業





## 第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行 令和8年3月

発行者 豊田市 / 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

編集 豊田市 福祉部 地域包括ケア企画課  
〒471-8501  
豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所東庁舎1階  
電話番号 0565-34-6787  
FAX番号 0565-34-6793  
E-mail [hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp](mailto:hokatsu-care@city.toyota.aichi.jp)



社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 地域福祉推進室  
〒471-0877  
豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市福祉センター内  
電話番号 0565-31-1294  
FAX番号 0565-33-2346  
E-mail [vc@toyota-shakyo.jp](mailto:vc@toyota-shakyo.jp)

